



## 「元気プラン！」

～みんなで作ろう元気な宇土市！～

### 宇土市総合計画

発行：平成27年4月

編集：宇土市企画課

宇土市浦田町51 TEL0964-22-1111

<http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

デザイン：白木メディア株式会社

印刷：白木メディア株式会社

## 第5次宇土市総合計画 後期基本計画

# 元気プラン！

～みんなで作ろう元気な宇土市！～

(計画期間)

基本構想 2011～2018

基本計画 2015～2018

熊本県宇土市

第5次宇土市総合計画  
後期基本計画  
**元気プラン!**



はじめに

宇土市長  
**元松 茂樹**

本市では、平成23年度に第5次宇土市総合計画「元気プラン!」をスタートし、「人に元気を! まちに元気を!」をモットーに市民の皆様との「対話」を通し前例や慣例に捉われない「挑戦」を心がけ本市が目指す将来像であります「みんなでつくる元気な宇土市!」の実現に向け、各種施策を積極的に展開してまいりました。

我が国は、人口減少社会の到来、少子・高齢社会の進展、市場と経済のグローバル化、広範な環境問題への関心の高まりなど、社会情勢の変化への対応が求められています。また、地方自治体においても、地域創生に向けた取り組み、ますます進行する地方分権への流れや市民ニーズの多様化などに対処するため、さらに市民目線に立った施策の推進に努めなくてはなりません。

そこでこのたび、前期基本計画（平成23年度～平成26年度）が終了したため、後期基本計画（平成27年度～平成30年度）を策定しました。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画で取り組んだ施策の効果検証を行い、「市民にとって分かりやすい計画づくり」「市民参加による計画づくり」「重点施策を明確にし、効果的で実効性のある計画づくり」を策定方針として定め、取り組んでまいりました。前期基本計画策定時と同様に市内7地区における「まちづくり座談会」の開催や産業関係座談会、子どもアンケート、市民のハガキ等を実施し、多くの皆様方の生の声を聴かせていただき、皆様の思いを参考にした計画となっています。

今後は、本計画を基本方針として、「市民総参加のまちづくり」という理念のもと、「住んでみたい、ずっと住み続けたい、宇土市」を目指し、「みんなの力」で元気な宇土市づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定あたり市議会議員各位の多大なご支援はもとより、数多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

平成27年4月

市章



宇土市の位置と広さ

(平成26年3月31日現在)

- ◎東 経……130度39分31秒    ◎北 緯……32度41分14秒
- ◎東 西……20.4km            ◎南 北……7.9km
- ◎総面積……74.20km<sup>2</sup>

宇土市の花・木・鳥



市の花  
「あじさい」

平成7年3月、  
市民に募集して制定



市の木  
「きんもくせい」

昭和53年10月、  
市制20周年を記念して  
市民に募集して制定



市の鳥  
「めじろ」

平成7年3月、  
市民に募集して制定

宇土市民憲章

- わたくしたち宇土市民は 清潔な美しい町をつくりましょう
- わたくしたち宇土市民は 教養と公德心を高めましょう
- わたくしたち宇土市民は 健康で明るい町をつくりましょう
- わたくしたち宇土市民は 感謝の心で社会につくしましょう
- わたくしたち宇土市民は 仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう

(昭和53年9月27日 制定)

人口・世帯数

(平成27年1月1日現在)

(単位：人・世帯)

区 分	人 口			世 帯
	男	女	計	
計	18,218	19,763	37,981	14,617

資料：市民課（住民基本台帳人口）

みんなで作ろう  
元気な宇土市!

第5次宇土市総合計画  
後期基本計画

平成27年度～平成30年度



小西行長公マスコットキャラクター  
うとん行長ちゃん

# 目次

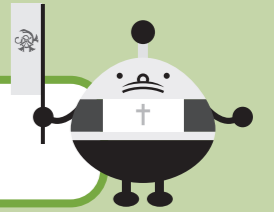
<b>第1部 序論</b>	7
第5次宇土市総合計画 基本計画体系図	8
第1章 総合計画の策定にあたって	10
1 総合計画とは	10
2 計画策定の目的	10
3 計画の期間と構成	11
4 第5次総合計画の特徴	12
<b>第2部 基本計画</b>	13
後期基本計画における重点施策	14
第1章 みんなが安心！暮らしを守り自然を守るまちづくり【生活・環境】	18
1 治山・砂防対策の充実	18
2 治水対策の充実	19
3 災害に強いまちづくりの推進	20
4 消防・救急体制の充実	22
5 防犯対策等の充実	24
6 交通安全対策の推進	26
7 消費生活対策の充実	28
8 環境の保全	30
9 廃棄物処理とリサイクル対策の推進	32
第2章 みんなが元気！健康で安らぎのあるまちづくり【保健・福祉・医療】	34
10 健康づくりの充実	34
11 子育て支援の充実	36
12 社会福祉の充実	38
13 高齢者福祉の充実	40
14 障がい者（児）福祉の充実	42
15 社会保障制度の適切な運用	44
第3章 みんなが豊か！豊かで活気あふれるまちづくり【産業・経済】	46
16 農林業の振興	46
17 水産業の振興	48
18 商業の振興	50
19 工業の振興	52
20 企業誘致の推進	54
21 観光・物産の振興	56
22 雇用対策の推進	58

第4章 みんなが便利！快適な生活を支えるまちづくり【都市基盤】	60
23 土地利用の促進	60
24 道路・交通網の整備・充実	62
25 市街地の整備	64
26 住宅・住環境の整備・充実	66
27 公園・緑地の整備・充実	68
28 上水道等の整備・充実	70
29 下水道等の整備・充実	72
30 生活交通手段の充実	74
31 情報通信基盤整備の充実	76
第5章 みんなで育む！伝統と学びに感謝のまちづくり【教育・文化】	78
32 幼児期教育の充実	78
33 学校教育の充実	80
34 スポーツの推進	82
35 生涯学習の推進	84
36 地域連携による青少年の健全育成	86
37 人権教育・啓発の推進	88
38 歴史文化遺産の保存・活用	90
39 文化・芸術活動の推進	92
6章 7地区のまちづくり【宇土・花園・轟・走湯・緑川・網津・網田】	94
40 宇土地区のまちづくり	94
41 花園地区のまちづくり	96
42 轟地区のまちづくり	98
43 走湯地区のまちづくり	100
44 緑川地区のまちづくり	102
45 網津地区のまちづくり	104
46 網田地区のまちづくり	106
第7章 みんなで実現するまちづくり【協働・行財政運営】	108
47 地域コミュニティの再生	108
48 市民参画の推進	110
49 男女共同参画の推進	112
50 効果的・効率的な行政運営の推進	114
51 財政健全化の推進	116
52 職員の育成と組織づくり	118
53 行政サービスの向上	120
54 積極的な広報PR	122
55 広域・産学官連携の推進	124
56 定住・移住促進対策の充実	126
定住移住応援事業	128

## 第3部 附属資料 131



# 第1部 序論



第5次宇土市総合計画 基本計画体系図	8
第1章 総合計画の策定にあたって	10
1 総合計画とは	10
2 計画策定の目的	10
3 計画の期間と構成	11
4 第5次総合計画の特徴	12

基本計画体系図

基本理念

安心

元気

協働

将来像  
みんなでつくろう  
元気な宇土市!

基本構想 2011～2018 基本計画 2015～2018

まちづくりの柱 (施策の大綱)

地区別構想

【生活・環境】  
みんなが安心！  
暮らしを守り自然を  
守るまちづくり

【保健・福祉・医療】  
みんなが元気！  
健康で安らぎのある  
まちづくり

【産業・経済】  
みんなが豊か！  
豊かで活気あふれる  
まちづくり

【都市基盤】  
みんなが便利！  
快適な生活を支える  
まちづくり

【教育・文化】  
みんなで育む！  
伝統と学びに感謝の  
まちづくり

7地区のまちづくり

【協働・行財政運営】  
みんなで実現する  
まちづくり

総合計画の  
推進に向けて

施策	ページ
施策 1	18
施策 2	19
施策 3	20
施策 4	22
施策 5	24
施策 6	26
施策 7	28
施策 8	30
施策 9	32
施策 10	34
施策 11	36
施策 12	38
施策 13	40
施策 14	42
施策 15	44
施策 16	46
施策 17	48
施策 18	50
施策 19	52
施策 20	54
施策 21	56
施策 22	58
施策 23	60
施策 24	62
施策 25	64
施策 26	66
施策 27	68
施策 28	70
施策 29	72
施策 30	74
施策 31	76
施策 32	78
施策 33	80
施策 34	82
施策 35	84
施策 36	86
施策 37	88
施策 38	90
施策 39	92
施策 40	94
施策 41	96
施策 42	98
施策 43	100
施策 44	102
施策 45	104
施策 46	106
施策 47	108
施策 48	110
施策 49	112
施策 50	114
施策 51	116
施策 52	118
施策 53	120
施策 54	122
施策 55	124
施策 56	126



第1章

総合計画策定にあたって

1 総合計画とは

第5次総合計画は、宇土市の今後8年間(平成23年度～平成30年度)のまちづくりの方向を示す最上位計画で、市のすべての計画の基本となるものです。

また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像を市民と行政がみんなで共有し、市民みんなで実現するための指針となるものです。

2 計画策定の目的

本市は、昭和33年10月に市制を施行しました。これまで、それぞれの時代の潮流に対応したまちづくりを進めるため、昭和35年の新市建設10か年計画から始まり、昭和45年の「文化的田園工業都市」を目指した最初の総合計画以降、4次にわたる総合計画を策定してきました。この間、教育、福祉、子育て、環境など、それぞれの分野で一定の成果をあげ、熊本市のベッドタウンとして、着実に人口が増加してきました。

今日、少子高齢化や高度情報化、国際化、地球規模での環境問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、人口減少社会が現実となっている中で、これらの新しい課題を解決しつつ、市民ニーズに対応した多岐にわたる積極的なまちづくりの施策を展開することは容易ではありません。

このような状況は本市に限らず他の自治体も同様であります。だからこそ、今、本市が魅力あるまちづくりを進めることは、人口増加につながる元気と賑わいを取り戻す好機であるとも言えます。そして、その魅力あるまちづくりを実現させるための大きなカギは、「みんなの力」であり、市民と行政の総力を結集することだと考えられます。

そこで、この「みんなの力」を基礎にして、

元氣な宇土市をつくりあげるためのまちづくりの指針として、「第5次宇土市総合計画」を策定しました。

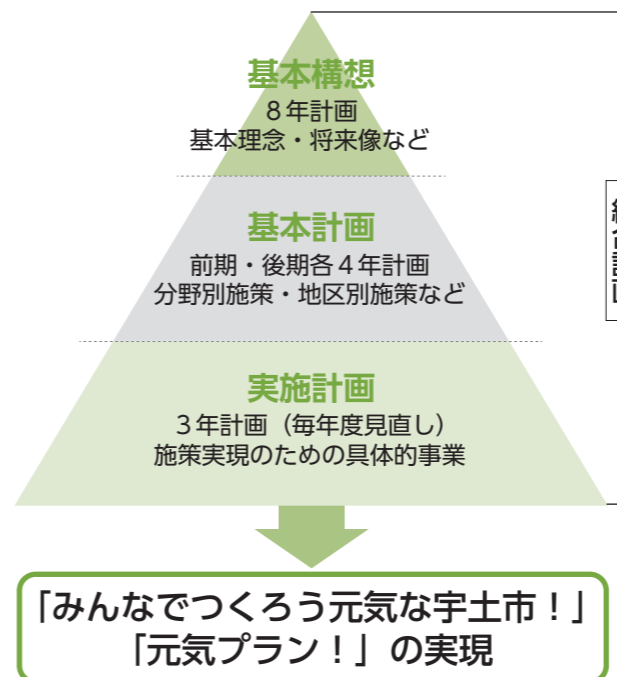
これまでの経緯

- ◎昭和33年  
…10月市制施行
- ◎昭和35年  
…新都市建設10か年計画
- ◎昭和45年  
…総合計画「文化的田園工業都市」  
※15年計画
- ◎昭和60年  
…第2次総合計画  
「健康で活力に満ちた宇土市の創造」
- ◎平成4年  
…第3次総合計画  
「活力とやすらぎのある宇土市」
- ◎平成13年  
…第4次総合計画  
「心ゆたかな環境創造の宇土市」
- ◎平成23年  
…第5次総合計画  
「みんなでつくろう元氣な宇土市！」

3 計画の期間と構成

- 計画の期間は、平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)を目標年次とする8年間とします。
- 総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。

図表1 【総合計画体系図】



図表2 【計画期間】

	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
基本構想	(平成23～30年度)							
基本計画	前期(平成23～26年度)				後期(平成27～30年度)			
実施計画	(平成25～27年度)							
	※毎年度見直します(ローリング)		(平成26～28年度)					
							(平成27～29年度)	
							(平成28～30年度)	

(1) 基本構想

基本構想は、本市の最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や将来像、土地利用の方向などを示すもので、基本計画及び実施計画の基礎となります。基本構想の期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策を分野別、地区別に体系的にまとめた市政運営の基本的な計画であり、実施計画の基礎となります。

計画期間は、前期と後期に分けています。前期基本計画は、平成23年度から平成26年度までの4年間、後期基本計画は、平成27年度から平成30年度までの4年間です。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた基本的施策を、個別具体的に実施するため、財源の裏づけのもと、その事業内容を年度ごとに明らかにするものです。

計画期間は3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。



## 4 第5次総合計画の特徴

宇土市が目指す将来像をみんなで実現するため、第5次総合計画には次の4つの大きな特徴があります。

### (1) 地区別のまちづくり構想を定めています

本市には地区ごとに魅力ある歴史、文化などの地域資源があります。このような地域資源を最大限に活用するためには、その地域のことを理解し、郷土愛にあふれた地域住民の力が必要です。そこで、市内7地区の地域資源を最大限に活かしたまちづくりを進めるため、市域全体のまちづくり構想とともに、地区別のまちづくり構想を定めました。この地区別まちづくり構想では、市民アンケートや地区座談会での意見を反映し、「みんなの力」を集集するための構想を定めています。

### (2) 将来像に大切なキーワードがあります

将来像実現のためには、その過程も非常に重要です。そこで、将来像をみんなで実現さ

せたいという思いから、「みんなでつくろう元氣な宇土市！」という、素朴ですが非常に重要なキーワードが入っています。

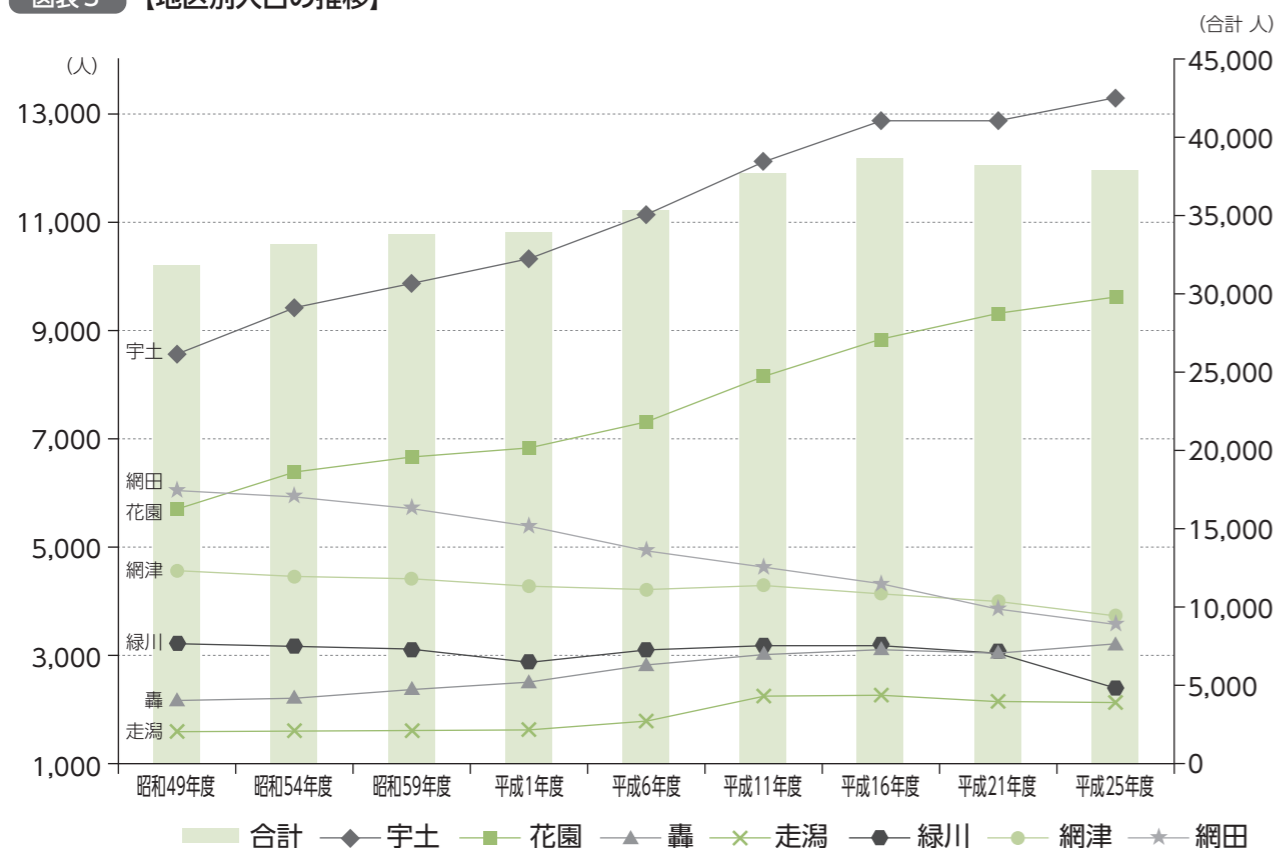
### (3) 市民にわかりやすい目標数値を示しています

まちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの達成状況を市民が分かるようにすることが重要です。そこで、基本計画に登載する主要な施策については、客観的な目標値を示すなど、まちづくりの進み具合を市民がわかりやすく理解できる計画としています。

### (4) 市民に親しみやすい愛称をつけています

第5次宇土市総合計画は、市民に身近で親しまれる計画となるよう、将来像を踏まえて「元氣プラン！」という愛称をつけています。

図表3 【地区別人口の推移】



(市民課：各年度3月31日現在)

## 第2部 基本計画



後期基本計画における重点施策	14
第1章 みんなが安心！ 暮らしを守り自然を守るまちづくり【生活・環境】	18
第2章 みんなが元氣！ 健康で安らぎのあるまちづくり【保健・福祉・医療】	34
第3章 みんなが豊か！ 豊かで活気あふれるまちづくり【産業・経済】	46
第4章 みんなが便利！ 快適な生活を支えるまちづくり【都市基盤】	60
第5章 みんなで育む！ 伝統と学びに感謝のまちづくり【教育・文化】	78
第6章 7地区のまちづくり 【宇土・花園・轟・走潟・緑川・網津・網田】	94
第7章 みんなで実現するまちづくり【協働・行財政運営】	108



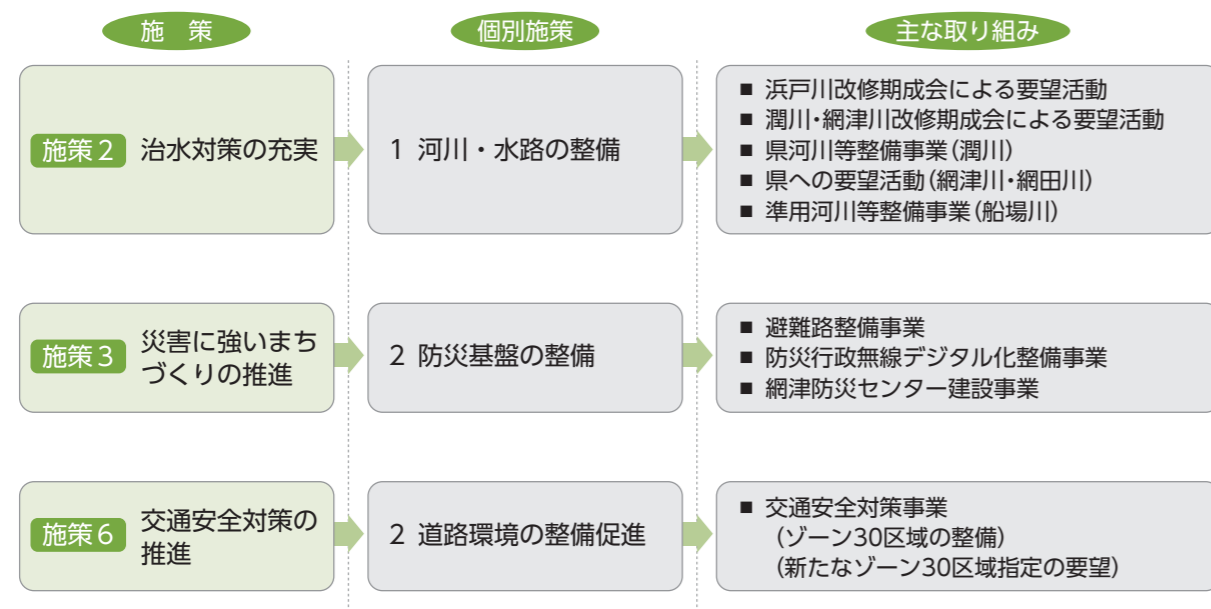
## 後期基本計画の重点施策

平成23年度に策定した基本構想や前期基本計画で掲げた市の将来像である「みんなで作ろう元気な宇土市！」の実現に向け、基本構想の後半を担う後期基本計画（平成27年度～平成30年度）では、その期間中特に集中的に取り組むことで一定の成果を上げるために56施策の中から重点施策を設定し計画の実効性を高めます。

### 生活・環境

### みんなが安心！暮らしを守り自然を守るまちづくり

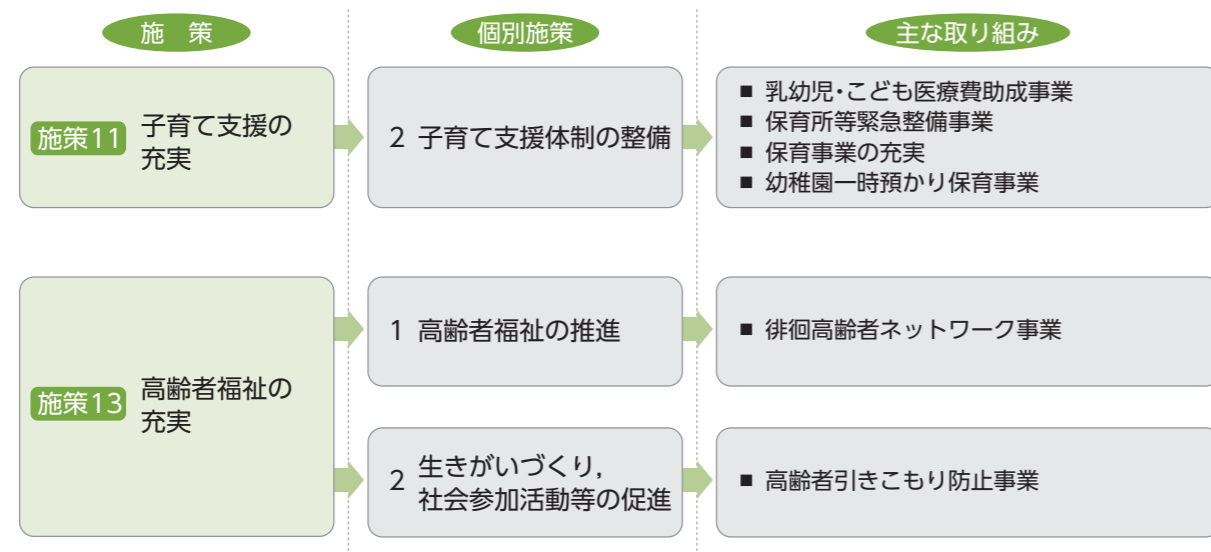
子どもたちから高齢者まで安心して笑顔で暮らせるまちをめざします。



### 保健・福祉・医療

### みんなが元気！健康で安らぎのあるまちづくり

心身ともに健康で生きがいに満ちた元気な生活を送れるまちをめざします。



## 後期基本計画の重点施策

### 産業・経済

### みんなが豊か！豊かで活気あふれるまちづくり

定住人口と交流人口を増加させ、まちに賑わいと豊かさをもたらす産業・経済活動の活性化をめざします。

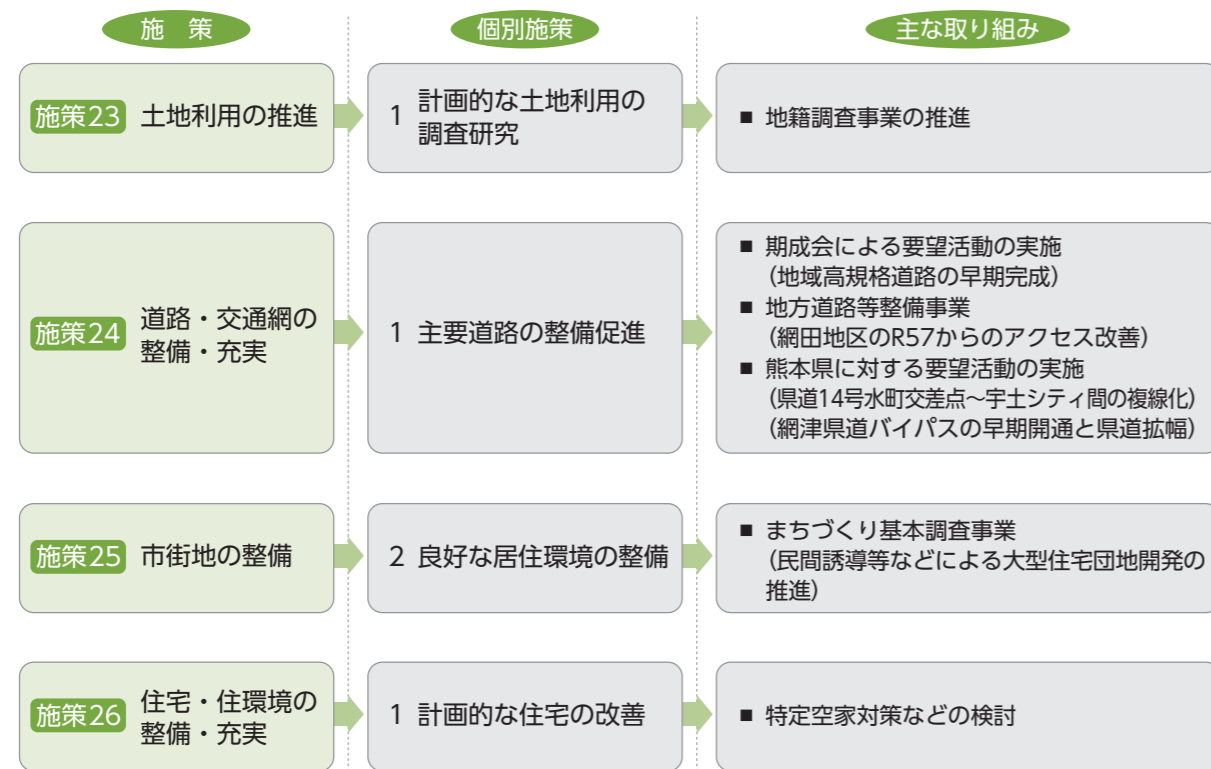


## 後期基本計画の重点施策

### 都市基盤

#### みんなが便利！快適な生活を支えるまちづくり

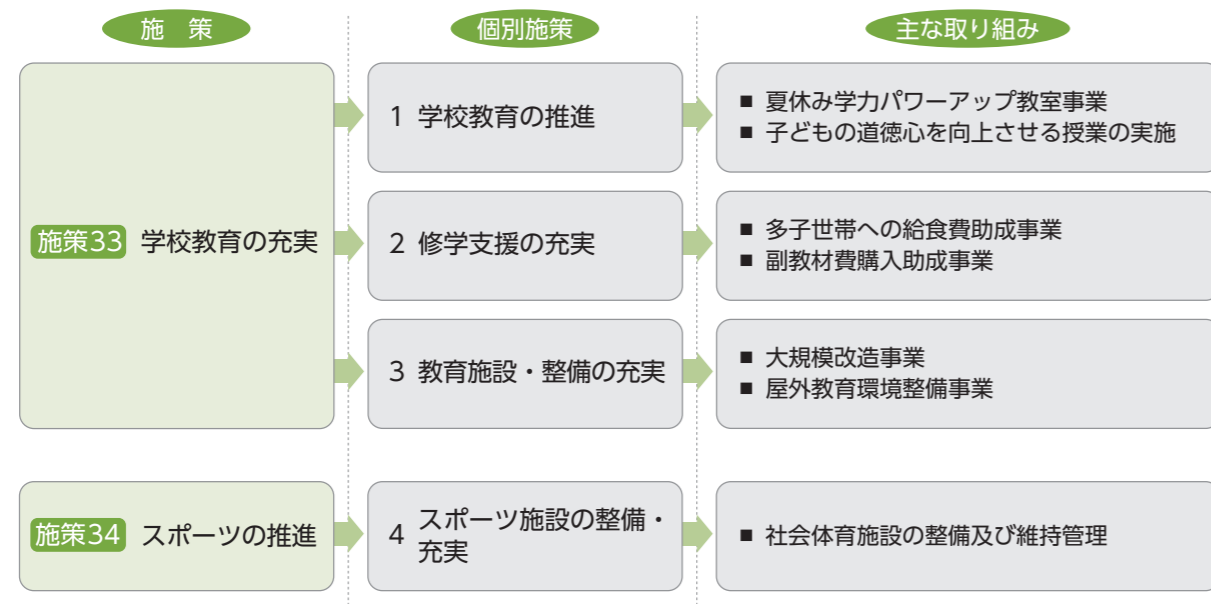
子どもから高齢者まで快適で便利な住み心地の良い住環境をめざします。



### 教育・文化

#### みんなで育む！伝統と学びに感謝のまちづくり

郷土に誇りと愛する心を持ち、先人への感謝と学ぶことへの感謝を忘れない将来を担う人材育成をめざします。



## 後期基本計画の重点施策

### 協働・行財政運営

#### みんなで実現するまちづくり

市民、事業者、行政など本市を構成するみんなの力で「みんなでつくろう 元気な宇土市！」の実現をめざします。



第1章

みんなが安心！暮らしを守り自然を守るまちづくり

生活・環境

1 治山・砂防対策の充実

施策の方針

自然と共生した生活環境を確保するため、自然災害の未然防止を基本とし、関係機関との連携を図りながら、危険箇所の整備を計画的に推進するなど、治山・砂防対策の充実に努めます。

現状と課題

近年、林業の衰退により、手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しつつあり、このまま放置すれば、荒廃した森林がさらに拡大し、洪水や濁水、土砂災害を誘発する恐れがあります。このため、治山対策としては、森林の保全活動を通じて山地に起因する災害を未然に防止するために、適切な保育や間伐を促進しつつ、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進していくことが必要です。

また、砂防対策については、土石流の発生に対し土砂の流出防止などの機能が十分に発揮されるような施設整備を推進することと、集落上部の斜面崩壊や地すべりなどの災害発

生の危険性が高い地域については、斜面の崩壊や浸食防止に対し擁壁設置や法面对策及び地すべり対策の施設整備を行うなどし、市民の生命、身体、財産を守るために生活環境の保全を図っていくことが必要です。

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が212ヶ所、土石流危険渓流が85箇所存在し、熊本県が順次対策事業を実施しています。今後も、急傾斜地の状況や保全される人家の数、土石流危険渓流の砂防施設の整備など事業の採択要件を勘案しながら、計画的に事業を行う必要があります。



西原地区 単県治山事業

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取組み
1-1 治山事業の推進	● 林地の荒廃などに起因する災害の未然防止と水源のかん養を図るため、国や県と連携して治山事業に取り組みます。	■ 治山施設災害復旧事業 ■ 国・県の補助事業を活用した災害対策事業の積極的実施
1-2 砂防施設の整備	● 国や県と連携して計画的に急傾斜地崩壊対策事業及び砂防ダム事業を実施するなど、危険箇所の整備に取り組みます。	■ 急傾斜崩壊防止対策事業 ■ 砂防ダム事業

2 治水対策の充実

重点施策

施策の方針

洪水や高潮などの水害から市民の生命・財産を守り、安心・安全な住環境を整備するため、河川・水路整備を推進するなど、治水対策の充実を図ります。

現状と課題

本市には、主要な河川として、国が管理する一級河川の緑川・浜戸川や、県が管理する潤川・網津川・網田川が流れています。

ここ数年、異常気象による局地的な集中豪雨が全国的に発生しており、河川整備は市民の生命財産を守るために必要不可欠な事業です。特に、本市における主要河川は感潮河川<sup>1</sup>であり、大雨や台風に満潮が重なる際には高潮被害の恐れがあるなど、地域住民の不

安は大きなものになっています。

このようなことから、平成21年度から、緑川・浜戸川の高潮堤防工事が実施されており、今後も、継続的な整備を進めるには、国土交通省をはじめ関係機関への働きかけが必要です。また、緑川・浜戸川の支流である潤川等についても、早急な河川改修整備が必要と考えられます。

市が管理を行う準用河川は、年次的に護岸工事などで河積の拡大を図る整備を行っています。しかし、河川整備には多大の期間と予算を要することから、着工以来数十年経過している河川もあります。

治水対策としての河川・水路の整備は、住民の生命財産を守る重要な事業であり、今後も継続的に推進する必要があります。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取組み
2-1 河川・水路の整備 <b>重点施策</b>	● 河川の氾濫を防止するため、1級河川及び2級河川については、河川管理者(国・県)に対し、計画的な改修の推進を求めるとともに、協力体制の強化を図ります。また、準用河川などについては、河積拡大等護岸改良を計画的に取り組みます。	■ 浜戸川改修促進期成会による要望活動の実施 ■ 潤川・網津川改修促進期成会による要望活動の実施 ■ 準用河川等整備事業 ■ 自然災害防止事業 ■ 臨時河川等整備事業 ■ 県管理河川への要望活動の実施
2-2 治水対策の推進	● 流下機能の低下した水路の機能を回復させるため、小規模排水路の改修や浚渫などに取り組みとともに、排水機場の適切な維持管理に努めます。	■ 農村集落整備事業 ■ 適正化事業 ■ 多面的機能支払事業

<sup>1</sup> 感潮河川：海の潮汐の影響により、河川水中の塩分・水位・流速などに周期的な変化を受ける河川のこと。



### 3 災害に強いまちづくりの推進

#### 重点施策

#### 施策の方針

災害に強いまちづくりを目指し、市民、地域、関係機関、行政などが一体となって災害対策のための危機管理体制の充実を図り、防災訓練の実施による普及啓発や普段からの減災対策などの充実に努めます。

#### 現状と課題

近年、局地的な集中豪雨や大型台風といった地球規模の異常気象や地震などが多く発生しています。また、高齢化や人口減少、開発などにより環境も大きく変化し、非常時における自治体の危機管理能力が求められ、各地域にあった組織体制が求められています。

災害が発生した時の対応のみではなく、災害を未然に防ぐ減災の取り組みの必要性も高まっています。さらに、災害発生後は、公的な救助活動などの支援には限界があるため、「自分たちのまち（地域）は自分たちで守る」ことができるよう地域における自主的な防災組織の必要性も強く求められています。

大地震に伴い発生する津波による人的被害を軽減するためには、早期の避難が不可欠です。そのため、地域の実情に応じた避難路の整備が必要です。

このようなことから、本市では、「宇土市地域防災計画」を基に、市役所内での訓練や地域での訓練などにより、災害に対し迅速に対応できる体制づくりと防災行政の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の結成及び機能強化に力を入れています。また、自然災害などの発生に備え、災害時における被災者救護及び災害対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な資機材・生活必需品などを市内に適正配置するための施設として、現在まで市内に拠点備蓄倉庫5ヶ所を設置しており、円滑な物資供給ができるよう企業などとの協定も締結しています。

今後、防災意識の向上を市民全体に広げていくとともに、防災センターを拠点にし、各地域でも防災訓練などを実施し、自主防災組織の育成強化を図るなど、被災時に迅速な対応ができる体制の充実に努めていく必要があります。



自主防災組織の訓練

#### 3-1 自主防災組織の設置の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自主防災組織数 (行政区数)	118	121	131	133	139
自主防災組織設置率 (%)	74.7	76.6	82.9	84.2	88.0

(市危機管理課：各年度3月31日現在)

#### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
3-1 災害予防・災害対応体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に強いまちづくりを推進するため、災害が発生する前の対策を推進し、予防の啓発に取り組みます。また、発災後の応急対応や早期復旧を円滑に行うため、地域防災計画の充実に取り組み、広く周知を行います。</li> <li>●広域での災害や大災害に対応するため、災害相互応援協定を結ぶ市町村や協力団体との連携を強化します。</li> <li>●地域防災体制強化のため、自主防災組織や災害ボランティア、消防団の育成を図り、連携体制・強化に取り組みます。</li> <li>●家庭での備蓄の必要性などの啓発や学校や事業所での防災研修に取り組みます。</li> <li>●非常時に備えるため、非常災害時の活動中核である防災センターを有効活用し、総合的な防災訓練を実施します。</li> <li>●非常時の職員の対応能力を向上するため、職員の訓練を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災対策事業</li> <li>■自主防災組織の結成及び訓練内容の拡充</li> <li>■防災研修や総合防災訓練事業</li> <li>■市職員訓練</li> </ul>
3-2 防災基盤の整備 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の防災意識の高揚を図るため、平時から防災に関する情報を広報紙や防災行政無線などを活用して提供します。</li> <li>●防災行政無線のデジタル化や防災メールの普及により、災害情報が確実に市民へ伝達できるよう整備を行います。</li> <li>●災害用の備蓄品を計画的に購入し、配置を行います。</li> <li>●津波が発生する可能性がある場合は、速やかに避難ができるように避難路の整備を行います。</li> <li>●防災拠点となる網津防災センターを整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難路整備事業</li> <li>■防災行政無線デジタル化整備事業</li> <li>■災害用備蓄品整備事業</li> <li>■網津防災センター建設事業</li> </ul>

#### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.1 自主防災組織の組織率	平成25年度 88.0%	12%増加 ↑	100%



## 4 消防・救急体制の充実

### 施策の方針

市民の生命・身体及び財産を守り、安心した生活を営むことができるよう、関係団体や関係機関との連携・協力を図りながら、消防・救急体制の充実を図ります。

### 現状と課題

本市の消防体制は、常備部と非常備部で構成され、常備消防（消防署）については、宇城広域連合消防本部、宇城広域連合北消防署と網田分署により消防・救急業務を行っています。また、地域の安全を支える非常備消防（消防団）については、7分団あり、平成26年4月1日現在で計617人が所属しています。

大規模災害や火災が発生した場合に、迅速かつ適切に対処できる消防体制を確立するため、消防職員や消防団員の確保を図るとともに、知識や技術習得のための訓練を行うことが重要となっています。また、消防施設・設備については、宇城広域連合消防本部において計画的に整備が図られていますが、消防団においては施設や設備などの老朽化が進んでいる箇所が多くみられます。そのため、地域消防の機動力を確保するため、

老朽化した施設の改修やポンプ車・積載車などの設備の更新、消防水利施設<sup>1</sup>の充実など計画的な整備を進める必要があります。また、東日本大震災の教訓から消防団の機能強化の必要があるため、団員の安全確保や救助資機材などの整備を進める必要があります。

なお、火災発生件数については、ここ5年間の平均で約14件発生していますが、さらに予防消防に努め、火災予防の啓発に努める必要があります。

救急業務については、救急車の出動件数は、ここ5年間の平均が1,697件で年々増加しています。救急救命の重要性は年々高まっており、携わる消防職員の人材確保や能力の向上、救急医療機関との連携による搬送体制の充実に取り組む必要があります。



宇土市消防団消防点検

#### 4-1 火災発生件数の推移

単位：件

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火災発生件数	14	13	14	12	19

(宇城広域連合消防本部：各年度3月31日現在)

#### 4-2 救急車出動件数の推移

単位：件

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
救急車出動件数	1,581	1,653	1,732	1,758	1,761

(宇城広域連合消防本部：各年度3月31日現在)

1 消防水利施設：消火栓などの消防のために利用可能な水利用施設のこと。

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
4-1 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火・救急機能の充実のため、宇城広域連合消防本部の施設・整備の計画的整備を関係市町と推進します。</li> <li>●住民の防火・防災意識向上のため、地域消防力の担い手である消防団の確保・育成に取り組めます。</li> <li>●昼間の火災などに対応するため、機能別団員の確保に取り組めます。</li> <li>●消防団が出動しやすい環境を整えるため、企業から協力が得られるような仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>●消防力を確保するため、小型動力ポンプ付積載車や耐震性貯水槽（防火水槽）などの消防施設の充実及び消防団の安全確保のための装備などの充実に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常備消防事業</li> <li>■非常日消防事業（消防団）</li> <li>■機能別消防団の確保</li> <li>■消防団協力事業所表示制度</li> <li>■防災基盤整備事業</li> <li>■消防防災施設維持管理事業</li> </ul>
4-2 救急業務体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速かつ広域的な救急業務の充実を図るため、周辺市町及び救急医療施設など広域的な連携を推進します。また、救急要請のあり方について消防機関と協議し、広く市民の理解を求め、周知を図ります。</li> <li>●救急・救助需要に対応するため、救急救命士など専門的スタッフの充実を図るよう消防機関と協議します。</li> <li>●救急車到着までの措置の習得のため、普通救命講習の啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■救急スタッフの充実要望</li> <li>■救急業務と医療施設の連携強化</li> <li>■普通救命講習の実施</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.2 火災発生件数	平成25年度 19件	36%減少 ↓	12件



## 5 防犯対策等の充実

### 施策の方針

市民が安全で、安心して暮らせる地域づくりを目指し、防犯のための意識の高揚と啓発の推進を図りながら、地域連携による防犯対策等の充実に努めます。

### 現状と課題

複雑多様化する地域社会の情勢に伴い、全国的な傾向として犯罪の凶悪化、巧妙化、広域化が進んでおり、振り込め詐欺などを始めとする特殊詐欺犯罪やサイバー空間における犯罪が増加しています。都市化の進展や生活様式の多様化により、地域社会の連帯感が希薄化し、地域が持っていた犯罪抑止機能が低下しているため、本市においても子どもや女性を対象とした不審者による声かけや高齢者を対象とした振り込め詐欺などが発生しています。



地域の安全は地域で守るを合言葉に

こうした中、本市では「地域の安全は地域で守る」を合言葉に、「生活安全パトロール隊」を始めとする自主防犯組織が結成され、犯罪、事故などを未然に防止するため地域住民が主体となった防犯活動が熱心に取り組まれています。また、地域では、夜間の防犯対策のために防犯灯の設置が進められています。

今後も、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪の発生防止に向けた啓発などにより市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、地域住民の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの防犯体制の強化を図っていく必要があります。

また、犯罪被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）がより早く、より適切なサービスを受けられるよう、犯罪被害者等を支援するための体制の強化が必要です。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
5-1 防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域、各機関や団体、行政が一体となって犯罪を抑止するため、各組織間の連携を強化し、全体として活動できる組織や体制づくりに取り組みます。</li> <li>●市民の防犯意識の高揚を図るため、広報紙やパンフレットによる防犯知識の普及を図るとともに、警察など関係機関などとの連携による防犯活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活安全パトロール隊の支援強化</li> <li>■警察や関係機関等の連携強化</li> <li>■宇城警察署宇土交番の体制充実・強化の要望</li> </ul>
5-2 防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の健全育成、非行防止そして薬物乱用の防止を図るため、家庭、学校、地域及び関係機関との連携を図り、防犯教育や巡回補導（声かけ運動）などの防犯活動に取り組みます。</li> <li>●犯罪を未然に防ぐため、自主防犯組織<sup>1</sup>の結成や「こども110番事業」など地域ぐるみの防犯活動を支援します。</li> <li>●犯罪防止と安全な生活環境を形成するため、防犯灯等の防犯設備の設置を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防犯事業</li> <li>■まちづくり基金助成金（LED防犯灯整備の取組）</li> </ul>
5-3 犯罪被害者等支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪被害者等がより早く、より適切なサービスを受けられるよう、熊本地方検察庁、熊本県警察、法テラス熊本、くまもと被害者支援センターなどの諸機関・団体などとの連携・協力を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■犯罪被害者等支援相談窓口の開設</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.3 刑法犯認知件数	平成26年 292件	10%減少 ↓	263件

#### 5-1 刑法犯<sup>1</sup>認知件数の推移

単位：件

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法犯認知件数	309	311	269	354	292

(宇城警察署：各年12月31日現在)

<sup>1</sup> 刑法犯：殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法・暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律が規定する犯罪のこと。

<sup>1</sup> 自主防犯組織：犯罪から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織のこと。



## 6 交通安全対策の推進

### 重点施策

#### 施策の方針

「交通安全都市」を目指して、市民の安全かつ円滑な道路環境の確保や交通事故の防止を図るため、交通安全対策を推進します。

#### 現状と課題

本市における交通事故発生件数は、平成18年から減少傾向にあり、平成25年は173件となっています。

しかし、近年、高齢者の交通事故が多発しており、交通事故発生件数を減らすために交通安全啓発街頭キャンペーンや防災行政無線での交通安全の啓発、春・秋の全国交通安全週間の実施など、交通事故撲滅に向け取り組んでいます。また、警察などの協力を得て、市内の幼稚園、保育所、小・中学校及び老人クラブなどを対象とした交通安全教室の開催、交通指導員や学校、PTAとの連携のもと児童生徒の通学時に交通指導を行うなど、交通事故防止を推進しています。

今後も、関係機関や各種団体と連携しながら、交通安全に関する啓発活動の強化を図り、交通安全に対する意識を高め、交通事故の発生を防止する必要があります。

交通事故防止のためには、道路交通の円滑な流れをつくり出すことが必要とされており、必要に応じて信号機の設置や交差点の改良などを関係機関の協力を得て実施してきました。また、河川や水路への転落防止のため、ガードレールや防護柵、道路反射鏡等の設置など地域のニーズに応じた整備を行い、交通事故防止に努めています。今後も、交通危険箇所などの把握に努め、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

新たな生活道路の交通安全対策として平成26年3月から実施している本町通りの大型貨物車両などの通行規制と併せて、市街地が公安委員会によるゾーン30<sup>1</sup>区域に指定されました。今後、区域内道路のカラー舗装など交通安全対策の実施と、その効果を検証したうえで新たな区域のゾーン30指定について検討を行う必要があります。



交通安全教室

#### 6-1 交通事故の状況の推移

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
発生件数（件）	254	230	218	173	159
死亡者（人）	1	1	4	1	3
負傷者（人）	366	310	288	262	226

（宇城警察署：各年12月31日現在）

#### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
6-1 交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全意識及び交通マナーの向上を図るため、幼稚園、保育所、小・中学校及び老人クラブ等を対象とした交通安全教育に取り組めます。</li> <li>●警察及び交通安全協会などの関係機関や地域との連携を図り、交通指導や交通安全キャンペーン、広報などによる啓発に取り組み、市民総参加による交通安全運動を推進します。</li> <li>●道路交通法改正に伴う自転車利用者のマナー向上に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通安全教室の開催</li> <li>■交通指導事業</li> <li>■交通安全推進事業</li> </ul>
6-2 道路環境の整備促進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で快適な交通環境を形成するため、交通安全施設の整備を進め、通学路等の整備に取り組めます。</li> <li>●道路の円滑な道路交通と放置自転車の解消を図るため、駅前における駐輪場などの整備を進めるとともに管理を強化します。</li> <li>●交通事故を防止するため、地域の交通状況に応じて、関係機関と協議しながら信号機や横断歩道の設置及び車のスピード制限や一時停止などの交通規制の適正化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通安全対策事業</li> <li>■社会資本整備総合交付金事業</li> <li>■ゾーン30区域の整備</li> <li>■新たなゾーン30区域指定の要望</li> </ul>

#### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.4 交通事故発生件数	平成26年 159人	6%減少 ↓	150件
指標No.5 交通事故死亡者数	平成26年 3人	100%減少 ↓	0人
指標No.6 交通事故負傷者数	平成26年 226人	7%減少 ↓	210人

1 ゾーン30：市街地など生活道路が密集する区域で車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制



## 7 消費生活対策の充実

### 施策の方針

消費者が正しい知識と判断のもと、安全な消費生活が送られるよう、被害者の適切な救済や未然防止のための相談体制の充実、情報提供などによる消費者教育の促進、地域の見守り隊の構築など消費生活対策の充実を図ります。

### 現状と課題

近年、社会環境の急激な変化に伴い、インターネットを利用した架空請求や多重債務、投資詐欺、高齢者を狙った悪質な送りつけ商法、買え買え詐欺、訪問販売、契約・解約をめぐるトラブルの増加など、消費者被害が複雑多様化しています。平成25年度の県消費生活センターに寄せられた消費者相談の件数

は6,217件で、このうち135件は宇土市在住者からの相談です。

本市においては、より身近な相談窓口として、平成22年に宇土市消費生活センター（以下「センター」という。）を開設し、様々な消費者被害における相談や解決にあたっており、平成25年度の消費者相談の件数は135件で、このうち125件は宇土市在住者からの相談となっています。

ただし、消費センターを開設しているものの、まだ知られていないこともあり、事後（トラブル発生後）の相談が多い状況にあります。今後も、広報うとや出前講座などの啓発活動において、更なるセンターの周知を図るとともに、増加傾向にある高齢者のトラブルの未然防止となるよう、市民の窓口である庁内連携や、家族や地域の見守り隊の構築などの仕組みづくりが必要です。

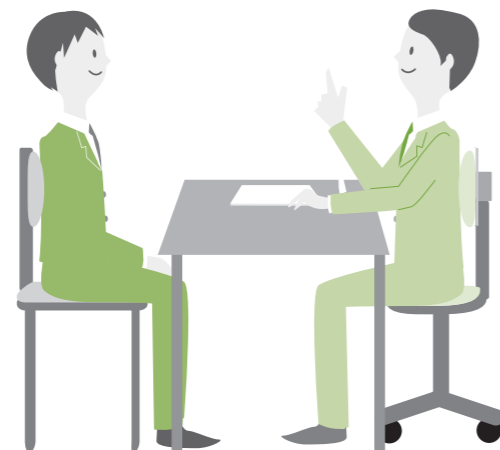
### 7-1 市消費生活センター・県消費生活センターに寄せられた相談件数等の推移

単位：件

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
宇土市消費生活センター	103	138	117	126	135
熊本県消費生活センター (うち宇土市在住者の相談)	9,195 (232)	7,238 (175)	6,204 (148)	6,421 (153)	6,217 (135)

(市消費生活センター、熊本県消費生活センター年度別相談実績：各年度3月31日現在)

※宇土市消費生活センターの相談件数については、平成22年10月からセンターが設置されたことから、それ以前は市商工観光課が相談窓口として受付けた件数です。



### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
7-1 消費者教育・意識の高揚	●消費者が自己責任に基づき、自由に商品を選択しながら、安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、広報紙・出前講座などを通じた消費者教育や啓発活動を実施します。	■悪質商法被害防止事業 ■消費者教育に関する出前講座の実施
7-2 相談体制の充実	●複雑多様化する相談や苦情に対応するため、相談員の育成や資質の向上、司法書士会による無料相談など、相談体制の充実に取り組みます。 ●県消費生活センターなどの関係機関との連携強化のもと、消費者被害の発生状況や内容を的確に把握し、消費者被害からの救済に努めます。 ●増加傾向にある高齢者のトラブルを未然に防ぐ為の地域の見守り隊の構築に努めます。	■消費生活相談員養成事業の活用による相談員の育成 ■PIO-NET <sup>1</sup> を活用した全国消費生活センター相談情報の取得 ■見守り隊の構築

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.7 市消費生活センターに寄せられた相談件数	平成25年度 月平均11件	35%増加 ↑	月平均 15件



より身近な相談窓口

1 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）：国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集・公開を行っているシステムのこと。





## 8 環境の保全

### 施策の方針

美しい山々や河川などの豊かな自然環境や田園風景を保全し、次世代に継承するため、環境保全意識の高揚を図るとともに、ごみの不法投棄防止や水質保全対策などの環境保全対策を推進し、環境の保全に努めます。

### 現状と課題

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。しかしながら、ごみの不法投棄や水質汚濁などの環境問題は身近に存在しており、地球温暖化などの地球規模の問題も深刻化しています。そのため、市民や企業、行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会<sup>1</sup>の実現を目指し、地球に配慮した行動を行うことが求められています。このような中、本市では「宇土市環境基本条例」や「第2次宇土市環境基本計画」を定め、総合的・計画的に地域の環境保全に取り組んでいます。今後も、複雑・多様化する環境問題を解決し、自然との共生や循環を基調とした持続可能な社会を創造するため、市民・企業・行政の連携による環境保全対策を充実する必要があります。

市民の自発的な環境保全活動として河川の一斉清掃など活発に行われています。今後も、

幅広い年齢層を対象とした環境学習の機会を充実させ、市民意識の高揚を図るとともに、レジ袋削減の推進など環境保全に向けた市民の取り組みを推進する必要があります。

環境汚染は、自動車の排出ガス、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害など様々な要因から発生し、広範囲かつ多岐に及んでいます。また、化学物質による土壌・地下水汚染などの問題も深刻化しています。

水環境については、年間を通して河川水・工場排水の水質調査を行い、県などの関係機関との連携を強化しています。また、家庭用水に地下水を使用している世帯も多いため、井戸水の定期的な水質調査を実施しています。今後も、健全な水環境の保全のため、市民や企業の参加・協力のもと、関係機関との連携を強化し、環境汚染や公害の発生を防止していく必要があります。



小学校での環境学習

### 8-1 公害の発生状況の推移

単位：件

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大気汚染	0	0	13
水質汚濁	3	4	5
土壌汚染	1	0	0
騒音	2	4	0
振動	0	0	0
地盤沈下	0	0	0
悪臭	1	3	0

※平成25年度から大気汚染には「野焼き」を含めています。

(市環境交通課：各年度3月31日現在)

<sup>1</sup> 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
8-1 環境保全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な環境施策を推進するため、「第2次宇土市環境基本計画」の推進に取り組みます。また、環境の状況や保全に関する施策の取り組み状況について公表します。</li> <li>●環境への負荷を軽減するため、太陽光や風力などの再生可能エネルギーに関する情報を積極的に提供するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■再生可能エネルギー補助事業</li> </ul>
8-2 環境保全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境にやさしいまちづくりを推進するため、市民の生活スタイルの指針となる「宇土市エコライフ計画」を推進し、環境に配慮した日常の身近な取り組みを支援します。また、市民や事業所を単位とした環境保全に対する自主的な環境保全活動を支援します。</li> <li>●環境問題の正しい理解と意識の高揚を図るため、小・中学校での環境教育と環境保全に対する啓発活動の充実に取り組みます。</li> <li>●地球温暖化防止及び環境の保全を図るため、県・事業所及び市民と連携し、レジ袋の削減に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土市エコライフ計画の推進</li> <li>■レジ袋削減推進事業</li> <li>■環境学習の実施</li> </ul>
8-3 公害防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質汚濁を未然に防止するため、定期的な水質調査や関係機関との連携による監視体制の充実に取り組みます。</li> <li>●環境への被害を最小限に押さえるため、化学物質等有害物質の河川などへの流入に対して、関係機関との連携のもと迅速な対応に努めます。</li> <li>●大気汚染、騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、企業や県などの関係機関の協力を得て、環境保全に関する協定の締結を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公害対策事業</li> <li>■河川水・地下水水質調査事業</li> <li>■環境保全協定の締結</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.8 環境保全協定締結	平成25年度 23企業	20%増加 ↑	28企業



## 9 廃棄物処理とリサイクル対策の推進

### 施策の方針

環境に負荷をかけない循環型社会の形成を目指し、日常生活や企業活動から発生するごみの減量化や再資源化に取り組むなど、廃棄物処理とリサイクル対策を推進します。

### 現状と課題

近年のごみ排出量の増大に伴い、埋め立て処分を主とした処理方法から、ごみの再資源化と発生抑制を目的とした分別収集への転換やごみ処理業務の広域化など、その対策が図られています。

本市では、資源ごみの分別収集（平成26年度現在17品目）の実施や一般家庭から排出される生ごみの堆肥化事業に取り組んでいますが、依然として燃えないごみや燃えるごみへの資源化物の混入が見受けられます。今後とも、広報紙やホームページなどを通じて、市民のごみの分別への関心を啓発し、再生利用の徹底とごみの発生抑制を図っていく必要があります。また、近年のごみ排出量の増大に伴い、埋め立て処分を主とした処理方法が

ら、ごみの再資源化と発生抑制を目的とした分別収集への転換やごみ処理業務の広域化など、その対策が図られています。

産業廃棄物の処理については、全国的に不法投棄や不正な処理が問題視されています。本市では、不法投棄防止のための啓発活動や巡回パトロールを実施していますが、産業廃棄物や家庭ごみの山間部や海岸線での不法投棄が後を絶たない状況です。

今後とも、県や警察等の関係機関と連携し、パトロールを強化するなど行政の監視体制の強化を図るとともに、市民への環境教育などを通じて意識の高揚を図り、不法投棄や汚染源に対して、行政だけでなく市民の監視による防止体制の確立を図る必要があります。



産業祭でのアクリルたわし教室

### 9-1 ごみ処理状況の推移

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処理戸数(戸)		14,057	14,138	14,246	14,458
収集量(t)		10,397	10,500	10,383	10,713
処理区分別	燃えるごみ(t)	7,833	7,920	7,672	7,825
	燃えないごみ(t)	640	625	612	566
	粗大ごみ(t)	8	9	7	4
	資源ごみ(t)	1,181	1,027	914	958
	生ごみ(t)	1,016	956	1,103	1,110
	廃プラスチック(t)	—	44	244	250
リサイクル率(%)		20.0	20.1	21.8	21.6

(市環境交通課：各年度3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
9-1 一般廃棄物処理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源循環型社会の構築のため、「3R」(リデュース・リユース・リサイクル)活動を推進し、広報紙やホームページでの啓発及び地区説明会の開催、小中学校や婦人会等への環境学習会の開催など、ごみ問題に対する市民の意識の高揚を図ります。</li> <li>●資源ごみの有効利用のため、容器包装リサイクル法<sup>1</sup>や小型家電リサイクル法<sup>2</sup>に基づく本格的分別収集の徹底を図るとともに収集項目の見直しに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3Rの推進</li> <li>■分別収集</li> </ul>
9-2 産業廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物の不法投棄を防止するため、関係機関との連携のもと不法投棄の監視体制の強化に取り組むとともに、排出事業者、処理事業者への啓発を推進します。</li> <li>●産業廃棄物の減量化を促進するため、事業者の協力を得て、再資源化できる廃材・廃棄物の再資源化に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等に対する廃棄物適正処理の周知活動</li> </ul>
9-3 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物の不法投棄を防止するため、巡回パトロールを強化するとともに、市民の監視による防止体制の確立を図ります。県や警察等の関係機関と連携し、悪質な事例については罰則の適用を講じるよう要請します。</li> <li>●不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内の清掃活動を推進します。</li> <li>●宇城広域連合廃棄物処理施設の統合に向けて検討を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不法投棄対策事業</li> <li>■放置自動車対策事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.9 リサイクル率	平成25年度 21.6%	3.4% 増加 ↑	25.0%
指標No.10 一人当たりのごみ排出量	平成25年度 765g/日	7% 減少 ↓	710g/日

<sup>1</sup> 容器包装リサイクル法：容器包装廃棄物の減量とリサイクルの推進を目的に1995年につくられた法律。

<sup>2</sup> 小型家電リサイクル法：デジタルカメラなどの使用済小型電子機器等の再資源化を目的に2012年につくられた法律



第2章

みんなが元気！  
健康で安らぎのあるまちづくり

保健・福祉・医療

10 健康づくりの充実

施策の方針

市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康な生活ができるよう、ライフステージに応じた保健事業を推進し、健康づくりの充実に努めます。

現状と課題

本市では、「宇土っ子すくすく応援プラン（宇土市次世代育成支援後期行動計画）」「健康うと21ヘルスプラン」、「宇土市食育推進計画」、「特定健康診査・特定保健指導実施計画」、「データヘルス計画」を策定し、様々な健康づくり事業に取り組んでいます。

我が国においては、少子高齢化が進み、医療福祉の2025年問題<sup>1</sup>が懸念されています。超高齢社会の到来を前に、あらゆる世代におけ

る健康づくりは喫緊の課題であるといえます。現在、本市が主体となって実施している健康づくり事業においても、日頃の食生活や、運動習慣等の生活習慣を反映した肥満や、高血糖、高血圧をもつ市民が多いことが課題となっています。よりよい生活習慣を身につけることは、乳幼児から高齢者までのすべての世代に共通する健康づくりの第一歩であることから、今後も全市民を対象とし、そのライフステージに応じた事業を展開していく必要があります。

感染症対策では、定期予防接種の実施率向上対策や、平成25年度には「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、予防接種事業とあわせた取り組みを実施しています。今後も引き続き、関係機関との連携のもと、迅速な情報収集に努め、早期の対応がとれるような体制づくりを行います。

10-1 各種がん検診受診率の推移

単位：%

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定健診	32.7	40.2	35.7
胃がん検診	18.1	16.4	16.4
大腸がん検診	27.7	28.4	29.0
肺がん検診	28.6	26.2	24.8
腹部超音波健診	33.3	31.2	32.0
乳がん検診	37.9	35.3	29.3
子宮頸がん検診	26.8	24.2	25.0

(市各種健診実績報告：各年度3月31日現在)

<sup>1</sup> 2025年問題：団塊の世代が2025年頃に75歳以上となることにより、医療費など社会保障費の急増が懸念される問題。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
10-1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における健康づくりを推進するため、「健康うと21ヘルスプラン」の推進に取り組みます。</li> <li>●生活習慣病を適切に予防するため、特定健診やがん検診、事後のフォロー体制を充実します。</li> <li>●健康に関する正しい知識の普及と健康思想の啓発を図るため、健康教育・相談等を通じた生活習慣病の予防や健康増進などに取り組みます。</li> <li>●早い時点から健診を受けて自らの健康管理に取り組むための魅力ある健診を実施します。</li> <li>●食を通じた健康づくりを推進するため、食生活改善推進員を中心とした、地域での健康づくり活動の育成・支援に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康増進事業</li> <li>■各種健診の実施、保健指導の充実、受診率向上対策</li> <li>■生活習慣病重症化予防対策事業</li> <li>■健診対象者の拡大</li> <li>■食生活改善事業</li> </ul>
10-2 健康づくり支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果的に保健指導事業の充実を図るため、関係機関と連携しながら、特定保健指導などに従事する人材を確保するとともに、地域の保健活動を支援するための体制整備に努めます。</li> <li>●骨髄バンクを通じて骨髄等を提供した方に助成を行うことで、骨髄ドナー登録への関心を高め、登録者数を増加させる一助とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康づくり推進対策事業</li> <li>■地区等の健康づくり活動への保健師等スタッフ派遣の充実</li> <li>■骨髄ドナー等支援事業の充実</li> </ul>
10-3 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「宇土市食育推進計画」に基づき、食育を総合的・計画的に推進するとともに、食育関係者間のネットワーク整備などに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育推進事業</li> <li>■食環境整備事業</li> </ul>
10-4 母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種乳幼児健診・教室の場において、子どもの発達を確認し、健やかな成長を促すための意識啓発や情報提供などの支援に取り組みます。</li> <li>●育児不安軽減のために相談事業の充実を図り、関係機関と連携した支援体制整備に努めます。</li> <li>●不妊治療費助成について周知し、出生数の増加や、定住促進策の一環とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子保健事業</li> <li>■乳児家庭訪問事業</li> <li>■乳幼児健診、相談事業の充実</li> <li>■不妊治療費助成制度の周知</li> </ul>
10-5 歯科保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠期から歯科保健に対する意識を高めてもらうため、母子健康手帳交付時に歯及び口腔の健康に関する情報提供を行います。</li> <li>●各種乳幼児健診・教室の場において、むし歯予防につながる基本的な生活習慣の確立に向けた情報提供などを行います。</li> <li>●保育園、幼稚園、小中学校においてフッ化物洗口事業を実施します。</li> <li>●歯周疾患や介護、生活習慣病の予防等に対する正しい知識普及のために、成人を対象とした健康教室や広報活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歯科保健事業</li> <li>■乳幼児歯科健診事業、むし歯予防教室開催</li> <li>■フッ化物洗口事業の実施</li> </ul>
10-6 感染症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症を未然に防ぐため、予防接種事業や新型インフルエンザ等の健康危機管理体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染症とその予防に関する知識普及</li> <li>■予防接種実施率の向上</li> </ul>
10-7 救急医療に体制の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急医療体制の充実に向け、一次医療<sup>1</sup>の在宅当番医制度や病院群輪番制度等の情報提供及び関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■在宅当番医制事業</li> </ul>

施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.11 特定健康診査の受診率	平成25年度 35.7%	24.3%増加 ↑	60.0%
指標No.12 各種がん検診の受診率	平成25年度別表10-1参照	増加 ↑	50.0%
指標No.13 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少率	平成25年度 28.3%	8.3%減少 ↓	20.0%
指標No.14 むし歯保有率（1歳6ヵ月児）	平成25年度 4.1%	減少 ↓	0.0%
指標No.15 むし歯保有率（3歳児）	平成25年度 19.9%	減少 ↓	10.0%
指標No.16 朝食を食べている子どもの割合（子ども=乳幼児～中学生）	平成25年度 96.2%	増加 ↑	100.0%

<sup>1</sup> 一次医療：一般的な疾病や外傷等に対し、外来診療により治療を受けること。



## 11 子育て支援の充実

### 重点施策

#### 施策の方針

安心して子育てができる環境の形成と、子どもたちの心身が健やかに育まれる環境づくりを目指し、子育て家庭の多様なニーズに対応するための事業の推進と、家庭と地域社会が一体となった児童の育成環境の整備を図り、子育て支援に努めます。

#### 現状と課題

近年、核家族化の進行やひとり親家庭の増加、経済不況などによる共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などにより、子育ての環境はより複雑化しています。このような中で、子どもたちの健やかな成長を促すためには、さまざまな角度から子育て支援策を講じるとともに、家庭と地域社会が一体となった取り組みが必要となっています。

このことから本市では、平成21年度に策定した「宇土っすくすく応援プラン（宇土市次世代育成支援計画後期行動計画）<sup>1)</sup>」を継承し、子ども・子育て支援法本格施行に伴う「宇土

市子ども・子育て支援事業計画<sup>2)</sup>」（平成27年度～平成31年度）を策定して、学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握した上で適切なサービスの確保に取り組んでいきます。

全国的な少子化の流れの中で、本市の児童数も減少しているものの、保育所入所希望児童の数は着実に増加傾向にあり、今後の推移に注意しながら、保育所や放課後児童クラブ<sup>3)</sup>の受入れ態勢をはじめ、多様な保育の実施、住民同士による子育て援助の促進など、対策を充実させていく必要があります。

経済的支援については、乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の手続きの簡素化に加え、支援の充実なども検討していく必要があります。

また、全国的に深刻な事件が発生している児童虐待の問題については、出産直後からの支援により産後うつなどを未然に防止するとともに、要保護児童対策及びDV<sup>4)</sup>対策地域協議会の機能の充実とともに相談体制の見直し等虐待予防も視野に入れたところで、早期発見、早期対応に努める必要があります。

#### 11-1 保育所入所児童数等の推移

単位：人

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内私立	保育所数	12	13	13	13	13
	定員数	980	1,020	1,020	1,020	1,030
市外委託	保育所数	23	22	20	21	16
	入所児童数	68	57	39	35	27
合計	入所児童数 (受託児含む)	1,111 (1,142)	1,129 (1,172)	1,145 (1,175)	1,155 (1,188)	1,174 (1,203)

(市子育て支援課：各年度4月1日現在)

- 宇土っすくすく応援プラン：国により制定された「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）」に基づき平成17年度からの10年間で、次代を担う子どもや子育て家庭を支えるための取組を計画的かつ集中的に進めるため、5年を1期として、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を定めたもの。
- 宇土市子ども・子育て支援事業計画：国により制定された「子ども・子育て支援法（平成24年8月）」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために策定した計画。
- 放課後児童クラブ：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいないおおむね10歳未満の小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。
- DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者又は親密な関係にある（元配偶者及び元恋人を含む）男女間の暴力（身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力を含む）のこと。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
11-1 計画の推進	●子ども・子育てに関する様々な課題を解決し、子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるため、「宇土市子ども・子育て支援事業計画」の推進に取り組みます。	■宇土市子ども・子育て会議の開催 ■宇土市子ども・子育て支援事業計画実施及び実施に係る検討
11-2 子育て支援体制の整備 <b>重点施策</b>	●保育所への入所が円滑に進むよう、保育所の定員の見直しや低年齢児童の受け入れ態勢の充実に取り組みます。また、延長保育や休日保育、一時預かり、夜間保育、障がい児保育など多様な保育の充実にも努めます。 ●共働き世帯の増加に伴うニーズに応え、定住人口の促進を図るため、公立幼稚園において一時預かり保育を開始します。 ●子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業の充実を図るとともに、育児不安などの相談・指導、親子の交流の場の提供などに取り組みます。 ●多様化する保護者のニーズに対応するため、ショートステイ・トワイライトステイ事業 <sup>1)</sup> やファミリーサポートセンター事業 <sup>2)</sup> 、病児・病後児保育事業、産後ママサポート事業などの充実を図ります。 ●小学校の児童等が、放課後の時間を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブなどの充実にも努めます。 ●子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、乳幼児・子ども医療費助成制度などの充実にも努めます。 ●児童虐待の早期発見や早期対応を図るため、要保護児童対策を推進するとともに、児童虐待に係る相談事業の周知に取り組みます。 ●子どもの安全確保のため、家庭や学校、地域、関係機関等と連携して、犯罪から子どもを守る体制づくりに取り組みます。	■保育事業の充実 ■幼稚園一時預かり保育事業 ■保育所等緊急整備事業 ■地域子育て支援拠点事業 ■病児・病後児保育事業の周知 ■放課後児童健全育成事業 ■乳幼児・子ども医療費助成事業（手続きの簡素化及び対象年齢の拡充） ■要保護児童対策事業 ■家庭相談事業 ■青少年健全育成事業
11-3 児童健全育成の充実	●子ども向けの各種サークル、イベントの充実を図り、子ども同士の交流を促すとともに、児童の健康の増進や情操の育成に努めます。 ●地域ぐるみで、児童の健やかな成長を促すため、保護者や地域の団体などと活動の交流を促進します。 ●乳幼児健康診査、各種教室、訪問・相談事業の充実を図ります。	■サークル活動、イベント実施事業 ■地域組織活動事業 ■各種健診、相談事業
11-4 ひとり親家庭等への支援の充実	●ひとり親家庭等の自立を促すため、子育てや日常生活への支援をはじめ、母子家庭の母親に対しては、資格取得による就業促進などの支援を行います。	■ひとり親家庭等医療費助成事業 ■日常生活支援事業 ■高等職業訓練促進事業 ■婦人相談事業

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.17 保育所の入所申込者数に対する入園児童数の割合	平成26年1月1日 98.1%	2%増加 ↑	100.0%
指標No.18 ファミリーサポートセンター登録者数	平成26年1月1日 215人	28%増加 ↑	300人
指標No.19 病児・病後児保育事業の登録者数	平成26年1月1日 357人	12%増加 ↑	400人
指標No.20 幼稚園一時預かり保育利用園児数	平成27年3月31日 0人	増加 ↑	180人

- ショートステイ・トワイライトステイ事業：さまざまな事情により、保護者が一時的に児童を養育することが困難となった時、市が指定する施設において、短期入所（ショートステイ）や夜間養護を行う事業のこと。
- ファミリーサポートセンター事業：児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業のこと。



## 12 社会福祉の充実

### 施策の方針

ソーシャルインクルージョン<sup>1</sup>の理念のもと、すべての人が地域で安心して生活し、お互いを支え合い、自立した生活ができるよう、社会福祉を充実します。

### 現状と課題

社会経済構造の変化や価値観の多様化を背景に、核家族化、共働き家庭の増加などが進み、家族意識の変化や地域社会の連帯意識の

希薄化をもたらし、地域で支え合う力の弱体化が懸念されています。また、引きこもりやうつ病から自殺に追い込まれるケースも危惧されています。

そのような中、市民の福祉に対するニーズの多様化などに対応するためには、市民や社会福祉関係者、ボランティアなどと連携していくことが必要です。

市民がともに支えあう地域福祉活動に取り組むため、宇土市社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動への期待が大きくなっています。



歳末助け合い市民のつどい

### 12-1 社会福祉協議会相談事業受付件数の推移

単位：件

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ふれあい福祉相談	78	80	88	107	210
法律相談	61	56	59	72	65
地域福祉権利擁護相談	2	6	8	20	28
成年後見相談	3	7	7	5	3

(市社会福祉協議会：各年度3月31日現在)

<sup>1</sup> ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
12-1 地域福祉の推進	●地域福祉の充実のため、「宇土市地域福祉計画」の推進に取り組みます。あわせて、宇土市社会福祉協議会の活動を支援し、連携を強めます。	■宇土市社会福祉協議会の活動支援 ■地域での見守りや、認知症等をテーマにした、地域ネットワーク会議の開催 ■自殺対策推進事業
12-2 民生委員・児童委員の活動推進	●民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手として活動するため、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と積極的に情報交換を行います。また、民生委員・児童委員が抱える困難事例に対しての活動支援に取り組みます。	■民生委員・児童委員事業 ■単位民児協活動支援
12-3 福祉教育の充実	●社会福祉に対する啓発のため、学校教育や社会教育と連携して、福祉教育の充実を図ります。	■福祉体験学習の実施

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.21 小地域ネットワークグループ数	平成25年度 14団体	43%増加 ↑	20団体
指標No.22 福祉ボランティアグループ数	平成25年度 13団体	54%増加 ↑	20団体
指標No.23 宇土市長浜福祉館利用者数	平成25年度 1,728人	10%増加 ↑	1,900人



### 13 高齢者福祉の充実

#### 重点施策

#### 施策の方針

高齢者が健やかで心豊かに生きがいを持って地域で生活できるよう、健康づくりや生きがいづくりを促進するとともに、地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を図りながら、高齢者福祉の充実を図ります。

#### 現状と課題

本市の高齢化率は、介護保険制度が始まった平成12年3月末時点では20.0%でしたが、平成26年3月末現在には25.9%となり、14年の間に6%近く上昇しています。今後も、高齢化率の上昇が予測されており、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれ、高齢

者虐待や孤独死などの社会問題への対応も重要になってきています。

「宇土市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険や高齢者福祉行政全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進し、高齢化社会へ対応していく必要があります。

また、市内には34クラブ1,621人（平成25年度末）の会員で老人クラブが組織され、健康づくりや生きがいづくり、ボランティア活動などが行われています。高齢者が長年培ってきた知識や経験を積極的に活用し、社会参加活動などへの支援を継続して行うことが必要ですが、老人クラブの会員数が年々減少しているため、その対策も必要です。

#### 13-1 高齢化等の状況

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
65歳以上の人口(人)	9,244	9,251	9,390	9,669	9,866
高齢化率(%)	24.1	24.1	24.6	25.4	25.9
高齢者一人世帯数(世帯)	1,655	1,699	1,765	1,854	1,976
単位老人クラブ数(クラブ)	33	33	33	33	34
老人クラブ会員数(人)	1,863	1,842	1,710	1,630	1,621

(市福祉課：各年度末現在)

#### 13-2 地区別高齢者人口割合

地区名	総人口(人)	65歳以上人口			高齢化率(%)
		男性(人)	女性(人)	合計(人)	
宇土	12,868	1,225	1,707	2,932	22.7
花園	9,628	851	1,161	2,012	20.8
轟	3,129	334	449	783	25.0
走潟	2,143	231	320	551	25.7
緑川	2,899	366	506	872	30.0
網津	3,690	535	735	1,270	34.4
網田	3,610	597	849	1,446	40.0
合計	37,967	4,139	5,727	9,866	25.9

(市福祉課：平成26年3月31日現在)

#### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
13-1 高齢者福祉の推進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化社会に対応する総合的な福祉行政の充実を図るため、「宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の推進に取り組みます。</li> <li>●高齢者の権利を擁護し、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者虐待防止事業</li> <li>■認知症サポーター養成事業</li> <li>■成年後見制度事業</li> <li>■徘徊高齢者ネットワーク事業</li> </ul>
13-2 生きがいづくり、社会参加活動等の促進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブの活動を支援するため、サポートスタッフを配置するとともに、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。</li> <li>●高齢者の就労機会の確保と社会参加活動を促進するため、シルバー人材センターの活用と支援を行います。</li> <li>●高齢者が安心して気軽に外出し、また、地域への活動に参加しやすい施策に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老人クラブ育成事業</li> <li>■老人会活動のサポートスタッフ配置</li> <li>■シルバー人材センターへの活動支援</li> <li>■電動アシスト自転車購入費助成事業</li> <li>■高齢者引きこもり防止事業</li> </ul>
13-3 介護予防と高齢者の生活機能に応じた自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における自発的な介護予防活動の育成と支援を図るため、介護予防サポーターを養成するとともに、介護予防<sup>1</sup>に関する知識の普及や啓発に取り組みます。</li> <li>●元気な高齢者がいつまでも健やかで自立した生活ができるよう、お元気クラブやスポーツ大会などの開催を通じた介護予防の促進や自立支援の推進に努めます。</li> <li>●住み慣れた地域で、高齢になっても住み続けることができるために、介護サービスの充実だけでなく、介護予防施策、認知症予防・支援施策、生活支援サービスの充実、地域の支え合い事業の充実等を包括的に連携させて支援する「地域包括ケアシステム」の構築・充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅改造助成事業</li> <li>■配食サービス事業</li> <li>■緊急通報事業</li> <li>■地域支援事業</li> <li>■グランドゴルフ等各種スポーツ大会の開催</li> </ul>

#### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.24 老人クラブ会員数	平成25年度 1,621人	10%増加 ▲	1,800人
指標No.25 シルバー人材センター会員数	平成26年3月31日 259人	15%増加 ▲	300人
指標No.26 認知症サポーター登録者数	平成26年3月31日 3,011人	90%増加 ▲	5,700人

<sup>1</sup> 介護予防：要介護状態になることをできる限り遅らせること、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。



## 14 障がい者（児）福祉の充実

### 施策の方針

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し、豊かに安心して暮らすとともに、自立した生活や社会参加が実現できるよう、障がい者（児）福祉を充実します。

### 現状と課題

平成25年度末現在で、身体・知的・精神障がい者の手帳所持者数は、身体障害者手帳2,024人、療育手帳293人、精神障害者保健福祉手帳372人となっており、年々増加の傾向にあります。これに伴い、障害福祉サービスについても利用者数が増加しており、今後もサービスの利用が増えることが予想されます。

また、近年いわゆる発達障がいと言われる障がいをもつ児童が増えており、教育現場などでも対応に苦慮されています。今後は、庁内関係各課と障がい児通所支援事業所などの関係機関と連携を取りながら、支援・広報啓発を行っていくことが必要です。

本市では、障がい者行政全般にわたる将来の方向性を示した「第2期宇土市障がい者プラン」および「第4期障がい福祉計画」を策

定しており、2つの計画が目指す「障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくり」をさらに推進していく必要があります。

障がい者福祉の方向は、「施設(福祉)から在宅(福祉)へ」と向かう流れにあり、地域社会での自立が課題となっています。今後は、障害福祉サービスを利用して、障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して充実した生活を送れるよう、各種福祉サービスの拡充や生活環境及び支援体制の整備が必要です。

また、障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域に住む人たちの協力が不可欠です。障がいのある人への正しい理解を深めるための広報や啓発活動を行い、学校や地域での福祉活動などを通して健常者と障がい者の相互交流を図ることで、障がいのある人の社会参加を促進します。

さらに、障がいのある人の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要であり、障がいのある人の雇用促進に向けて、啓発と情報提供を行うとともに、ハローワークや事業所などと連携を強化し、社会的自立の支援を行うことが重要です。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
14-1 障がい者施策の充実・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送れるよう、「宇土市障がい者プラン・障がい福祉計画」の推進に取り組みます。</li> <li>●障がい者への理解を深めるため、あらゆる機会を通じた障がい者問題に関する広報・啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者日常生活用具給付等事業</li> <li>■障がい福祉制度に関する広報</li> <li>■パンフレット等の作成</li> </ul>
14-2 生活の場の確保・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人が、在宅で自立した生活を送れるよう、生活援助サービスや介護者の負担軽減などを支援するとともに、就労の意欲のある人に生産活動の機会の提供や就労に必要な知識、能力を高める支援を行うなどの自立支援事業の充実に取り組みます。</li> <li>●日常的な生活が安心して送れるような支援体制づくりのため、障がいのある人やその保護者などに対する相談体制の充実を図るとともに、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業の充実に取り組みます。</li> <li>●福祉課の窓口就労支援相談員を置き、障がいの内容や程度など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談を行い、就労を促進します。</li> <li>●障害者虐待防止センターと連携し、障がい者の虐待防止・権利擁護に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業</li> <li>■地域生活支援事業</li> <li>■障がい者自立支援センター事業</li> <li>■障がい者相談支援事業</li> <li>■障がい者就労支援事業</li> <li>■障害者虐待防止対策支援事業</li> </ul>
14-3 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種障がい者スポーツや学習活動、サークル活動などへの参加促進を図るため、参加の呼びかけを行います。</li> <li>●障がい者の社会参加を促進するため、情報のバリアフリーに取り組み、必要な情報が入手しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉（障がい者）スポーツ大会推進事業</li> <li>■地域生活支援事業</li> </ul>

### 14-1 手帳所持者の推移

単位：人

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳所持者数	1,910	1,911	1,882	1,914	2,024
療育手帳所持者数	260	272	282	289	293
精神障害者保健福祉手帳所持者数	277	287	281	315	372

(市福祉課：各年度3月31日現在)

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.27 障がい者の一般就労移行者(新規就労者)数	平成25年度 4人	100%増加 ▲	8人
指標No.28 福祉(障がい者)スポーツ等への参加者数	平成25年度 108人	20%増加 ▲	130人



## 15 社会保障制度の適切な運用

### 施策の方針

国における制度改革の動向を見極めながら、市民が安心した生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用に努めます。

### 現状と課題

老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たす国民年金は、経済情勢や雇用形態の変化等の影響を受け、将来的に低年金者や無年金者が増加することが懸念されています。不慮の事故に備え、また老後の生活が安定したものになるよう、年金の加入と納付を適正に推進する必要があります。

また、国民健康保険については、被保険者の高齢化の進展、疾病構造の変化や医療技術の高度化による医療費の上昇、さらに、低迷する経済情勢や雇用形態の多様化による低所得者や無職者等の増加により、事業運営は大変厳しい状況となっています。全国的にも国民健康保険事業は一般会計からの繰入等をせずに運営することが困難となっており、今後ますます財政状況は厳しさを増していくことが大いに懸念されます。

将来にわたって健全で安定的な事業運営を図っていくためには、医療費の一層の抑制に取り組むとともに、滞納対策の強化や実態に即した保険税の見直しに取り組むことが極めて重要です。

介護保険についても、サービス供給基盤の整備と適正な介護保険サービスの利用促進に努めているものの、高齢者数の伸びに伴って要介護認定者数も増加し、介護給付費も増加しています。

そのような中、第6期介護保険事業計画では、第3期～第5期介護保険事業計画で重要視された「地域包括ケアシステムの構築」について、本格的な運用がなされます。全国一律の予防給付事業から市町村が取り組む地域支援事業への移行を円滑に行うために、医療体制と地域包括ケアシステムとの連携を視野にいたした地域ケア体制づくりが求められます。

生活保護世帯の保護率は平成26年8月現在で9.3%<sup>1</sup>であり、全国の保護率17.0%、熊本県の14.8%と比較すると低い数値を示していますが、近年の経済不況の影響を受け、相談・申請件数ともに急激に増加しています。また、その相談内容も多岐にわたっているため、内容をしっかりと拝聴し、不安を取り除くとともに、要援助者・被保護者に応じた、細やかな援助・指導を推進していく必要があります。

さらに、管内の有効求人倍率は平成26年4月には0.87倍と一時期と比べ改善していますが、被保護者の自立にはつながっていないため、自立支援プログラムだけでなくその他の個別支援プログラムも活用し、被保護世帯の自立助長を図る必要があります。

### 15-1 生活保護の被保護世帯人員の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
被保護世帯数(世帯)	156	176	189	216	255
被保護人員(人)	192	219	227	272	335
保護率(%)	5.1	5.8	6.1	7.3	9.0

(市福祉課：各年度3月31日現在)

<sup>1</sup> % (パーミル)：1000分の1を1とする単位のこと。

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
15-1 国民年金制度の啓発と加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金の加入及び納付の促進を図るため、国民年金制度の必要性と仕組みについての普及活動に取り組みます。</li> <li>●免除申請等の活用により無年金者の減少に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国民年金給付事業</li> <li>■免除申請事業</li> </ul>
15-2 国民健康保険事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健全な財政運営と保険税負担の公平性を確保するため、収納率の向上に向けた取り組みを強化するとともに、レセプト<sup>1</sup>点検の充実などにより、医療費の適正化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療費適正化事業</li> </ul>
15-3 介護保険事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護給付費の適正化を図るため、介護保険事業計画に基づく介護保険給付サービスの利用促進に努めます。</li> <li>●家族介護に対する支援や地域における包括的なケア、地域に密着したサービスの提供に取り組みます。</li> <li>●地域包括支援センターの業務として「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」などが新たに位置付けられたため、医療機関などとの連携のもとに、機能強化に努めます。</li> <li>●在宅医療・在宅介護に対する市民の理解を深めるよう、啓発活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家族介護支援事業</li> <li>■介護給付費等費用適正化事業</li> <li>■地域包括支援センターの機能強化</li> <li>■在宅介護の推進</li> </ul>
15-4 生活保護世帯の自立支援プログラム及び就労支援員の活用による稼働年齢層の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護世帯の自立のため、自立支援プログラムの活用により、就労阻害要因を的確に把握するとともに、関係機関と連携して、就労支援員による自立支援を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活保護扶助事業</li> <li>■就労支援員事業</li> </ul>
15-5 生活保護世帯の医療扶助の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費の適正な支出を図るため、扶助費の約50%を占める医療扶助について、個々の病状を把握するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活保護適正化事業</li> </ul>
15-6 生活困窮者自立支援制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援制度（平成27年度開始）について、庁外の関係機関、庁内の関係部署と連携して、様々な課題を抱えた生活困窮者の自立促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活困窮者自立促進支援事業</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.29 国民健康保険税(現年分)の収納率	平成25年度 93.4%	現状維持➡	92.0%以上
指標No.30 介護保険料(現年分)の収納率	平成25年度 98.6%	現状維持➡	98.0%以上
指標No.31 生活保護受給世帯就労収入の増加による自立数	平成25年度 4世帯	2世帯増加⬆	6世帯

<sup>1</sup> レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書のこと。





第3章

みんなが豊か！  
豊かで活気あふれるまちづくり

産業・経済

16 農林業の振興

重点施策

施策の方針

豊かで魅力的な自然環境などを活かした農林業の充実を図るとともに、人と自然がふれあう活気あふれるまちづくりを推進するため、農林業生産基盤の整備や担い手の育成確保、特産品の開発、地産地消<sup>1</sup>の推進などにより、農林業の振興に努めます。

現状と課題

本市の基幹産業として地域経済を支えている農業は、平坦部の水田と、山間山麓に造成された畑（樹園地を含む）を生産基盤として、米や施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営が中心となっています。

林業については、本市には大規模林家はなく、森林所有者の約90%以上が5ha未満の小規模林家で、そのほとんどが農業に付随して

経営を行っている状況です。

近年、農業者の高齢化に伴う後継者不足がますます深刻化し、農家数は減少（平成12年1,633戸→平成22年916戸）しているものの、農家1戸当たりの規模は両極化しており、集約化による大規模専業農家と小規模農家が混在状態にあります。

また、国内の農業を取り巻く環境は、農産物の輸入拡大に伴い価格が下落するとともに、産地間の競争が激化しています。

一方、消費者の食に対する安全・安心意識の高まりに対応するため、生産現場での取り組みの強化が進められているとともに、地産地消の動きが活発化しつつあります。このような動向を踏まえ、農業の高付加価値化を図るためには、6次産業化を含めて、特産品や農産加工品の開発、有機栽培などに取り組んでいく必要があります。

16-1 農家戸数と農業従事者の推移

年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農家戸数(戸)	1,799	1,633	1,465	916
農業従事者(人)	2,717	2,275	1,965	1,624

(農林業センサス：各年2月1日現在)

16-2 経営耕地面積の推移

単位：ha

年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
田	1,337	1,276	1,102	960
畑	101	87	63	50
樹園地	261	213	171	180
合計	1,699	1,576	1,336	1,190

(農林業センサス：各年2月1日現在)

1 地産地消：地域（地元、地場）で生産されたものを、その地域で消費すること。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
16-1 農林業の生産基盤の整備 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地の有効利用を図るため、未整備地区における圃場整備事業に取り組みるとともに、農道や用排水路の適切な維持管理や改修を行います。</li> <li>●農地の保全と災害の防止を図るため、排水機場などの改築・更新及び適切な維持管理に努めます。</li> <li>●農地や農業用水などの保全を図るため、用排水路の維持管理などに取り組みます。</li> <li>●農業や地域住民への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を行います。</li> <li>●中山間地の農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加を抑制するため、中山間地域等直接支払交付金制度を活用した支援を行います。</li> <li>●林業の生産コストの縮減及び労働時間の短縮を図るため、人工林の保育及び木材搬出等に利用する作業用道路を市道・農道と接続します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中山間地域等直接支払交付金の交付</li> <li>■耕作放棄地解消緊急対策事業</li> <li>■林道整備事業</li> <li>■県営排水対策特別事業</li> <li>■県営湛水防除事業</li> <li>■多面的機能支払事業</li> <li>■有害鳥獣捕獲事業</li> <li>■適正化事業</li> <li>■農村集落整備事業</li> <li>■農道整備事業</li> <li>■県営農道整備事業</li> </ul>
16-2 農林業の経営基盤の強化、担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林業の経営基盤を強化するため、設備投資への助成や経営指導などの支援を行い、経営感覚に優れた農業後継者・担い手の育成に取り組みます。</li> <li>●農業経営の合理化や生産性の向上を促進するため、農業経営の法人化や担い手農家などへの農地の集積を図り経営規模の拡大を支援します。</li> <li>●森林の持つ水源涵養や地球温暖化防止などの機能を維持・向上させていくため、市民に対し森林が担っている公益的機能の重要性を周知するとともに、住民団体による活動を積極的に支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農業経営アドバイザーの活用</li> <li>■青年就農給付金事業</li> <li>■農地中間管理事業</li> <li>■経営体育成支援事業</li> <li>■生産総合事業</li> </ul>
16-3 農産物の高付加価値化の推進及び販路拡大 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元産品の付加価値を高めるため、農産物加工品の研究や特産品の開発支援などを行います。また、市内外への販路拡大や農産物の海外輸出を支援します。</li> <li>●機能性野菜<sup>1</sup>などの戦略作物化を図るため、成分分析の助成やインターネットによるPR及び販売実証を行います。</li> <li>●エコファーマー<sup>2</sup>などのくまもとグリーン農業を推進し、安全・安心な地元農産物のPRを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> <li>■くまもとうまかもん輸出協議会への参加</li> <li>■地産地消推進計画の推進</li> <li>■環境保全型農業直接支払交付金事業</li> </ul>

施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.32 認定農業者 <sup>3</sup> 数	平成26年4月1日 200経営体	10%増加 ▲	220経営体
指標No.33 農業法人数	平成26年4月1日 7経営体	40%増加 ▲	10経営体
指標No.33 エコファーマー認定件数	平成26年4月1日 87件	25%増加 ▲	108件

1 機能性野菜：本来野菜に微量にしか含まれない、もしくは全く含まれない栄養素の含有量を高めた野菜  
2 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量を軽減する生産方式の導入計画を県知事に認定された農業者（認定農業者）の愛称。  
3 認定農業者：自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定した農業者



## 17 水産業の振興

### 重点施策

#### 施策の方針

資源管理型漁業<sup>1</sup>の確立を図り、漁業資源の安定と漁獲量の増加を目指すとともに、経営主体の育成と経営の安定を図るため、水産業の振興に努めます。

#### 現状と課題

本市の水産業は、水産資源や漁港の立地条件に適している西部地区を中心に営まれており、特に海苔養殖やアサリを主とした採貝やエビ・イカ漁などが盛んに行われています。

近年、水産業を取り巻く環境は、漁場の制約や漁業用資材等の高騰などにより厳しい状況にあり、有明海の潮流変化や赤潮の大量発生等による海苔の品質低下や生産量の減少、さらには、漁場環境の悪化によるアサリ貝などの漁獲量の激減など漁業全般に渡って不振が続いています。今後は資源管理体制の強化を図っていくとともに、つくり育てる漁業への転換を行っていく必要があります。

平成26年度における本市の漁業協同組合員は654名ですが、後継者不足や兼業化などにより、漁業のみで生計を立てている人は、その半数

にも満たない307名にとどまります。減少傾向にある漁業就業者数を維持又は増加させていくためには、将来への展望が可能な魅力ある漁業の振興に努めていく必要があります。

漁場となる有明海は、大きな干潟の区域を持つ浅い海となっていることから、緑川から運ばれてくる大量の土砂の沈殿と、河川などを通して海へと運ばれてくる家庭雑排水などによる大量の有機物質が漁場環境を悪化させ、漁業に大きな影響を及ぼしています。また、漁港内の泊地についても、大量の土砂が堆積していることから、漁船の入出港時間が制限され、漁に支障をきたしています。このため、計画的な浚渫<sup>2</sup>・作漕<sup>3</sup>・覆砂<sup>4</sup>などを実施し、漁場環境の改善を図っていく必要があります。



海苔の養殖

#### 17-1 漁業種別陸揚金額の推移

単位：百万円

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
海苔養殖	1,889	1,495	2,176	1,548	1,474
採貝	5	121	145	32	7
刺し網	26	26	12	13	12
かご漁業	4	2	3	5	2
合計	1924	1,644	2,336	1,598	1,495

(漁港港勢調査：各年12月31日現在)

1 資源管理型漁業：水産資源を合理的に管理しながら漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減を図り、安定的に行う漁業経営のこと。  
 2 浚渫：港湾・河川・運河などの底面から土砂を取り去る土木工事のこと。  
 3 作漕：滞留した水の通りを良くするため局部的に深い溝（漕筋）を作り、海水交換の促進を図る土木工事のこと。  
 4 覆砂：海底や湖底など底質改善を目的とした技術で、ヘドロなどが発生し底質が悪化した底面へ砂等により覆うこと。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
17-1 漁業生産基盤の整備	●漁場の生産性の向上と環境保全を図るため、漁港内堆積物の除去や浚渫、作漕などの漁場保全事業を実施するとともに、漁業者の生産活動や水産物流通の拠点として、漁港施設の整備に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水資源回復・基盤整備交付金事業</li> <li>■水産物供給機能保全事業</li> <li>■単独漁港改修事業</li> </ul>
17-2 漁業経営の安定化 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁獲量の確保や品質の向上、価格の安定化を図るため、種苗放流事業の強化と資源管理体制の確立に努めるとともに、稚魚の放流や母貝の育成など、つくり育てる資源管理型漁業に取り組みます。</li> <li>●優れた水産業の担い手の確保や後継者の育成を図るため、漁協との連携による取り組みを強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■稚エビや稚貝放流補助事業</li> <li>■車エビ中間育成補助事業</li> <li>■漁業後継者クラブ育成補助事業</li> <li>■有明海東地区特定漁港漁場整備事業</li> <li>■アサリ貝等資源回復実証試験事業</li> </ul>
17-3 水産物の高付加価値支援	●水産物の消費拡大を図るため、宇土マリーナ物産館での地産地消を促進するとともに、付加価値の向上に向けた水産加工品の研究や特産品の開発などの取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地産地消推進計画の推進</li> <li>■水産加工品等の開発支援</li> <li>■水産加工施設等整備支援</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.35 漁業陸揚金額	平成26年 1,495百万円	27%増加 ↑	1,900百万円
指標No.36 海面養殖業生産額	平成26年 1,474百万円	23%増加 ↑	1,800百万円
指標No.37 海面漁業生産量	平成26年 5,855トン	23%増加 ↑	7,200トン



## 18 商業の振興

### 重点施策

#### 施策の方針

多様化、高度化する消費者ニーズに対応するため、商業の育成と市民が集う商店の形成など、まちづくりと一体となった商業の振興に努めます。

#### 現状と課題

本市の商業は、商店数や従業員数、商品販売額ともに平成11年に比べ徐々に減少しています。この傾向は、近隣都市への郊外型大型商業施設の進出やインターネットなどの情

報媒体を介した販売形態の多様化、長引く景気の低迷などが原因と考えられます。

また、中心市街地においては、全国的な傾向として、経営者の高齢化や後継者不足による廃業から、空き店舗が増加傾向にあり、商業機能の空洞化が進んでいます。

今後は、賑わいと魅力ある中心市街地の再生に向け、船場橋（めがね橋）や市内各所に点在するお地藏さん、お寺などの歴史的・文化的な地域資源を有効に活用し、地元事業者や商工会、関係機関などとの連携による経営基盤の強化や後継者の育成、空き店舗の解消を図る必要があります。



大盛況の飛躍緑祭

#### 18-1 小売業商品販売額の推移

単位：億円

年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成23年
販売額	428	370	356	351	248

（商業統計調査：各年6月1日現在。なお、平成23年数値は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査：平成24年2月1日現在」による）

#### 18-2 商店数と小売業従業者数の推移

年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成23年
商店数(店)	422	418	414	383	256
従業者数(人)	2,565	2,659	2,519	2,465	1,686

（商業統計調査：各年6月1日現在。なお、平成23年数値は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査：平成24年2月1日現在」による）

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
18-1 商店経営の強化 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商業活動の効率化を図るため、商工会などと緊密な連携をしながら、各種講習会や店舗診断など指導体制の充実に取り組みます。</li> <li>●経営力の強化を図るため、商業の連帯性を高める取り組みを促すとともに、経営者の意識改革や後継者の育成に取り組みます。</li> <li>●小規模商店の経営基盤の強化や近代化、経営の安定化を図るとともに、市内での起業を促進するため、商工会及び関係機関と連携して、資金融資制度の利用を促進します。</li> <li>●小規模店舗の改装による販売環境の改善や開業を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■起業家支援のための中小企業支援制度の検討</li> <li>■商工振興事業</li> <li>■各融資事業</li> <li>■住宅リフォーム助成事業</li> <li>■店舗改装・新規開業支援</li> </ul>
18-2 中心市街地の活性化 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●にぎわいと豊かさがある元気のある商店街の形成に向け、地元事業者や商工会など関係機関と連携して、空き店舗の解消や空き店舗を活用した各種施策の検討を行います。</li> <li>●中心市街地を活力あふれる場所とするため、各店舗の魅力の再創造に取り組むとともに、観光資源や伝統行事などの地域特性を活かした取り組みを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心市街地活性化事業</li> <li>■中心市街地街路灯整備事業</li> <li>■シルバー元気応援ショップ認定事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.38 小売業年間商品販売額	平成24年2月1日 248億円	20%	297億円
指標No.39 小売業従業者数	平成24年2月1日 1,686人	20%	2,023人
指標No.40 中心市街地における空き店舗数 <sup>1</sup>	平成25年3月31日 9店	現状維持➡	9店

<sup>1</sup> 中心市街地における空き店舗数：中心市街地における空き店舗数：新たな事業者の参入が難しい住宅兼店舗も含まれる。



## 19 工業の振興

### 施策の方針

地域社会経済の活性化を図るため、中小企業の育成や経営支援、技術力向上支援、産業基盤の強化などにより、工業の振興に努めます。

### 現状と課題

日本経済は回復基調にあるものの、地方への広がりを見せてはいません。また景気動向の先行きが不透明であり、本市の地場企業にとっては厳しい経営状況が続いています。

経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、地場企業の育成・強化を図るためには、技術力・経営力の向上はもとより、経営の革新や新事業の創出、販路の拡大、人材育成、異業種交流などによる新たな事業展開が求められています。



### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
19-1 既存企業・地場産業の育成	●地場企業の経営安定化や市場拡大を図るため、新技術の開発や人材育成への支援に努めるとともに、融資・助成制度の利用を促進します。	■中小企業融資制度に関する周知、広報の実施
19-2 企業間交流の促進	●地場企業及び進出企業の情報収集や、新たな事業活動の創出に向け、企業間交流を促進します。	■市内企業の情報収集

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.41 製造品出荷額等	平成25年12月31日 794億円	6%増加 ↑	842億円
指標No.42 製造業従業者数	平成25年12月31日 2,317人	4%増加 ↑	2,409人

#### 19-1 製造品出荷額等の推移

単位：億円

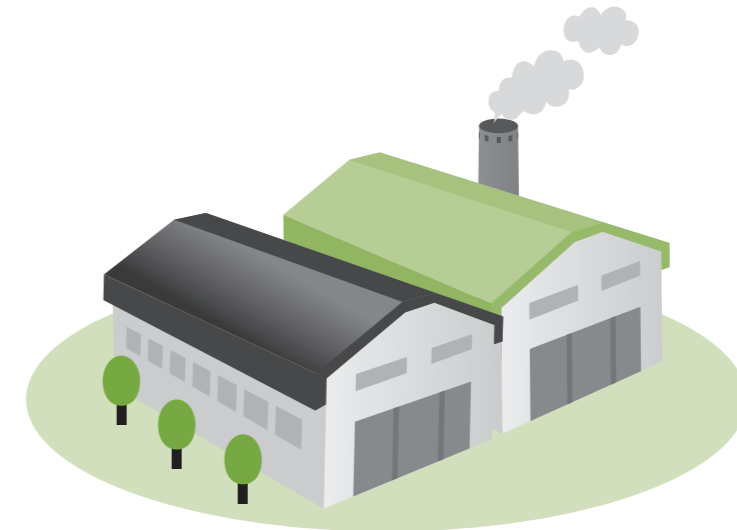
年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出荷額等	656	736	501	729	794

(工業統計調査：各年12月31日現在)

#### 19-2 事業所数と従業者数の推移

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
事業所数(事業所)	55	50	55	57	56
従業者数(人)	2,178	2,194	1,756	2,361	2,317

(工業統計調査：各年12月31日現在)



## 20 企業誘致の推進

### 重点施策

#### 施策の方針

産業の振興と雇用の促進を図るため、県や関係機関等と連携しながら、企業誘致を積極的に推進します。

#### 現状と課題

本市では、産業の振興と雇用機会の創出を図るため、市内3ヶ所に整備した工業団地への企業誘致を積極的に推進してきており、現在はほぼ完売の状態です。

また、宇土駅東口は本市の玄関口として早急な開発が望まれており、土地開発公社の保有地や広大な民有地を含め、さらなる活用策を検討します。

企業の立地は、新たな雇用の創出や地元消費の拡大など、さまざまな面で高い経済波及効果が期待できることから、今後も引き続き、九州の中央部や交通の要衝という利点を活かし、積極的な企業誘致を推進する必要があります。



産業の振興と雇用機会の創出のために

#### 20-1 工業団地の充足率及び進出企業数

団地名	充足状況				進出企業数 (事業所)
	総面積 (㎡)	充足面積 (㎡)	残地面積 (㎡)	充足率 (%)	
緑川工業団地	82,000	80,900	1,100	98.7	15
花園工業団地	62,000	62,000	0	100.0	1
宇土工業団地	209,000	209,000	0	100.0	7
合計	353,000	351,900	1,100	99.7	21

(市企画課：平成27年3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
20-1 情報収集・発信強化などの推進	●優良企業の誘致と地元雇用の拡大を図るため、定期的な企業訪問などによる情報収集やホームページなどによる企業立地情報の積極的な発信に取り組みます。	■トップセールスによる企業誘致 ■企業誘致アドバイザーの活用
20-2 宇土市の玄関口づくり <b>重点施策</b>	●宇土駅東口において、広大な民有地を含め、関連企業と連携した誘致活動を展開し、宇土市の新しい顔・玄関口づくりに努めます。	■宇土駅東側への企業誘致活動
20-3 農海産物加工工場の誘致 <b>重点施策</b>	●定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、一次産業従事者の所得増加を図るため、農海産物加工工場の誘致を推進します。	■農海産物加工工場の調査研究 ■人口減少地区への重点的な誘致活動

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.43 宇土駅東口へ専門学校の誘致	平成27年3月31日 0校	1校増加 ↑	1校
指標No.44 農海産物加工工場の誘致	平成27年3月31日 0事業所	1事業所増加 ↑	1事業所



松原交差点から見た宇土駅東口方面



## 21 観光・物産の振興

### 重点施策

#### 施策の方針

資源を有機的に連携させた特色ある観光地づくりを目指すため、市内に散在する観光資源の活用と新たな観光資源の発掘・整備など、観光の振興に努めます。また、地元経済の活性化を目指すため、自然に恵まれた農産物や海産物などを積極的にPRするなど、物産の振興に努めます。

#### 現状と課題

本市は、豊かな自然や文化・歴史、優れた伝統工芸品など多様な観光資源に恵まれています。市内の観光エリアは大きく花園方面の「東部エリア」、宇土・轟・緑川・走瀧方面の「中央部エリア」、網津・網田方面の「西部エリア」に分けられます。

「東部エリア」は、春には2,000本の桜が咲き誇る立岡自然公園を拠点として、スポーツ施設やキャンプ場などが整備されており、スポーツやレクリエーション活動の場として活用されています。

「中央部エリア」は、日本名水百選の一つである轟水源や江戸時代後期につくられた26基の雨乞い太鼓を有する大太鼓収蔵館を含む轟泉自然公園や国指定の史跡「宇土城跡」、江戸時代のたたずまいを



観光ボランティア

残す船場橋界隈、武家屋敷など多くの歴史的文化遺産に恵まれています。また、肥後三大夏祭りの一つである「うと地蔵まつり」の開催時には、市内はもとより県内外からも多数の人々が訪れています。

「西部エリア」は、有明海の海岸線が続くエリアで、日本の渚百選にも選定された御輿来海岸が有名です。エリア内にある宇土マリーナは、県下の海洋レジャー・スポーツの拠点であると共に、併設の「道の駅宇土マリーナ物産館」では地元産品を販売しており、市内外から多くの観光客でにぎわっています。

今後は、これらの観光資源を活かした特性ある地域づくりを図っていく必要があります。

本市の物産には、個々の特色ある農・海産物や加工品・伝統工芸品があるため、観光物産協会と連携して物産展などを開催するとともに、新たな商品開発や食によるおもてなしを推進していく必要があります。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
21-1 観光資源の活用・開発 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光を基軸とするまちの活性化を促進するため、市内に点在する既存の歴史文化をはじめとした観光資源の有効活用や新たな観光資源の発掘・整備を行うとともに、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光地整備事業</li> <li>■物産振興対策事業</li> <li>■マリーナ振興事業</li> <li>■フットパス事業</li> <li>■歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> </ul>
21-2 観光案内・PRの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光客の受入態勢を強化するため、観光地への誘導看板の整備に取り組むとともに、ボランティアガイドの育成に努めます。</li> <li>●観光客の裾野を拡大するため、既存イベントの内容を充実させるとともに、各種メディアやインターネットなどを使い県内外に向けた積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>●新たな観光客の掘り起こしにつなげるため、旅行会社や鉄道事業者と連携して、観光地としての魅力を高めるとともに、食と物産、文化を絡めた観光ルートの整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共サイン整備事業</li> <li>■観光PRアドバイザーの任用</li> <li>■観光ボランティアガイドの育成</li> <li>■観光誘客事業</li> </ul>
21-3 物産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物産品のPRと販路拡大のため、観光物産協会と連携を図り、物産展などへの出展・販売機会の増加を図ります。</li> <li>●観光客の地元消費を拡大するため、既存の物産品のPRなどにより消費拡大を促進するとともに、郷土豊かな個性ある新たな特産品・土産物品の開発を積極的に支援します。</li> <li>●各種団体が開催する工芸展や物産展などを積極的に支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種イベントへの参加</li> <li>■ネットPR支援</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.45 観光入込客数	平成25年 1,287千人	10%増加 ↑	1,416千人
指標No.46 観光消費額	平成25年 34億円	10%増加 ↑	37億円
指標No.47 宇土マリーナ利用者数 (マリーナ関係)	平成25年度 7千人	10%増加 ↑	8千人
指標No.48 宇土マリーナ利用者数 (公園関係)	平成25年度 41千人	10%増加 ↑	45千人
指標No.49 宇土マリーナ物産館レジ通過者数	平成25年度 238千人	10%増加 ↑	262千人

#### 21-1 観光入込客数・観光消費額の推移

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
入込客数(千人)	1,246	1,228	1,172	1,285	1,287
観光消費額(億円)	31	33	31	34	34

(観光統計調査：各年12月31日現在)



## 22 雇用対策の推進

### 施策の方針

雇用を促進するため、宇土市地域職業相談室などの関係機関との連携強化を図りながら、雇用対策を推進します。

### 現状と課題

日本経済は回復基調にあり有効求人倍率も増加傾向にあると言われてはいますが、地方への波及は限定的であり、またパート・アルバイトなどの非正規雇用が増加しており、安定した雇用環境の維持は極めて難しい状況にあります。

このような厳しい雇用情勢の中、安定した雇用環境の維持・確保を図るためには、企業誘致はもちろんのこと、地場企業の育成・強化をはじめ、新たな就労支援制度の創設や各種雇用関連施策の積極的な情報発信が必要といえます。また、宇土市地域職業相談室での求人情報の提供など、求職者の支援機能をさらに強化させていくことも重要です。



### 22-1 有効求人倍率の推移

単位：倍

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
宇城地域	0.27	0.41	0.53	0.62	0.86
熊本労働局	0.38	0.51	0.63	0.69	0.89

(ハローワーク宇城「労働市場情報」：(各年度3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
22-1 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定した雇用環境の維持・確保に向け、市内企業への雇用に関する各種施策の積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>●就労希望者が求める情報を十分に提供できるよう、宇土市地域職業相談室（公共職業安定所）と連携して、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国、県等の雇用対策事業を活用した雇用の確保</li> <li>■市内企業への積極的な情報発信</li> <li>■地域職業相談室事業</li> </ul>
22-2 若年者への就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年者の地元就業を促進するため、関係機関と連携して、適職診断や各種セミナーの紹介、若年者と就労の場をつなぐマッチングなど就職支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■若年未就労者への積極的な情報発信</li> <li>■地域職業相談室事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.50 宇土市地域職業相談室相談件数	平成25年度 3,671件	6%増加 ↑	3,900件
指標No.51 宇土市地域職業相談室利用後の就職件数	平成25年度 450人	6%増加 ↑	477人



宇土市役所内に設置してある地域職業相談室



第4章

みんなが便利！  
快適な生活を支えるまちづくり

都市基盤

23 土地利用の推進

重点施策

施策の方針

限りある土地を有効活用しながら、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の創出を図るため、自然と調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

地域の広さが東西20.4km、南北7.9km、面積74.20km<sup>2</sup>である本市の地形は、山間部・平坦部・沿岸部に大きく分けることができます。このうち、市西部に位置する山間部には、大岳山など標高300m～500mの山々が連

なり、一部の国有林を除き民有林、樹園地などが広がっています。

平野部は、市の東部から中央部にかけて大きく広がり、産業系や住居系の土地利用に供されていますが、現在も多くの優良農地残っています。

沿岸部は、宇土半島に沿った有明海に面し、干満の差が激しい干潟を利用した海苔等の栽培漁業を営む漁業集落が点在しています。

今後とも、都市化の進展に的確に対応しながら、秩序ある土地利用を誘導し、本市の自然的・社会的・文化的諸条件に配慮した均衡ある発展を図る必要があります。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取組み
23-1 計画的な土地利用のための調査研究 <b>重点施策</b>	●市域全体の土地利用の方向性を定めるため、地籍調査 <sup>1</sup> 事業を計画的に行うとともに、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用に係る調査研究に取り組みます。	■地籍調査事業の推進 ■土地利用に係る調査研究の実施
23-2 魅力ある農村空間の形成	●農用地の機能を明確にしなが、集団的な農地利用を促進するため、農業振興地域整備計画の見直しを行います。	■農業振興地域整備計画の見直し
23-3 良好な都市環境の形成	●一体的かつ計画的なまちづくりに向け、各種計画に沿った整備を推進します。 ●市街地の整備・開発にあわせ、用途地域などの都市計画の見直しを行い、計画的な土地利用の誘導を促進します。	■都市計画マスタープラン <sup>2</sup> の再検討

23-1 土地利用区別面積の推移

(単位:km<sup>2</sup>)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総数	74.17	74.19	74.20	74.20
宅地	7.40	7.65	7.72	7.84
田	15.39	15.09	14.70	14.25
畑	9.07	8.98	9.09	9.20
池沼	0.50	0.49	0.49	0.47
山林	15.45	20.19	23.92	24.98
原野	1.02	0.78	0.44	0.43
雑種地	2.25	2.23	2.54	2.53
その他	23.09	18.78	15.30	14.50

(土地に関する概要調査等報告書:各年1月1日現在) ※総数及びその他を除く



1 地籍調査:主に市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。  
2 都市計画マスタープラン:おおむね20年後の長期的視点に立ち、土地利用や都市整備の総合的な指針を示すものであり、市町村における都市計画の基本となる計画のこと。





## 24 道路・交通網の整備・充実

### 重点施策

#### 施策の方針

安全で快適な交通環境の確立を図るため、主要道路の整備や市内の道路網の体系的な整備及び維持管理などにより、道路・交通網の整備・充実に努めます。

#### 現状と課題

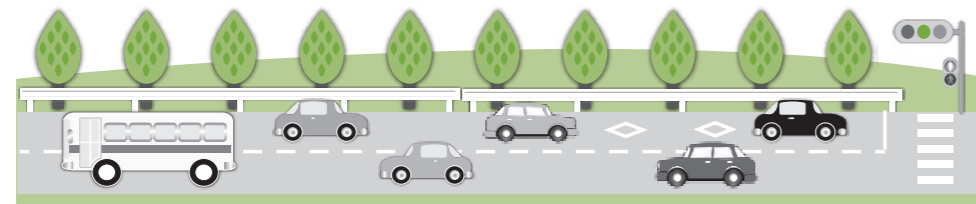
本市の骨格を形成している主要な幹線道路網は、国道3路線と県道6路線によって構成されています。また、国道57号の渋滞解消を主な目的とする熊本天草間幹線道路の一部を構成する地域高規格道路として、熊本市の海路口から宇土市の城塚、網田までが整備区間として指定され、建設が進められています。しかし、地域高規格道路は、事業進捗が遅いため、早期整備、早期供用開始に向け、実施機関である国をはじめとした関係機関への働きかけが必要です。

県道については、安全性の確保のための歩道の設置や渋滞緩和のための片側2車線化が

望まれている区間があります。また、郊外部における県道については、自動車の往来が頻繁であるにもかかわらず、すれ違うことができない区間が存在するため、道路の拡幅が必要となっています。

市で管理している市道は、一級・二級市道を幹線として細かな道路整備網が形成され、計1,038路線、全長503.0kmで、現在の整備状況は、改良率48.3%、舗装率85.1%であり、改良率は、県平均の57.4%を下回っています。このため、今後も、早急に整備を進めていくとともに、広く環境に配慮した道路整備を推進し、緊急自動車などの大型車輛の円滑な通行と歩行者や自転車利用者の安全を確保していくことが必要です。

また、全国状況と同じく、本市でも、高度経済成長期に道路の整備が進んでおり、今後は、老朽化が深刻な問題となってきます。特に橋梁については、補修・修繕の費用が大きいため計画的に点検・補修を実施していく必要があります。



#### 24-1 種類別道路延長

(単位：m)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国道	25,784	25,784	25,784	25,784	26,060
県道	18,919	18,997	18,997	19,536	19,521
市道	498,748	503,186	503,571	502,194	503,052
計	543,451	547,967	548,352	547,514	548,633

(国土交通省熊本維持出張所, 宇城地域振興局土木部, 市土木課：各年度 3月 31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
24-1 主要道路の整備促進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本天草幹線道路については、広域的な連携強化や国道57号線における交通混雑の緩和、地域振興の観点から、整備促進期成会などによる運動を展開し、早期の供用開始に向け、関係機関に働きかけを行います。</li> <li>●市民生活の広域化に対応し、円滑で快適な交通環境を確保するため、新松原交差点から八代市間までの4車線拡張整備など国道の整備に対する働きかけを関係機関に行います。</li> <li>●宇土市内を走る県道6路線の整備・充実のため熊本県をはじめとする関係機関に働きかけを行います。</li> <li>●だれもが使いやすくゆとりのある都市空間を創出し、良好な市街地を形成するため、ユニバーサルデザインや景観などにも配慮した都市計画道路の計画的整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■熊本環状道路建設促進期成会による要望活動の実施</li> <li>■熊本天草間幹線道路整備促進期成会による要望活動の実施</li> <li>■国道3号整備促進期成会による要望活動の実施</li> <li>■熊本県に対する要望活動の実施</li> <li>■都市計画道路の整備や見直しの検討</li> </ul>
24-2 生活道路などの整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要幹線道路への交通アクセスを円滑化し、日常生活の利便性や快適性を確保するため、生活基盤道路である市道の体系的な整備及び維持管理に取り組めます。</li> <li>●道路整備にあたっては、段差の解消に努め、高齢者や障がい者、子どもたちが利用しやすい道路環境の充実を図ります。</li> <li>●農免農道など、農業生産活動や農産物流通などの基幹的な農道整備については、関係機関との連携による整備促進を図ります。</li> <li>●市道などの生活関連道路と連携した道路網の確立を図るため、一般農道の改良拡幅に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共的道路等にかかる原材料支給制度の実施</li> <li>■社会資本整備総合交付金事業</li> <li>■地方道路等整備事業</li> <li>■橋梁長寿命化事業</li> <li>■公共施設等総合管理計画の策定</li> <li>■辺地道路整備事業</li> <li>■県営農道整備事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No52 市道の舗装率	平成26年3月31日 85.1%	2.0ポイント増加▲	87.1%
指標No53 市道の改良率	平成26年3月31日 48.3%	5.0ポイント増加▲	53.3%



## 25 市街地の整備

### 重点施策

#### 施策の方針

人口減少・少子高齢化が進んでいく中で、地域の活力を維持し、地域の特性に応じた住み心地の良い市街地形成を図るため計画的な市街地の整備に努めます。

#### 現状と課題

現在、市域面積74.20km<sup>2</sup>の約25%を占める18.32km<sup>2</sup>の都市計画区域<sup>1</sup>の中で約5.05km<sup>2</sup>を用途地域<sup>2</sup>に指定して快適な都市空間づくりに努めています。

本市は、県中央部に位置し、交通の利便性

に恵まれているとともに、豊かな自然環境や優れた居住環境を有し、今後も大きく発展する可能性を含んでいます。しかし、中心市街地では、住民の高齢化、既存商店街の空洞化が進んでいます。

このような中、平成22年3月には、新しい宇土市の玄関口として宇土駅及び広場の整備が完了し、駅東側からも駅利用が可能となり、東西間での一体的な市街地の形成が図れるようになりました。

今後は、宇土駅周辺を核としながら、優位的な立地条件を活かした魅力ある市街地の形成を図っていくことが必要です。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
25-1 都市計画区域・用途地域等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民生活の多様化、秩序ある土地利用計画に対応するため、都市計画区域の変更について検討を行います。</li> <li>●都市化の進行に伴う土地利用の実態と動向を踏まえつつも今後、人口減少・少子高齢化に対応できるまちづくりの方向性を見定めた用途地域等の変更や新たな指定を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市計画区域の変更の検討</li> <li>■都市計画マスタープラン見直しの検討</li> <li>■用途地域等の変更、指定の検討</li> </ul>
25-2 良好な居住環境の整備 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニバーサルデザインに基づき、子どもや高齢者、障がい者にもやさしいまちづくりと景観に配慮したまちづくりに取り組みます。</li> <li>●適正な土地利用のもとに、快適な市街地空間を確保するため、良好な居住環境や都市公園の充実、生活道路網などの整備改善に取り組みます。</li> <li>●民間住宅開発の誘因となるよう候補地の調査や事業手法の検討を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱による補助</li> <li>■都市計画道路整備・都市公園指定等の検討</li> <li>■まちづくり基本調査事業</li> <li>■民間宅地開発事業の誘導</li> </ul>
25-3 広域拠点性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成22年3月に整備した宇土駅周辺地区については、人や物、情報の広域交流拠点の創出を図るため、宇土駅のさらなる利便性向上に取り組むとともに、駅周辺の活性化を促進します。</li> <li>●商業・流通機能を有する都市型産業の集積を図るなど、市街地における民間活力の誘導促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土駅広場管理事業</li> <li>■宇土駅周辺地区整備事業</li> </ul>



JR宇土駅東口



JR宇土駅西口

#### 25-1 用途地域の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	1,832	24.7
（うち用途地域）	(505)	(6.8)
都市計画区域外	5,588	75.3
市域計	7,420	100.0

(市都市整備課：平成26年4月現在)

1 都市計画区域：健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保に向け、都市計画法及びその他の関連法令の規制を受ける土地の範囲のこと。  
2 用途地域：計画的な土地利用を進め、種々雑多な建築物が混在するのを防ぐ観点から、建築物の用途によって地域を区分するとともに、建ぺい率及び容積率等を定めた地域のこと。



## 26 住宅・住環境の整備・充実

### 重点施策

#### 施策の方針

積極的な定住・転入を促進するため、良質な住宅供給や良好な住環境の形成を図るとともに、まちづくりのルールを取り入れた適正な民間開発の誘導を図り、住宅・住環境の整備・充実に努めます。

#### 現状と課題

本市への定住・転入を促進するためには、国道3号の4車線化による通勤時間の短縮や利便性が向上した宇土駅などの立地条件を活かし、良好な住宅開発などを誘導する施策の検討が必要となります。

一方で、適切な管理が行われていない空家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境

に深刻な影響を及ぼしており、国において、空家等特別対策措置法が成立し、その対策が必要となっています。

また、昭和40～50年代に建設した市営住宅は、現在の多様化した生活様式に対応できない状況となっているため、近年の社会情勢の変化や市営住宅に対するニーズ、さらには民間賃貸住宅との役割分担を踏まえながら、今後の必要性や適正な管理戸数を検討するほか、老朽化した住宅の計画的な維持保全に努める必要があります。

このほか、本市における民間住宅の耐震化率は約51%と、国の平均値75%を下回っているため、良好な住環境の形成のためには、国が掲げる目標90%の早期実現に努める必要があります。



入地団地（平成11年～平成14年竣工）

#### 26-1 住宅の種類と所有状況

単位：世帯

住宅に住む一般世帯数	12,643
持ち家	9,253
公営民営借家	3,095
供給住宅	178
間借り	117
住宅以外に住む一般世帯数	125
一般世帯数合計	12,768

(国勢調査：平成22年10月1日現在)

#### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
26-1 計画的な住宅の改善 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住水準の向上を図るために策定した「公営住宅長寿命化計画」に基づき、既存市営住宅の計画的な改良や改善に取り組むとともに、改良や改善にあたっては、バリアフリー化など高齢者や障がい者の生活にも十分配慮するよう努めます。</li> <li>●適切な管理が行われていない特定空家等に対する対策を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公営住宅維持管理事業</li> <li>■社会資本整備総合交付金事業</li> <li>■特定空家<sup>1</sup>対策等の検討</li> </ul>
26-2 快適な居住環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●良好な居住環境を確保するため、地区計画や建築協定などを活用した適正な民間住宅の建設を促進します。</li> <li>●若者や高齢者、障がい者などに配慮した特定目的住宅の建設など、多様な公的住宅の整備を促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区計画の活用</li> <li>■建築協定の締結</li> </ul>
26-3 耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進計画に基づき、公共建物の耐震化に取り組みます。</li> <li>●耐震改修促進計画に基づき、民間建築物の耐震化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共建物耐震化の実施</li> <li>■民間建築物耐震化に関する啓発</li> </ul>

#### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.54 宇土市戸建木造住宅耐震診断事業補助金の申請件数	平成26年3月31日 0件	3件増加 ↑	3件

<sup>1</sup> 定空家等 衛生上有害、倒壊の危険があるなど、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家のこと。空家等対策の推進に関する特別措置法に定められている。



## 27 公園・緑地の整備・充実

### 施策の方針

利用者満足度の高い公園・緑地を創出するため、地域の特性や環境保全に配慮した公園・緑地の維持管理や景観の保全など、公園・緑地の整備・充実に努めます。

### 現状と課題

公園・広場は、子どもから高齢者まで多くの人々に親しまれる憩いの場であるとともに、災害時には避難地として活用され、かつ地域における貴重な緑の景観を形成しています。

本市には、8ヶ所の都市公園<sup>1</sup>と6ヶ所の自然公園<sup>2</sup>のほか、農村・海岸公園や広場、景勝地があります。これらの公園・広場は、豊かな水や緑、良好な環境にも恵まれ、各種イベントなどの催しやくつろぎの空間としても親しまれています。しかし、都市公園等の整備水準を示す指標である「1人当たり都市公園等面積」は5.7㎡であり、全国平均の10.2㎡（平成25年度）を大きく下回っています。

このため、今後も引き続き、駐車場や周辺道路の整備を含めた質の高い新たな公園・広場の整備や、既設公園の質的向上を推進していく必要があります。あわせて、他の公園・広場も含め、駐車場などの整備を進めることにより、自動車等でのアクセスを改善し、各公園の利用率を高める必要があります。

良好な景観形成を図る上でも公園・緑地の果たす役割は大きく、今後も四季折々の潤いとやすらぎのある景観づくりを目指していく必要があります。また、近年、花いっぱい運動に見られるように市民ボランティア団体などによる地域で進める景観づくりの輪が広がっています。



中央公園花いっぱい運動

### 27-1 都市公園の状況

名称	面積(ha)
中央公園	0.2
境目児童公園	0.6
宇土駅前公園	0.2
宇土運動公園	6.4
宇土城山公園	1.7
入地北公園	0.1
入地南公園	0.3
宇土城跡西岡台公園	4.5
都市公園面積計	14.0

(市都市整備課：平成26年3月31日現在)

1 都市公園：国又は地方公共団体が土地所有権等の権根を取得し、環境の保全、遊び場、防災等を目的とした都市施設として整備するもの。  
2 自然公園：一定区域を公園として指定し、土地利用の制限等により自然景観を保全するもの。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
27-1 公園・広場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の満足度を高めるため、運動公園や街区公園<sup>1</sup>（中央公園等）及び近隣公園<sup>2</sup>（城山公園等）など、既存公園における施設の整備・充実に努めるとともに、都市公園の指定や新たな都市公園の整備を検討します。</li> <li>●自然環境の保全と人と自然との共生を基本として、住吉自然公園や立岡自然公園、轟泉自然公園、御輿来海岸公園など市民に親しまれる自然公園の整備・維持管理に取り組みます。</li> <li>●市内を流れる船場川などの水辺環境の保全を図るため、市民に身近な親水空間としての整備を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市公園管理事業</li> <li>■緑地公園管理事業</li> <li>■農村公園管理事業</li> <li>■海岸公園管理事業</li> <li>■街路樹管理事業</li> <li>■自然公園管理事業</li> <li>■境目児童公園トイレ改修事業</li> </ul>
27-2 緑地・景観保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美しい街並み景観を創出するため、歴史や文化遺産、自然景観、農村景観など優れた景観の保全に取り組みます。</li> <li>●市民と行政との協働による景観づくりとさらなる市民意識の啓発を図るため、花いっぱい運動や緑化運動など市民活動を支援するとともに、道路整備にあたっては、沿道の緑化に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■景観行政団体<sup>3</sup>である県との連携した景観保全活動</li> <li>■花いっぱい運動事業</li> <li>■史跡宇土城跡保存整備事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.55 都市公園面積	平成26年3月31日 14.0ha	7%増加 ↑	15.0ha

1 街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置。  
2 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供する事を目的とする公園であり、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置。  
3 景観行政団体：景観法に基づいて良好な景観の形成のため具体的施策を実施する団体。本市区域における景観行政団体は熊本県。



## 28 上水道等の整備・充実

### 施策の方針

安全で安定した飲料水を供給するため、水資源の確保や適切な施設整備、非常時における給水体制の確保など、上水道の整備・充実に努めます。

### 現状と課題

本市の水道事業は、1の上水道事業と6の簡易水道事業で各家庭へ水道水を供給しています。

従来、本市の水道水はすべて地下水に依存していましたが、必要水量の確保のため平成16年から地下水に加えて、球磨川の水を水道水の水源としています。

水道はライフライン<sup>1</sup>のひとつであり、安

全でおいしい水を供給するため、水量の確保はもとより、水道施設の維持管理や改修、拡張を推進していく必要があります。

水道事業は、水道料金を利用者から徴収し公営企業として運営しています。そのため、事業の健全化が重要であり、今後も人件費の抑制や管理経費等の節減など支出を押さえるとともに、水道料金の収納率の向上が必要です。

また、本市における水道料金は、上水道、簡易水道の別で水道施設の建設費用やその維持費などに基づき算定されているため、個々の利用料金が設定されています。今後は、水道利用者の料金格差などから生じる不公平感の解消に配慮し、その統一に取り組む必要があります。

### 28-1 水道給水戸数・給水人口・普及率の推移

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
上水道	給水戸数(戸)	8,622	8,712	8,805	9,314	9,481
	給水人口(人)	23,660	23,713	23,804	24,852	25,102
簡易水道	給水戸数(戸)	1,881	1,866	1,864	1,980	2,013
	給水人口(人)	5,334	5,251	5,119	5,257	5,208
普及率 <sup>2</sup> (%)		79.4	79.6	79.6	82.6	82.5

(市上下水道課：各年度3月31日現在)

### 28-2 有収率の推移

単位：%

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
有収率 <sup>3</sup>	85.5	89.0	89.8	91.2	90.3

(市上下水道課：各年度3月31日現在)

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
28-1 水の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全でおいしい水を安定的に供給するため、適切な水道水質の管理、老朽管の更新など浄水施設・管路等の水道施設の計画的な整備に取り組みます。</li> <li>●地域特性に合った水の安定供給のため、簡易水道を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配水管整備事業</li> <li>■定期的な水質検査の実施</li> <li>■水道施設の適切な維持管理</li> </ul>
28-2 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における水道システム全体の安定性を高めるため、基幹施設の耐震化や主要な施設の多系統化などを進めるとともに、緊急時における給水体制の確保など災害を想定した水道水供給対策に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非常用給水袋の備蓄</li> <li>■緊急用補修材の確保</li> </ul>
28-3 事業の安定運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健全な水道事業経営の確保のため、経費の削減に努めます。また、給水区域の加入促進や滞納整理の強化を行い、収益の増加に努めます。</li> <li>●漏水調査や老朽管更新等を実施し、有収率の向上を図ります。</li> <li>●利用者の不公平感を解消するため、上水道と簡易水道における給水サービスの対価（水道料金）の格差是正を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■継続的な給水停止</li> <li>■水道使用料徴収員による訪問徴収</li> <li>■簡易水道料金の見直し</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.56 水質基準不適合率	平成25年度 0.0%	現状維持 ➡	0.0%
指標No.57 水源利用率	平成25年度 65.0%	9.6ポイント増加 ⬆	74.6%
指標No.58 水道管耐震化率	平成25年度 16.3%	7.0ポイント増加 ⬆	23.3%
指標No.59 有収率	平成25年度 90.3%	2.7ポイント増加 ⬆	93.0%

1 ライフライン：電気・ガス・水道など、日常生活必要不可欠な公共施設のこと。  
2 普及率：水道接続可能区域の人口に対する水道に接続している人口の割合のこと。  
3 有収率：配水した水のうち、料金の対象となった水の割合のこと。



## 29 下水道等の整備・充実

### 施策の方針

快適で衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や集落排水事業、浄化槽設置事業など、その地域の特性にあった最も効果的・効率的な下水道等の整備充実に努めます。

### 現状と課題

本市の汚水処理は、公共下水道と漁業集落排水及び浄化槽等により実施されています。

公共下水道については、昭和54年から供用を開始し、計画に基づき整備区域を広げており、供用開始から35年が経過しているため、老朽化した施設へ対応が課題となっています。

また、本市の戸口地区では、集落の生活環境や海域の水質環境を保全するため、平成21年度から排水処理施設（漁業排水処理施設）の供用を開始しており、供用開始から5年が経過しますが、接続率の向上が課題となっています。

公共下水道、漁業集落排水施設の区域外においては、個人が設置する浄化槽等により汚水処理を行っています。浄化槽等については、生活排水を未処理のまま排出する単独浄化槽から、生活排水を含めた汚水を処理する合併浄化槽への転換を促していく必要があります。

また、し尿や浄化槽等で発生する汚泥は、宇城広域連合浄化センターで処理を行っています。この浄化センターは稼働開始から50年近くが経過し、老朽化が著しいことから施設を更新する必要があります。

### 29-1 公共下水道等(公共下水道+漁業集落排水+浄化槽)の汚水処理人口普及率の推移

単位：%

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
汚水処理人口普及率	69.2	73.8	77.3	83.5	84.7

(市上下水道課：各年度3月31日現在)



宇土終末処理場

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
29-1 下水道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道未整備区域の解消を図るため、認可区域を計画的に見直しながら、認可区域内の整備と土地利用動向に合わせた未整備地区の整備に取り組みます。</li> <li>●適切な生活排水・汚水の処理を行うため、管路施設などの維持管理を行います。</li> <li>●終末処理施設の老朽化に伴い運転に支障をきたさないよう、長寿命化計画に沿って改築更新を図るとともに、より高度で環境に配慮した処理を行います。</li> <li>●廃棄物循環型社会の構築に向け環境への負荷を軽減するため、汚泥・処理水などを有効に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道区域拡張工事</li> <li>■老朽施設（下水道管渠、処理場）の更新</li> <li>■下水処理のより発生する脱水汚泥の有効利用</li> </ul>
29-2 その他の生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業集落排水事業の安定的な経営のために、加入の推進、施設の維持管理に努めます。</li> <li>●合併浄化槽の設置に取り組みます。また、適正な維持管理が図られるよう指導・監視体制を強化します。</li> <li>●宇城広域連合浄化センターの更新について、関係市町と協議を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■漁業集落排水事業</li> <li>■浄化槽設置補助事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No60 水洗化率 (公共下水道+漁業集落排水+浄化槽)	平成25年4月1日 78.5%	7.0ポイント増加 ▲	85.5%
指標No61 汚水処理人口普及率 (公共下水道+漁業集落排水+浄化槽)	平成26年3月31日 84.7%	4.3ポイント増加 ▲	89.0%



## 30 生活交通手段の充実

### 施策の方針

市民の交通需要に対応するため、公共交通体系の整備を促進するとともに、地域の実情を踏まえた体系的かつ効率的な公共交通機関の運行を図るなど、生活交通手段の充実に努めます。

### 現状と課題

本市の公共交通は、JR鹿児島本線・三角線の鉄道と、国道や県道を中心に走る路線バスが運行されています。公共交通機関は、市民の貴重な日常交通手段として不可欠であり、本格的な高齢化社会の到来や環境への負荷低減の必要性の観点から、その役割がますます重要になっています。

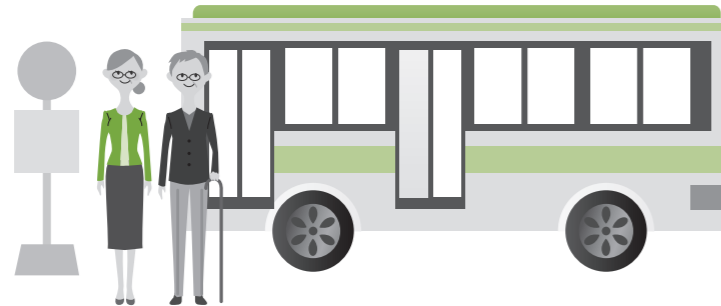
公共交通機関のうち、路線バスについては、全国的に利用者の減少が著しく、多くのバス路線で、路線維持のために、国や地方自治体が赤字欠損額を補てんしている状況です。

本市においても、昭和60年頃から赤字欠損額を補てんしていますが、補てん額が年々増加している傾向にあります。

一方で、本市の地理的特性上、中心市街地では、駅、商業施設、医療機関などの主要施設が点在していること、また郊外部においては、幹線を走る公共交通網から集落までの距離があることなどの課題があり、移動手段を持たない交通弱者の移動手段の確保が課題となっていました。

このような中で、既存の公共交通網を補完する目的で、平成24年10月に宇土市コミュニティバス及びミニバスの運行を開始しています。

今後は、路線バス、コミュニティバス、ミニバスの利用促進に向けた取り組みを行うとともに、さらなる市民生活の利便性向上を図るため、市民のニーズと地域の実情を踏まえたきめ細かな公共交通施策を検討する必要があります。



30-1 バス路線維持のために市が支出した赤字欠損補てん額

(単位：千円)

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
赤字補てん額	29,965	30,301	29,351	32,250	39,458

(市企画課)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
30-1 公共交通体系の検討	●本市における公共交通の望ましい在り方について、検討を行います。	■地域公共交通会議の開催
30-2 公共交通網の維持・発展	●熊本県を含む近隣市町やバス事業者と協議を行い、バス路線の維持・発展に努めます。 ●熊本市と直結している利点を最大限に活用するため、市内鉄道6駅の利便性の向上を促進します。 ●鉄道やバス路線を補完するためにコミュニティバス等を運行します。 ●公共交通の利用を促進するため、PRに取り組みます。	■路線バスの赤字欠損額に対する補てん ■JR九州に対する要望活動 ■コミュニティバス・ミニバス運行事業 ■公共交通利用促進PR活動

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No62 宇土市コミュニティバス 利用者数(年間)	平成26年度 6,661人	20%増加 ▲	7,993人
指標No63 宇土市ミニバス 利用者数(年間)	平成26年度 3,738人	20%増加 ▲	4,485人

平成26年度現在値は平成25年10月から26年9月までの1年間。  
平成30年度目標値は平成29年10月から30年9月までの1年間。



コミュニティバス「行長しゃん号」



ミニバス「のんなっせ」



## 31 情報通信基盤整備の充実

### 施策の方針

ICT<sup>1</sup>社会に適応した情報システムの構築や、ICT利活用による住民サービスの向上に向け地域情報化を推進し、情報通信基盤の充実を図ります。

### 現状と課題

本市の行政情報システムは、住民基本台帳や税、福祉といった市民個人のデータを扱う基幹系システムとそれ以外のデータを扱う情報系システムで運用しており、システムのデータ等は市が保有するサーバ内で管理してきました。

近年、災害等で重要業務が中断しても早急に復旧させることができるシステムのクラウド化<sup>2</sup>に注目が集まっています。本市においてもネットワークの更新に合わせてクラウド

化を段階的に進めており、情報系システムのクラウド化は、完了しているところですが、今後は、国の施策で進められているマイナンバー制度<sup>3</sup>に対応するために必要となる基幹系システムの更新に併せて、クラウド化の検討を行っていく必要があります。

また、市の情報は市民共有の財産であるという観点から、市が所有する情報を容易に入手できる仕組みづくりをはじめとして、ICTを活用した行政サービスの向上が望まれています。

しかし、ICTサービスを活用した行政サービスの提供が望まれている一方で、超高速ブロードバンド環境が整備されていない地域が存在しています。超高速ブロードバンド<sup>4</sup>網の整備については、民間事業者が行っていますが、費用対効果の関係で整備が進まない地域があり、地域間の情報通信格差が課題となっています。



### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
31-1 クラウド化への 転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務の標準化・情報セキュリティ対策を強化し、基幹系システムのクラウド化に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹系システムのクラウド化の検討</li> <li>■情報セキュリティ研修の実施</li> </ul>
31-2 ICT利活用による 住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の利便性と行政事務の効率化を高めるため、電子申請受付システムの利用拡大に取り組みます。</li> <li>●新産業・新サービスの創出を促すとともに、地域の活性化に貢献するため、市が保有する公共データを利活用してもらえ環境の構築に取り組みます。</li> <li>●マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号カードの利活用について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オープンデータ<sup>1</sup>化の整備</li> <li>■統合型GIS<sup>2</sup>の構築</li> <li>■個人番号カード利活用の検討</li> </ul>
31-3 地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域間の情報通信格差の解消を図るため、通信事業者へ超高速ブロードバンド環境整備の要請に取り組みます。</li> <li>●強固なセキュリティと高い実用性を兼ね備えたICT環境整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■超高速ブロードバンド環境整備の要請</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.64 情報セキュリティ研修参加者数	平成25年度 5人	100%増加 ↑	10人
指標No.65 くまもと電子申請窓口よろず申請本舗利用者数	平成25年度 89人	20%増加 ↑	107人

1 ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

2 クラウド化：インターネット等を通じて外部事業者のコンピュータを利用する形に移行すること。

3 マイナンバー制度：複数の機関に存在する個人の同一の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。国民一人ひとりに割り当てる固有の識別番号によって、社会保障や納税を管理できるようにする制度。

4 ブロードバンド：電波や電気信号、光信号等の周波数の帯域幅が広いこと。

1 オープンデータ：何らかの利用に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布することができるように公開されたデータのこと。

2 GIS：地理情報システム（Geographical Information System）





第5章

みんなで育む！  
伝統と学びに感謝のまちづくり

教育・文化

32 幼児期教育の充実

施策の方針

子どもが豊かな感性を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、組織的、計画的な指導のもと、自ら学ぶ意欲や学ぶ力を養い、一人ひとりの特性に応じて発達課題に即した指導を行い、小学校入学以降の発達を見通した幼児期教育の充実を図ります。

現状と課題

幼児期は、基本的な生活習慣をはじめとした関心、意欲、心情等が著しく発達し、人間として「生きる力」を育み、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児期の健全な育ちのためには、親子の信頼関係や、地域において家庭外の様々な

人々とのふれあいを体験するといった環境が必要です。

しかし、近年は、少子高齢化や核家族化、高度情報化など社会環境が大きく変化しており、教育の原点である家庭の教育力の低下が指摘されています。そのため幼児期教育を通して適切な教育環境を提供することが重要となっています。

本市では、「幼児期の特性を生かし、遊びを重要な学習として位置づけ、一人ひとりの幼児に生きる力の基礎を育成する」という基本理念に基づき、公立の宇土幼稚園及び花園幼稚園で幼児期教育を行っています。今後も、本市公立幼稚園を地域の幼児期教育の拠点として、家庭教育に対する支援機能を充実する必要があります。

32-1 幼稚園園児数の推移

単位：人

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
宇土幼稚園	129	139	139	140	122
花園幼稚園	105	101	101	105	95
合計	233	240	240	245	217

(市学校教育課：各年度5月1日現在)

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
32-1 幼児期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりの幼児の生きる力の基礎を培う教育を推進するため、公立幼稚園では、遊びを通じた教育により、自我の形成を図りながら、小学校入学以降の生活や学習の基盤を育成します。</li> <li>●「遊び」から「学び」へのスムーズな移行を行うため、幼保小中で連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育力向上支援事業</li> <li>■特別支援教育事業</li> <li>■幼保小中連携事業</li> </ul>
32-2 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭における教育の向上を図るため、子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。</li> <li>●幼児期教育の振興を図るため、幼児の就園にかかる保護者の経済的な負担の軽減に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■幼稚園通信等による子育て情報提供</li> </ul>



### 33 学校教育の充実

#### 重点施策

#### 施策の方針

「知・徳・体」の調和のとれた、人間性豊かで自己教育力と社会の変化に主体的に対応できる能力を備え、心身ともに郷土愛に燃えるたくましい子どもを育成するため、学校教育を充実します。

#### 現状と課題

本市では、第2次宇土市教育振興基本計画(教育立市プランⅡ)を策定し「夢に向かって知と体をねりみがき、世界に誇る公徳心に富む人を育む」を基本理念として諸施策を推進しています。これまで、外国語指導助手(ALT)<sup>1</sup>5名体制で国際理解教育や外国語教育にあたるとともに、全ての小・中学校にパソコンを整備し、インターネットを活用した情報教育を行うなど、社会の変化に対応した国際化・情報化教育を推進してきました。今後更に、指導体制の充実のため職員研修を充実するとともに、ICT化を推進し、その有効な活用を図っていく必要があります。

また、新学習指導要領において、豊かな人

間性やたくましく生きるための健康や体力の育成が唱われており、体力向上のための取り組みの充実を図るとともに、道徳教育や体験学習などを通して、思いやる心や感動する心など豊かな人間性を培い、心身ともに健全な児童生徒を育くむための教育と修学支援を充実する必要があります。

学校給食については、給食センターから幼稚園や小学校、中学校へ1日約3,900食前後の配食をしています。児童・生徒の心身の健全な育成を図り、健康に生活するための基礎を培うという教育的意味合いは大きく、適切な栄養管理と衛生管理のもと地域の特色を活かした学校給食を推進していく必要があります。

市立の学校施設は、幼稚園が2園、小学校が7校、中学校が3校あり、平成23年度に耐震性向上のための改築又は改修と就学の多様化に伴い、全小・中学校にエレベーターを設置するなどバリアフリー化改修が完了しました。今後は、屋内体育館の天井や照明器具など、非構造部材の落下防止対策による耐震化や学校施設の老朽化に伴う改修整備を計画的に進めていく必要があります。

#### 33-1 小学校児童数の推移

単位：人

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
宇土小学校	838	818	787	780	784
花園小学校	613	620	609	616	624
走瀧小学校	133	123	112	109	110
緑川小学校	127	109	106	97	101
網津小学校	185	176	175	161	156
網田小学校	127	129	117	108	103
宇土東小学校	326	292	312	291	288
計	2,349	2,267	2,218	2,162	2,166

(市学校教育課：各年度5月1日現在)

#### 33-2 中学校生徒数の推移

単位：人

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鶴城中学校	897	875	880	879	837
住吉中学校	148	151	156	165	139
網田中学校	87	83	79	73	64
計	1,132	1,109	1,115	1,117	1,040

(市学校教育課：各年度5月1日現在)

<sup>1</sup> 外国語指導助手(ALT)：Assistant Language Teacherのこと。日本人外国語担当教員の助手として職務に従事する他、教育教材の準備や課外活動などに従事する。

#### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
33-1 学校教育の推進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育や体験学習などを通して、思いやる心や感動する心など豊かな人間性を培い、確かな学力と充実した体力を備えたたくましい子どもの育成に努めます。</li> <li>●地域に密着した特色ある教育を行うため、家庭や地域社会、ボランティアなどと連携して、開かれた学校の構築に取り組みます。</li> <li>●いじめや不登校、問題行動など教育上の諸問題に対応するため、学校や家庭、地域社会との連携を強化します。</li> <li>●健全な食生活に関する知識の習得と心身の健全な育成を図るため、郷土食や地元産の食材を使用し、地域の特色を活かした学校給食と食育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模特認校制度の実施</li> <li>■子どもの道徳心を向上させる授業の実施</li> <li>■夏休み学力パワーアップ教室事業</li> <li>■ICT教育事業</li> <li>■そろばんの時間指導員派遣事業</li> <li>■教育力向上支援事業</li> <li>■特別支援教育事業</li> <li>■学校教育指導員事業</li> <li>■適応指導教室事業</li> <li>■心の教室相談員活用事業</li> <li>■コミュニティ・スクール事業</li> <li>■郷土食や地元産食材を使用し地域特色を活かした学校給食と食育の実施</li> </ul>
33-2 修学支援の充実 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●向学心に富み優れた資質をもった子どもの教育機会を確保し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学支援の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多子世帯への給食費助成事業</li> <li>■副教材費購入助成事業</li> <li>■遠距離通学費の補助事業</li> <li>■大学・専門学校等入学準備金</li> <li>↑名称決定H27度</li> </ul>
33-3 教育施設・設備の充実 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の施設・設備の整備及び維持管理の徹底を図るために、空調設備の整備や老朽化した施設の調査及び改善を計画的に行い校舎などの大規模改造及び運動場の排水機能改善に努めます。</li> <li>●安全性、防災性を備えた快適な学校環境を整備するため、屋内運動場の天井・照明器具などの非構造部材の落下防止対策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非構造部材耐震化事業</li> <li>■大規模改造事業</li> <li>■屋外教育環境整備事業</li> </ul>

#### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.66 コミュニティ・スクール <sup>1</sup> 実施校	平成26年4月1日 7校	増加 ▲	10校

<sup>1</sup> コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。  
コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、意見を学校運営に反映させることが可能となる。



## 34 スポーツの推進

### 重点施策

#### 施策の方針

すべての市民が、健康の増進と体力の向上を目指して、生涯を通じて日常的にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツを推進します。

#### 現状と課題

健康志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い、スポーツに対するニーズが高まっています。本市では、幼児から高齢者までの幅広い年齢層の市民が多様なスポーツ活動に参加できる機会を提供することを目的とする「NPO法人うとスポーツクラブ」が、市のスポーツ推進の中心となり、活発な活動を行っています。今後も、その活動を支援し会員と指導者を増やしていくとともに、市民のニーズに応じたスポーツ大会や教室などを開催し、スポーツ参加による市民の健康、体力づくりを推進していく必要があります。

また、宇土市運動公園や宇土市スポーツセンターをはじめ、各地区のグラウンド、体育

館などの社会体育施設が、建設から30年程経過し、多くの施設で老朽化が目立っています。いつでも安心安全な環境の下でスポーツができるよう、市民が利用しやすい施設環境の整備や管理が必要です。

競技スポーツにおいては、本市出身者が国民体育大会や県民体育祭で活躍し、全国大会においても上位入賞を果たすなど、着実に競技力の向上が見られるため、今後も継続して強化していくとともに、本市出身者の活躍を積極的にPRすることが必要です。しかし、スポーツは優劣を争う競技スポーツだけではなく、スポーツ自体を楽しむレクリエーションスポーツも大切であり、市民総スポーツ参加を目指してスポーツ人口を拡大する取り組みが必要です。

このほか、小学校部活動の社会体育への移行など市民のスポーツに対する多様なニーズに対応するために関係機関と連携し、指導体制の確立や普及推進を図るとともに、質の高い指導者の確保にむけて取り組んでいく必要があります。

#### 34-1 運動公園・スポーツセンター利用状況の推移

単位：人

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運動公園	グラウンド	30,564	36,134	26,865	26,375	28,728
	テニスコート	23,870	24,112	24,604	28,281	32,622
	弓道場	2,860	3,623	3,426	3,314	2,847
	プール	9,273	10,282	8,800	9,287	10,473
	武道館	15,529	19,637	20,841	20,811	21,610
	体育館	77,785	79,832	81,413	86,885	72,179
	合計	159,881	173,620	165,949	174,953	168,459
スポーツセンター	体育館	15,945	14,628	15,047	19,402	17,378
	グラウンド	19,501	20,989	17,107	25,654	18,552
	プール	855	813	833	802	812
	テニスコート	8,607	7,882	6,228	7,105	5,470
	キャンプ場	746	1,048	658	1,018	1,435
	合計	45,654	45,360	39,873	53,981	43,647

※市民体育館：耐震改修工事によりH25.3月～H25.7月閉館

(市スポーツ振興課：各年度3月31日現在)

※スポーツセンターテニスコート：改修工事によりH26.12月～H26.2月使用中止

#### 34-2 NPO法人うとスポーツクラブの会員数及び指導者数の推移

単位：人

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員数	1,041	1,016	1,043	1,124	990
指導者数	181	162	158	178	169

(市スポーツ振興課：各年度3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
34-1 スポーツによる健康づくりの推進	●「生涯にわたる健康づくり」のために、市関係課と地域の各種団体が連携し、スポーツ、介護予防、健康診断などの複合的な要素を組み合わせた健康づくりができる体制を整備します。	■関係団体と連携したイベント開催
34-2 地域スポーツの推進	●地域住民が交流を深めながら、年齢、性別、能力、障がいの有無に関わらず、だれもがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。	■生涯スポーツ環境の整備 ■各種大会開催事業 ■ニュースポーツの普及 ■スポーツ推進委員によるスポーツ教室等の実施 ■うとスポーツクラブとの連携強化 ■小学校部活動の社会体育移行への対応
34-3 競技スポーツの推進	●競技団体や関係機関と連携をとり、トップレベルのスポーツ大会誘致やトップレベルの選手を招いたスポーツ教室の開催など、競技力向上や競技への関心を高め、夢や感動を与える機会の充実を図ります。 ●2020年に開催される東京オリンピックへ宇土市から選手を輩出することを目標に、競技スポーツの推進を図ります。また、オリンピック選手団の合宿、練習会場の誘致を推進します。 ●NPO法人うとスポーツクラブやスポーツ推進委員協議会、体育協会加盟種目協会と連携し、地域に密着した指導者の発掘と育成に努めます。	■各種団体との連携 ■指導者の育成 ■トップレベルの大会誘致、教室の開催 ■市出身アスリートのPR
34-4 スポーツ施設の整備・充実 <b>重点施策</b>	●スポーツ施設の老朽化や利用者の要望を把握し、計画的に改修、改善による整備を進め、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる充実した環境づくりに努めます。	■社会体育施設の整備及び維持管理

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.67 うとスポーツクラブ会員数	平成26年3月31日 990人	30%増加 ↑	1,345人
指標No.68 健康づくりに関するイベント参加者数	平成26年3月31日 100人	100%増加 ↑	200人
指標No.69 トップレベルの選手を招いた大会等開催数	平成26年3月31日 年3回	増加 ↑	年4回



## 35 生涯学習の推進

### 施策の方針

市民一人ひとりが、生涯学習活動を通じて、心豊かに生き生きとした生活を営むことができるよう、子どもから高齢者まで自主的な学習ができる生涯学習を推進します。

### 現状と課題

今日、余暇時間の増大や価値観の多様化、高齢化の進展など社会構造の変化の中で、ゆとりと生きがいのある生活が求められており、生涯にわたる主体的な学習に対する市民の関心は高まっています。

このため本市では、生涯学習講座<sup>1</sup>や各地区公民館での成人講座<sup>2</sup>、子ども地域活動など様々な生涯学習活動を展開しています。

また、図書館を生涯学習の拠点として位置づけ、様々な年齢層のニーズに対応した図書の実質や、本に親しむための読書環境の整備に取り組んでいます。次世代を担う子どもの健やかな成長や豊かな情操を育むためにも、保護者への働きかけを行い子どもの読書活動を推進することが重要です。

今後も、市民の主体的な学習を促す情報や発表の場を提供するとともに市民のニーズに合わせた生涯学習機会の提供に取り組んでいく必要があります。

#### 35-1 生涯学習講座・地区公民館等講座等開設状況の推移

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生涯学習講座	講座数(講座)	15	10	12	4	5
	受講者数(人)	1,476	965	1,175	348	397
地区公民館成人講座	講座数(講座)	7	7	7	7	7
	受講者数(人)	1,533	1,382	1,256	1,522	1,140
地区公民館生涯学習講座	講座数(講座)	5	8	8	8	8
	受講者数(人)	406	502	430	732	556
その他	講座数(講座)	36	36	32	21	30
	受講者数(人)	1,964	1,916	2,179	1,172	1,209
合計	講座数(講座)	63	61	59	40	50
	受講者数(人)	5,379	4,765	5,040	3,774	3,302

(市生涯学習課：各年度3月31日現在)

#### 35-2 図書館貸出状況の推移

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
貸出者数(人)	一般	18,858	20,793	20,151	19,907	19,150
	児童	5,575	6,471	6,392	6,992	6,250
	総数	24,433	27,264	26,543	26,899	25,400
貸出冊数(冊)	一般	49,240	55,572	55,598	54,737	52,166
	児童	35,889	38,538	37,887	41,213	37,838
	総数	85,129	94,110	93,485	95,950	90,004

(図書館：各年度3月31日現在)

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
35-1 学習の機会及び情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が主体的に取り組む学習活動のきっかけとするため、市民のニーズに合った学習の機会と情報を提供します。</li> <li>●様々な知識や技術を持つ地域の方々を募り、学校や団体、地域に派遣し、伝統・文化などの学習や世代間の交流を行うことによって、地域教育力の向上と生涯学習の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生涯学習講座の充実</li> <li>■各地区公民館での成人、生涯学習講座の実施</li> <li>■人材活用事業(人材バンク)の推進</li> <li>■地域公民館活性化事業</li> </ul>
35-2 生涯学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習の場として、公民館・学校施設の有効活用や図書館の整備に取り組みます。</li> <li>●社会教育委員の研修機会を増やすなど情報提供に努めるとともに、諮問や意見を求める機会を増やすなど、生涯学習の活性化策を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区公民館施設整備改修事業</li> <li>■保育園や幼稚園、小中学校との連携</li> <li>■生涯学習のための体制・基盤の整備</li> </ul>
35-3 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の読書活動を促進するため、図書館の蔵書の充実やサービスの向上に取り組むとともに、地区公民館など図書コーナーの活用を促進します。</li> <li>●子どもが読書に親しみ、知る喜びを感じることができるよう、ブックスタート事業など家庭や学校、地域が一体となった読書環境づくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブックスタート事業</li> <li>■読み聞かせ事業</li> <li>■公民館等への配本</li> <li>■図書館まつり</li> <li>■ボランティアの育成</li> <li>■童話発表大会の開催</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.70 生涯学習講座・地区公民館講座等の参加者数	平成25年度 3,302人	20%増加 ↑	3,990人
指標No.71 市民一人当たりの図書貸出数	平成25年度 2.4冊	8%増加 ↑	2.6冊

図書館まつり



1 成人講座：色々なテーマごとに単発で開催し、毎回受講生を募り学習するもの。

2 生涯学習講座：一つのテーマ(語学、教養、健康、趣味等)を同じ受講生で継続して学習するもの。



## 36 地域連携による青少年の健全育成

### 施策の方針

青少年が社会的に自立し将来の目標を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくことを促進するため、地域や家庭、学校、関係機関・団体と連携し、家庭や地域の教育力の向上や多様な交流・体験活動の機会の提供に取り組むなど、青少年の健全育成に努めます。

### 現状と課題

少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展などにより、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。また、家庭や地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んで

いる中で、次代を担う青少年の育成を地域社会全体の課題として考えていくことが重要となっています。

本市では、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方のもと、小中学校での職場体験やボランティア活動などの体験学習、各地区における地域の資源や人材などを活用しながら、様々な体験活動を行う取り組みが進められています。

今後も、地域活動や青少年の団体活動を通じて、子ども同士や地域の人達との交流を図るとともに、人と人とのつながりや地域の連携で、心豊かな青少年を育成する環境を整備していく必要があります



地域の子どもは地域で育てる



宇土駅でのあいさつ運動

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
36-1 家庭教育の強化と地域社会の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の地域外活動や社会参加を促進するため、学校や家庭、地域社会が連携してボランティア活動や体験活動の機会を充実します。</li> <li>●異世代や異年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</li> <li>●地域ボランティアによる子どもの健やかな育成支援に取り組みます。</li> <li>●毎月最初の平日を「あいさつ運動の日」として実施しています。いつでもどこでも子どもも大人も自然に気持ちの良いあいさつができるよう「あいさつ世界一のまちづくり」を目指し、関係機関、団体や地域の方と連携した取組を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域教育力活性化事業（地区公民館子ども地域活動、児童通学合宿活動等）</li> <li>■放課後子ども教室推進事業</li> <li>■地域コーディネーター育成・活用事業</li> <li>■「あいさつ世界一のまちづくり」の推進(JR宇土駅での早朝あいさつ運動等)</li> </ul>
36-2 非行防止、相談活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の悩みの解決や非行を防止するため、青少年センターを核として、関係機関との連携を強化し、補導や相談活動を推進するとともに、健全な環境づくりのための啓発活動や環境浄化活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補導委員による街頭補導（声かけ）活動の推進</li> <li>■広報啓発活動の充実</li> <li>■学校・警察・青少年育成市民会議との連携</li> <li>■相談活動の実施</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.72 青少年の不良行為者数	平成25年度 119人	50%減少 ↓	60人
指標No.73 検挙された非行少年数	平成25年度 20人	50%減少 ↓	10人
指標No.74 地区公民館子ども地域活動の参加者数	平成25年度 1,456人	5%増加 ↑	1,529人



## 37 人権教育・啓発の推進

### 施策の方針

すべての人の基本的人権が尊重され、共に生きることができる社会を構築するため、人権教育・啓発を推進します。

### 現状と課題

人権問題は、憲法が保障する基本的人権を侵害する重大な問題であり、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関する様々な人権問題が依然として存在しています。平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権施策の実施が地方公共団体の責務として位置づけられました。本市においても平成22年3月に「宇土市人権教育・啓発基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえ人権教育・啓発活動を推進しています。

本市では、地区公民館成人講座など人権課題についての学習会や各種研修会を開催し、市民の参加を促進するとともに、人権意識の高揚を図るため、人権フェスタの開催や広報などのほか更生保護への理解に関する啓発活動を行ってきました。

また、市職員に対しても、人権研修会を定期的に開催しており、外部で開催される研修会などについても積極的に参加し、人権問題の解決に向けた意識啓発に努めています。

さらに、学校教育においては、児童・生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

今後も、市民一人ひとりが、人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、あらゆる差別や偏見をなくすよう人権教育や啓発に取り組んでいく必要があります。



小学校による人権の花運動

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
37-1 研修会等への参加促	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員をはじめとして、市民に対しても人権問題に対する認識と理解を深めるために学習会の開催や研修会等への積極的参加を促進します。</li> <li>●児童生徒の人権問題に対する認識と理解を深めるため、学校教育において、人権教育推進体制を確立するとともに教職員研修を充実します。</li> <li>●市人権教育・啓発基本計画、市男女共同参画推進計画との整合性を図りながら人権教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権教育事業</li> <li>■人権啓発事業</li> <li>■職員人権研修事業</li> <li>■人権教育推進協議会</li> <li>■人権教育指導者研修会</li> </ul>
37-2 広報、啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権尊重の意識の高揚を図るため、様々な人権問題について広報紙などによる啓発・広報活動を継続的にを行います。</li> <li>●すべての市民が、犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護について正しい理解を深め、協力するように呼び掛ける啓発活動を関係機関と連携して取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報・啓発活動の推進</li> <li>■社会を明るくする運動</li> <li>■人権の花運動の実施</li> <li>■ハートフルフェスタ開催</li> </ul>
37-3 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権を侵害された市民の救済を図るため、関係機関と連携して、市民が気軽に人権相談を利用できるように計画的にPR活動を行い、かつ、相談体制を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特設人権相談所の開設</li> <li>■地域における人権相談に関するPR活動</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.75 人権学習出前講座の参加者数	平成25年度 20人	150%増加 ↑	50人



## 38 文化遺産の保存・活用

### 施策の方針

地域に継承されてきた貴重な文化遺産を後世に正しく伝えていくため、調査・研究などを通じた掘り起こしやその成果を積極的に公開するなど、文化遺産の保存・活用に努めます。

### 現状と課題

長い間にわたって継承されてきた有形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの文化遺産を後世に保存継承していくことは、現代に生きる私たちの責務であるといえます。

本市には、国指定の史跡宇土城跡や肥後向野田古墳出土品をはじめ、県指定9件、市指定107件の指定文化財、1件の国登録有形文化財があり、全国的にみても誇るべき数多くの文化財が残されています。このような文化遺産を見学する市内外からの来訪者のため、文化財の除草清掃や解説板設置を継続的に実施していますが、文化財の保存施設や誘導サ

インなどの整備がまだ充分とはいえず、受け入れ体制が整っているとはいえないのが現状です。

また、開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査については、年々、開発事業者からの照会件数や試掘確認調査件数が増加しており、開発にかかる埋蔵文化財の調査と保護が課題となっています。さらに、県指定文化財の宇土獅子舞や雨乞い大太鼓などの古くから継承されてきた民俗文化財についても、後継者の育成や担い手不足が喫緊の課題となっています。

今後は、長年の調査研究で明らかになった宇土の歴史や市史編纂事業などで蓄積された貴重な資料を積極的に公開し、文化財を適正に管理して来訪者の受け入れ体制を整え、宇土の観光資源として活用することが必要です。

また、行政と市民やボランティア団体との協働によって郷土の文化遺産の価値を磨き上げ、まちづくりに活かす取り組みを推進する必要があります。

### 38-1 指定・登録文化財の状況

#### 国指定

種別	名称	所在地	指定年月日
記念物(史跡)	史跡宇土城跡	神馬町	昭和54年 3月12日
重要文化財(考古資料)	肥後向野田古墳出土品	浦田町	昭和54年 6月 6日

#### 県指定

種別	名称	所在地	指定年月日
記念物(史跡)	仮又古墳	恵塚町	昭和57年 8月28日
// (史跡)	櫛崎古墳	花園台町	昭和50年11月11日
// (史跡)	網田焼窯跡	上網田町	昭和51年 2月12日
// (天然記念物)	栗崎の天神樟	栗崎町	昭和44年 3月20日
有形文化財(彫刻)	木造釈迦如来坐像	岩古曾町	昭和44年 3月20日
// (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	岩古曾町	昭和44年 3月20日
// (彫刻)	木造薬師如来坐像	岩古曾町	昭和44年 3月20日
民俗文化財	宇土雨乞い大太鼓及び関連資料	宮庄町	平成14年10月18日
民俗文化財(無形)	宇土の御獅子舞	本町1丁目	昭和36年 6月26日

#### 国登録有形文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
建築物(交通)	JR三角線網田駅本屋	下網田町	平成26年12月19日

(市文化課：平成27年3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
38-1 文化遺産の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な文化財の掘り起こしと保存に努めるとともに、市内に所在する城跡や古墳などの指定文化財を適正に管理し、来訪者の受け入れ体制を整え、全国的にも著名な曾畑貝塚や轟貝塚の出土品をはじめとする膨大な資料についても適切に管理し公開します。</li> <li>● 伝統芸能や地域文化を後世に継承するため、保存などに取り組む活動団体を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 文化財保護関連事業</li> <li>■ 史跡宇土城跡保存整備事業</li> <li>■ 市内重要遺跡保存活用事業</li> <li>■ 指定文化財管理事業</li> </ul>
38-2 文化遺産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 轟泉水道と武家屋敷を一体として国指定文化財にできるよう働きかけるとともに、武家屋敷の整備を行い歴史文化のまちとして景観を整えていきます。</li> <li>● 郷土への誇りや郷土愛の醸成を図るため、これまで収集した歴史・文化資料を積極的に公開するとともに、歴史に関する講座や展示会などを開催します。</li> <li>● 郷土の歴史を肌で体感できるよう、古代船「海王」体験乗船イベントや宇土城跡等の体験発掘、藩窯・網田焼を活用した参加体験型イベントに取り組み、宇土の魅力を発信します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小西行長関連事業</li> <li>■ 歴史資料保存活用事業</li> <li>■ 馬門石調査活用事業</li> <li>■ 文化的景観整備事業</li> <li>■ 網田焼の里資料館資料館運営事業</li> <li>■ 歴史散策事業</li> <li>■ 歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.76 網田焼の里資料館来館者数	平成25年度 440人	20%増加 ↑	530人
指標No.77 大太鼓収蔵館来館者数	平成25年度 4,123人	20%増加 ↑	5,000人
指標No.78 歴史探訪講座参加者数	平成25年度 162人	20%増加 ↑	200人



網田焼きの里資料館春まつり



## 39 文化・芸術活動の推進

### 施策の方針

市民の自主的な文化・芸術活動を促すため、活動環境の整備や文化団体の育成、NPOや地域団体などと連携した文化体験プログラムの実施など、文化・芸術活動を推進します。

### 現状と課題

文化・芸術活動は、元気で豊かな宇土市を築いていくうえで重要な役割を担っています。本市では、市民の芸術活動を促し、また、市内各文化団体及び個人相互の連絡協力を図り本市文化の振興に寄与することを目的とした会として、宇土市文化協会があります。同協会には、59団体、約600名が所属しています。主な活動としては、11月3日の文化の日にあわせて開催される宇土市芸術文化祭があります。この文化祭は生け花展や美術品の展示、詩吟、日舞など文化協会に所属する団体の日々の文化活動の発表の場となっています。

また、江戸時代から残る「雨乞い太鼓」は、本市を代表する文化芸術のひとつであり、本市では毎年開催されている宇土太鼓フェスティバルへの支援や、市民を対象とした太鼓教室の開催、太鼓収蔵館の活用など、太鼓文化の保存継承と活用に取り組んでいます。

指定管理者制度を導入している市民会館では、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として文化体験プログラムを実施するとともに、市内の文化団体と連携を図り市民が親しみを持てる質の高い舞台芸術を提供するなど、「文化の香り高いまちづくり」を推進しています。

市民の文化・芸術活動に対するニーズに柔軟に対応していくため、市民会館を文化芸術の発信拠点とし、NPOや各文化活動団体などと連携しながら市民が活動に参加できる機会を創出するとともに、文化団体などが主体的に活動できるよう支援していく必要があります。



江戸時代から残る「雨乞い太鼓」

### 39-1 自主文化事業参加者及び宇土市民会館利用者数の推移

単位：人

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自主文化事業延べ参加者数	5,136	5,241	6,324	8,332	6,303
宇土市民会館利用者数	49,143	56,986	51,046	56,571	60,301

(市文化課)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
39-1 市民の文化・芸術活動の支援	●市民の主体的な文化・芸術活動を促進するため、芸術祭や太鼓フェスティバルを支援するとともに、関連情報の提供や文化活動団体への支援に取り組めます。	■文化・芸能活動の支援強化 ■文化振興対策事業 ■太鼓活用事業
39-2 文化体験機会・鑑賞機会の提供	●多くの市民が日常的に文化に触れ、その魅力を実感できるよう、文化体験プログラムを支援します。 ●一般の市民が優れた文化・芸術に接することができるよう、市民会館を文化の発信拠点と位置づけ、一流の優れた公演などを招致します。また、演奏家による地域や学校での演奏を支援します。	■市民会館施設管理事業（指定管理者委託） ■自主文化事業

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.79 宇土市文化協会所属団体数	平成26年4月1日 59団体	5%増加 ↑	62団体
指標No.80 宇土市文化協会所属会員数	平成26年4月1日 592人	5%増加 ↑	620人
指標No.81 自主文化事業延べ参加者数	平成25年度 8,676人	15%増加 ↑	10,000人
指標No.82 宇土市民会館利用者数	平成25年度 60,301人	5%増加 ↑	63,000人



文化芸術の発信拠点 宇土市民会館





第6章

7地区のまちづくり

宇土・花園・轟・走潟・緑川・網津・網田

40 宇土地区のまちづくり

地区の特性

宇土地区は、人口13,276人（平成26年3月31日現在）、面積3.92km<sup>2</sup>の市東部に位置する本市の中心地区です。国道3号と57号が走り、また、JR鹿児島本線と三角線との分岐点である宇土駅があるなど、交通の利便性が高い地域で、古くは宇土細川藩3万石の城下町として栄え、その街並みは今も受け継がれています。

現状と課題

◆元気がない中心部

宇土地区の中心部である本町通りは、長引く景気の低迷や商店の後継者不足、郊外型大型店の進出などの影響で元気がなくなっています。また、宇土地区には「船場橋」界限や武家屋敷などの歴史的建造物などが豊富にありますが、集客や観光に十分にはつながっていません。今後は、本町通りの元気を取り戻すため、商業の振興や地域資源の活用を通じた、交流人口と定住人口増加策が求められています。

◆人口の減少とコミュニティの希薄化

宇土地区は、人口は微増していますが、今後の人口の自然減・社会減は避けられず、少子高齢化や核家族化も進んでいます。また、市外からの転入者と既存住民との交流機会が少ないため、地域の一体感や連帯感が薄くなり、地域コミュニティが希薄化しています。このため、幅広い交流活動や地域活動の仕組みづくりが求められています。

◆公共施設などの不足

宇土地区は、市の中心部であるにも関わらず、総合病院がなく、公園や図書館など身近な生活環境も十分とは言えません。今後は、身近な公共施設を充実し、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境づくりが求められています。

まちづくりに対する住民の思い

◆利便性を活かした活気あるまちにしたい

宇土地区は、市の中心部として多くの商業施設や公共施設が集中しており、またJRや路線バス、コミュニティバスが運行するなど公共交通の便にも恵まれています。このように車がなくても通勤や通学、買い物しやすい中心部の利便性を活かした活気あるまちづくりを行い、定住人口の増加につなげることが望まれています。

◆歴史的資源を活かした交流が盛んなまちにしたい

宇土地区には、船場橋の近くに市営駐車場が整備され、その近隣には古い蔵を利用した地域交流施設ができました。また、武家屋敷を国指定文化財へ登録することも検討されています。豊富な歴史的資源について学ぶ機会を通して、観光客との交流はもちろん地区の世代間の交流を図ることも望まれています。

◆住んでいるひとに優しいまちにしたい

宇土地区は、住民が安心して暮らせる人に優しい安らぎのあるまちとして、高齢者が快適に暮らせるための安全な道路環境や子育て環境の充実が望まれています。また、防犯対策や災害情報の提供、災害に強いインフラ整備など、安全・安心なまちづくりのさらなる充実が望まれています。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み (※再掲含む)
40-1 中心市街地の活性化	●元気の源である中心市街地を郊外型大型店と共存可能な人々が集う活気あふれる場所を目指すため、商店経営の強化に努めるとともに、中心市街地の活性化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心市街地活性化事業</li> <li>■店舗改装・新規開業支援</li> <li>■シルバー元気応援ショップ認定制度事業</li> </ul>
40-2 歴史的資源を活用した交流の推進	●船場橋や武家屋敷、小西行長など豊富な歴史的資源を活用し、観光客や幅広い世代間との交流を推進するため、歴史的資源を整備し学ぶ機会を提供して、交流人口の増加に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共サイン整備事業</li> <li>■歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> <li>■歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> <li>■小西行長関連事業</li> <li>■市内重要遺跡保存、公開活用事業</li> <li>■文化的景観整備事業</li> <li>■文化財サイン計画事業</li> <li>■宇土市歴史資料保存活用事業</li> <li>■歴史散策事業</li> <li>■指定文化財管理事業</li> </ul>
40-3 コミュニティの活性化	●子どもから高齢者まで、幅広い世代の交流が活発に行われるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちづくり基金助成金</li> <li>■自治会ハンドブック作成</li> </ul>
40-4 医療及び公共施設の充実	●住民がずっと住み続けたいと思える安心・安全で、安らぎのあるまちを目指すため、安心できる医療体制の充実に努めるとともに、身近な公共施設の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■在宅当番医制事業</li> <li>■公共施設等総合管理計画策定事業</li> </ul>
40-5 JR宇土駅周辺の活用	●JR宇土駅を核とした熊本都市圏のベッタタウンを目指すため、JR宇土駅の積極的な活用に努めるとともに、公共交通機関の利便性向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土駅東新幹線高架下駐車場の利用促進PR</li> <li>■コミュニティバス運行事業</li> </ul>
40-6 企業誘致の推進	●住民の働く場の確保を目指すため、JR宇土駅東口の広大な民有地を含め、関連企業と連携した企業誘致に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土駅東側への企業誘致活動</li> <li>■トップセールスによる企業誘致</li> <li>■企業誘致アドバイザーの活用</li> </ul>
40-7 生活環境の整備	●住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の充実と安全な道路環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然災害防止事業</li> <li>■交通安全対策事業</li> <li>■まちづくり基金助成金（LED防犯灯整備の取組）</li> <li>■準用河川等整備事業</li> <li>■臨時河川等整備事業</li> <li>■地方道路等整備事業</li> <li>■県営湛水防除事業</li> </ul>



## 41 花園地区のまちづくり

### 地区の特性

花園地区は、人口9,628人（平成26年3月31日現在）、面積11.30km<sup>2</sup>の市東部に位置する地区です。雁回山や五色山の山裾、県道14号（旧国道3号）沿いに集落が形成され、その中間地帯には平坦な農地が広がっています。また、近年は宅地開発や商業施設の建設も進み、子育て世代が多く住んでいます。

### 現状と課題

#### ◆子育て環境整備の不足

花園地区は、市内各地区の中で子どもが多く年々増加している地域ですが、子育て環境が十分に整っているとは言えません。地元の保育園や児童クラブの収容人員は少なく、小児科医もないため、市内の他地区や他市の保育園・病院などを利用しているのが現状です。また、遊具を備えた公園が少なく、親と子が気軽に遊べる場が不足しているため、子育て世代が安心して子どもを育てられる環境づくりが求められています。

#### ◆産業・生活基盤の不足

花園地区も市内の他の地区と同様、農業従事者の高齢化や減少、雇用の場の確保などが重要な課題として挙げられます。また、花園地区は国道3号・県道14号・市道ウキウキロード打越岩熊線が通る交通の要衝地であるため



花園地区住民で立岡自然公園の一斉清掃

交通量が多く、子どもたちの通学に危険で道路整備や街灯設置が必要な箇所、防火設備が少ない区、水害の多い区があるなど、多くの課題を抱えています。地区住民の安全・安心な暮らしと今後見込まれる人口増加にも対応した産業・生活基盤の整備が強く求められています。

#### ◆地域資源の活用不足

花園地区には、桜の名勝地である立岡自然公園や市スポーツセンターがあり、年間を通じて多くの方が訪れています。今後も施設管理などを更に徹底し、より利用しやすい施設にしていく必要があります。また、花園地区には、史跡や文化財も豊富にあります。その魅力を十分に活用できていないため、今後、維持・整備等を行い魅力ある地域資源を十分に活用したまちづくりが求められています。

### まちづくりに対する住民の思い

#### ◆活気あるまち、明るいまちにしたい

花園地区に住み、働き、生き生きと暮らすため、雇用機会の確保や農業振興への取り組みが望まれています。また、花園地区では様々な地域活動を通して、子どもから高齢者、既存住民と新規転入者の交流が活発に行われ、地域のコミュニティ強化が積極的に図られています。今後もより一層充実させ、元気で明るいまちを実現することが望まれています。

#### ◆子どもたちが将来も住み続ける安心・安全なまちにしたい

花園地区は、市内各地区の中で比較的若い世代が多い地域ですが、子どもたちが地元で誇りや愛着を持ち、将来にわたって住み続けることが、地域の活力を維持するうえで重要です。そのためにも、子育てや福祉、道路、公共交通などの生活環境や防犯体制が整った安全・安心で住みよいまちづくりが望まれています。

#### ◆環境と共生し、歴史と文化の香りが漂うまちにしたい

花園地区には、立岡自然公園に代表される豊かな自然や宇土の歴史を語るうえで欠くことができない重要な文化財が点在しています。花園の宝ともいえるこのような地域資源を市内外にPRし、これらの貴重な財産を未来の市民に引き継ぐことが望まれています。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取組み (※再掲含む)
41-1 コミュニティの活性化	●地域内での人と人のつながりや、地域に対する愛着の醸成を目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちづくり基金助成金</li> <li>■自治会ハンドブック作成</li> <li>■老人クラブ育成事業</li> <li>■老人会活動のサポートスタッフ配置</li> </ul>
41-2 子育て環境の整備	●安心して子どもを育てることができる環境整備を目指すため、子育て支援体制の整備に努めるとともに、公園・広場の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■放課後児童クラブの整備</li> <li>■ちびっこ広場の管理</li> <li>■立岡自然公園管理事業</li> <li>■幼稚園一時預り保育事業</li> </ul>
41-3 農業経営の確立	●元気な農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農地集積の支援と農産物の高付加価値化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農業経営アドバイザーの活用</li> <li>■経営体育成支援事業</li> <li>■青年就農給付金事業</li> <li>■宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> </ul>
41-4 企業誘致の推進	●住民の働く場の確保を目指すため、花園工業団地への企業誘致の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■トップセールスによる企業誘致</li> <li>■雇用促進活動</li> </ul>
41-5 交通環境の整備	●将来的な人口増加に対応した生活環境を目指すため、生活道路の整備に努めるとともに、効率的な公共交通の導入に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通安全対策事業（花園小周辺「ゾーン30エリア」検討）</li> <li>■地方道路等整備事業</li> <li>■辺地道路整備事業</li> <li>■ミニバス運行事業</li> </ul>
41-6 防災・防犯の整備	●住民がずっと住み続けたいと思える安心・安全で、安らぎのあるまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の整備・充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自然災害防止事業</li> <li>■まちづくり基金助成金（LED防犯灯整備の取組）</li> <li>■生活安全パトロール隊の支援強化</li> </ul>
41-7 自然・文化資源を活かしたまちづくりの推進	●豊かな自然環境や文化財などの豊富な地域資源を活かした、魅力あるまちを目指すため、地域資源の活用を努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内重要遺跡保存活用事業</li> <li>■公共サイン整備事業</li> <li>■フットパス事業</li> <li>■歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> <li>■歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> <li>■指定文化財管理事業</li> <li>■歴史散策事業</li> </ul>



## 42 轟地区のまちづくり

## 地区の特性

轟地区は、人口3,231人（平成26年3月31日現在）、面積7.93km<sup>2</sup>の市街地の西南部にある宇土半島の付け根に位置する地区で、「轟水源」や「中世宇土城跡」など豊富な文化・観光資源に恵まれています。地区西部には樹園地が広がり、山の谷間に農地や集落が分布しています。また、地区の東側は市街地に隣接しているため宅地化が進んでいます。

## 現状と課題

## ◆地域内住民交流の希薄化

轟地区は、地域住民の連帯意識の強い地域ですが、既存住民と新規転入者などとの交流機会が少ないため、その連帯意識が薄れつつあります。

## ◆交通基盤整備の不足

轟地区は、市街地に隣接しているなど、恵まれた生活環境を有しているにも関わらず、近年は人口が減少に転じています。その背景には、市道南段原線が開通し交通アクセスは改善したものの、地域内道路はまだ狭小で、自動車の通行に不便な状態であることも一因であると考えられます。

今後、定住・移住を促すためには、車を持たない高齢者などに配慮した公共交通の利便

性を高めるとともに、きめ細やかな交通基盤の整備を行い、生活環境をさらに向上させることが求められています。

## ◆観光資源の活用不足

轟地区には、「轟水源」や「大太鼓収蔵館」をはじめ、多くの史跡、名勝地が点在していますが、有効的な観光資源とはなっていません。魅力ある豊富な観光資源を活用するため、点と点を結び観光ルートの整備や観光客を迎え入れる地域の受け皿づくりが求められています。

## ◆農業人口の高齢化・後継者不足

轟地区は、農業が盛んな地域で、タバコや施設園芸などが多く営まれています。農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化しているため、後継者を育成する環境の整備が求められています。

## まちづくりに対する住民の思い

## ◆地域内交流が盛んなまちにしたい

轟地区は、住民活動が盛んで連帯意識が強く人情の厚い住民が多い地域ですが、世代間交流や既存住民と新規転入者などとの交流の機会が減少しているため、地域の連帯感が薄れつつあります。そのため、幅広い世代の住民や新規転入者が気軽に参加できる地域住民の交流の場が望まれています。



農園レストランつつじヶ丘

## ◆自慢できる誇れるまちにしたい

轟地区は、平地が多く市街地に隣接しており、自然豊かで、地下水や河川ともに水質が良く、下水道など生活基盤の整備も充実している住宅地に適した地域です。今後は、子どもから高齢者まで、すべての世代の住民が、明るく元気で暮らしやすい誇れるまちとして、自慢できるまちになることが望まれています。

## ◆住民と観光客に配慮した交通利便性に優れているまちにしたい

轟地区は、住みよい生活環境の中にも観光資源を豊富に有しているため、観光資源までの道路整備や駐車スペースの確保、公共交通の乗り入れなど、地域住民の生活環境に配慮した交通基盤の整備が望まれています。

## ◆元気な農業のまちにしたい

轟地区は、農業に適した自然環境を有しているため、農業生産基盤の整備や若い農業後継者を育てる環境の整備、直売所の整備など、将来を見据えた農業政策が望まれています。

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み （※再掲含む）
42-1 交通基盤の整備	●住民や観光客にとって交通の利便性に優れたまちにするために、住民の生活環境に配慮したきめ細やかな交通基盤の整備に努めるとともに住民の生活環境の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 臨時河川等整備事業</li> <li>■ 辺地道路整備事業</li> <li>■ 地方道路等整備事業</li> <li>■ ミニバス運行事業</li> </ul>
42-2 コミュニティの活性化	●地域内での人と人のつながりを深め、明るく元気なまちにするために、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり基金助成金</li> <li>■ 自治会ハンドブック作成</li> </ul>
42-3 自然・観光資源を活用したまちづくりの推進	●轟水源や大太鼓収蔵館などの豊富な観光資源を活かして、観光客が訪れたいまちを目指すため、観光資源の活用にも努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> <li>■ 歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> <li>■ フットパス事業</li> <li>■ 歴史散策事業</li> <li>■ 公共サイン整備事業</li> <li>■ 文化財サイン計画事業</li> </ul>
42-4 文化遺産の継承	●豊富な史跡を後世に伝えていくため、文化活動の推進に努めるとともに、文化遺産の継承に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内重要遺跡保存活用事業</li> <li>■ 史跡宇土城保存整備事業</li> <li>■ 指定文化財管理事業</li> <li>■ 大太鼓活用事業</li> </ul>
42-5 農業経営の確立	●基幹産業である農業の振興による元気な田園都市を目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農業後継者の育成や農産物の高付加価値化、販路拡大及び農地集積に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営体育成支援事業</li> <li>■ 農業担い手規模拡充推進事業</li> <li>■ 青年就農給付金事業</li> <li>■ 宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> <li>■ 生産総合事業</li> <li>■ 農地中間管理事業</li> </ul>



## 43 走潟地区のまちづくり

## 地区の特性

走潟地区は、人口2,143人（平成26年3月31日現在）、面積4.28km<sup>2</sup>の市北部に位置する地区です。一級河川緑川と浜戸川に囲まれた島状で平坦地の水田地帯が広がります。集落は地区内数か所に散在分布し、地区のほぼ中央を南北に縦断する国道501号沿いなどで小規模な宅地開発が見られます。

## 現状と課題

## ◆後継者不足による田園風景の喪失化

走潟地区は、農業が盛んな地域で、稲作や施設園芸等が多く営まわれていますが、農業後継者不足が顕在化しており、耕作放棄地の増加による美しい田園風景の喪失が懸念されています。地域の宝でもある田園を守り育てるためにも、農業後継者などを支援する環境の整備が求められています。

## ◆住環境の整備不足

走潟地区には、スーパーマーケットや医療施設、介護施設などがなく、また、隣接する地域までの公共交通機関や通勤通学路の整備も十分とはいえません。さらに、交番や駐在所もなく、防犯灯も少ないため、防犯面の不安も大きな課題です。世代を超えて、誰もが快適に安心して生活できるよう、住環境の整備が求められています。

## まちづくりに対する住民の思い

## ◆美しい田園風景を後世に残すまちにしたい

走潟地区は、圃場整備が完了し、景観的にも優れた田園風景が続いています。この景観を後世に残していくため、農業基盤である用排水路及び農道などの適切な維持管理が必要です。また、耕作放棄地や荒地などの解消も景観保持には不可欠であるため、農業後継者不足を解消し、土地の有効活用が重要です。そのためには、農業政策として、農産物の特産

品化（ブランド化）、地産地消などの6次産業化への取り組み、さらに、農業経営の法人化、集落営農の促進、農用地の集積など効率的な営農システムを確立することが望まれます。

## ◆こころの幸福度を高めるまちにしたい

走潟地区は、地域住民の連帯意識が強く、夏祭りや芝生化されたグラウンドを活用した地域活動などを通じて、子どもから高齢者まで世代間の親睦と融和が図られています。こころの幸福度を高めるためには住民が地区の素晴らしさに気づき、誇りを持つとともに、地区の特性を活かした「やすらぎのあるまち」を創造し、郷土を愛する人間づくりを進めることが必要です。そのために、地域の行事や公共施設を開放し地域住民の交流を活性化していくことが望まれます。

## ◆河川を活用したまちにしたい

走潟地区は、北に緑川、南に浜戸川を有し、両河川に囲まれた豊かな田園地区です。災害時には河川の増水により危険も伴いますが、近年の堤防整備により不安も解消されつつあります。

この両河川を活用し、地域の交流の機会を増やすために運動施設の整備や安全性確保・景観維持のために河川整備などを行うことにより、河川と共存して生活することが望まれます。



走潟夏まつり

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み （※再掲含む）
43-1 田園環境の整備	●元気な農業のまちを目指すため、美しい田園風景を後世に伝えていくため、農業後継者の育成に努めるとともに、自然環境と共存する農業農村整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県営排水対策特別事業</li> <li>■ 多面的機能支払事業</li> <li>■ 耕作放棄地解消対策事業</li> <li>■ 農業担い手規模拡大推進事業</li> <li>■ 青年就農給付金事業</li> </ul>
43-2 農業経営の確立	●効率的・安定的な農業経営を確立するため、農業経営の法人化や農地集積を支援するとともに、農産物の高付加価値化と販路拡大に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農地中間管理事業</li> <li>■ 経営体育成支援事業</li> <li>■ 宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> <li>■ 生産総合事業</li> </ul>
43-3 防災・防犯の整備	●住民誰もが安心して生活できる安全なまちを目指すため、災害に強い生活環境づくりに努めるとともに、防犯体制の整備・充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり基金助成金（LED防犯灯整備の取組）</li> <li>■ 自然災害防止事業</li> </ul>
43-4 交通環境の整備	●生活環境が充実した住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に努めるとともに、快適な居住環境の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通安全対策事業</li> <li>■ 地方道路整備事業</li> <li>■ ミニバス運行事業</li> </ul>
43-5 コミュニティの活性化	●人間づくりや郷土を愛する心の醸成を目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者などの交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校校庭芝生の維持活用</li> <li>■ まちづくり基金助成金（地域活性化につながる取り組み）</li> <li>■ 自治会ハンドブック作成</li> </ul>
43-6 河川環境の整備	●河川と共存したまちを目指すため、安全性や景観に配慮した河川整備に努めるとともに、地域の交流スペースの整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑川廃川敷環境整備の検討</li> <li>■ 緑川及び浜戸川改修促進期成会による要望活動</li> <li>■ 臨時河川等整備事業</li> </ul>



## 44 緑川地区のまちづくり

## 地区の特性

緑川地区は、人口2,389人（平成26年3月31日現在）、面積9.07km<sup>2</sup>の市中央部に位置し、国道57号とJR三角線が東西に並行して走っています。国道南側の山麓・丘陵地には樹園地や畑が広がり、国道北側の大半は水田で、米や葉たばこ・施設園芸などの耕作が盛んです。また、農免道路沿いには工業団地が形成されています。

## 現状と課題

## ◆人口減少

緑川地区の人口減少の要因として、雇用環境や住宅供給の受け皿不足などによる若年層の転出が考えられます。このため、JR緑川駅や地域高規格道路インターの周辺で宅地整備を行い、企業や商業施設を誘致するなど、若年層の人口定住・増加策が求められています。

## ◆高齢化への対応不足

緑川地区は、高齢化が進む一方で高齢者が活躍できる機会や場所が少ないため、高齢者の生きがいづくりや一人暮らしの高齢者の社会的孤立が課題となっています。そのため、地域の行事などを通して、地域の伝統や慣習を子どもたちへ継承することはもちろん、地域内や世代間の交流を促進し、高齢者が地域で活躍する機会や場所を増やすことが求めら



栗島神社のミニ鳥居

れています。

また、一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守りや生活支援が求められています。

## ◆農業人口の減少

緑川地区は、農業が盛んな地域で、タバコや施設園芸などが多く営まれています。農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化しているため、魅力ある農業政策や後継者を育成する環境の整備が求められています。

## まちづくりに対する住民の思い

## ◆魅力ある農業ができるまちにしたい

緑川地区には、米やタバコなどを中心とした農家が多くあります。しかし全国的に農家は厳しい経営状況にあるため、安定経営を目指した農作物のブランド化や新規就農しやすい仕組みを構築し後継者不足による休農地や荒地（耕作放棄地）を有効活用するなど、魅力ある農業政策の推進が望まれています。

## ◆伝統文化や地域資源を活用し人情と活気があるまちにしたい

緑川地区には、現存する4基の「雨乞い大太鼓」や、年間を通して行われる伝統行事が多数存在することから、その伝統や風土を受け継ぎ、後世に引き継いでいくため、子ども

から高齢者までの住民交流を増やし、地域資源を結んだ観光ルート整備により観光客とも交流を行い、人情と活気があふれるまちになることが望まれています。

## ◆若い世代が住みやすいまちにしたい

緑川地区は、JR緑川駅から宇土駅までわずか5分、熊本駅までは約20分です。また、九州新幹線の全線開業で、博多駅まで約1時間

20分で行くことができます。今後も、地域高規格道路「熊本宇土道路」城塚インターチェンジの整備により、交通や物流の利便性が高まると予想されます。このため、緑川駅や地域高規格道路インターの周辺を核とした宅地整備を行い、企業や商業施設を誘致するなど、若い世代にとって便利で住みやすい生活環境の整備が望まれています。

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み （※再掲含む）
44-1 企業誘致の推進	●若者の雇用の場を確保するため、企業誘致の推進に努めます。	■トップセールスによる企業誘致 ■企業誘致アドバイザーの活用
44-2 農業経営の確立	●魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、農業後継者の育成や農産物の高付加価値化、販路拡大及び農地集積に努めます。	■経営体育成支援事業 ■青年就農給付金事業 ■宇土市の句を届ける実行協議会補助事業 ■生産総合事業 ■農地中間管理事業
44-3 JR 緑川駅周辺の整備	●JR緑川駅を核とした熊本都市圏のベッドタウンを目指すため、JR緑川駅の積極的な活用を努めるとともに、快適な居住環境の確保に努めます。	■定住移住応援事業
44-4 良好な土地利用の推進	●地域高規格道路「熊本宇土道路」城塚ICの整備を見据えた人々が移り住みたくなる魅力的なまちを目指すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。	■地域高規格道路整備に対する要望活動の実施
44-5 歴史・文化資源を活用したまちづくりの推進	●恵まれた自然環境や歴史・文化資源などの豊富な地域資源を活かして、地域内交流が盛んなまちを目指すため、地域資源の活用に努めるとともに、文化活動の推進に努めます。	■市内重要遺跡保存活用事業 ■歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業 ■歴史文化・地域資源の整備と活用事業 ■フットパス事業 ■歴史散策事業 ■指定文化財管理事業
44-6 コミュニティの活性化	●昔ながらの伝統文化を守り、人情あふれるまちを目指すため、世代間の交流や、既存住民と新規転入者等との交流に努めるとともに、コミュニティ活動の促進に努めます。	■まちづくり基金助成金 ■自治会ハンドブック作成



## 45 網津地区のまちづくり

### 地区の特性

網津地区は、人口3,690人（平成26年3月31日現在）、面積15.77km<sup>2</sup>の市西部に位置する宇土半島の山間部を多く含む地域で、網津川沿いの山間部とその下流の平坦部や有明海沿岸部からなり、平坦部のほぼ中央を国道57号とJR三角線が東西に並行して走っています。また、国道南側の山間部や網津川中流域には農林集落が広がり、国道北側の有明海沿岸部には漁業集落が広がる、海と山、川を有した自然豊かな地区です。

### 現状と課題

#### ◆自然災害と交通安全対策の遅れ

網津地区は、大雨や台風のとときには、常に網津川の氾濫や山間部の土砂災害など数多くの自然災害が起こりうる危険性もあり、地域住民は大きな不安を抱えて生活しています。このため、地域の防災体制の強化と災害に強い基盤整備が強く求められています。また、地区内を通る県道58号（宇土・不知火線）は、基幹道路にも関わらず、道幅が狭いため、多くの場所で自動車の離合ができない状況にあります。南側山間部と北側有明海沿岸部の集落を行き来する際も、国道57号線とJR三角線を横断しなければならないため、交通事故の危険性もあり自動車や自転車、歩行者が安心して通れる交通基盤整備が求められています。

#### ◆漁業・農業の不振

網津地区は農業と漁業が主な基幹産業です。地区が面する有明海では、海苔養殖やアサリを主とした採貝が盛んに行われていますが、有明海の潮流変化や赤潮の大量発生による漁場環境の悪化で漁業生産額が減少しており、後継者離れの要因にもなっています。このため、有明海の再生は漁業従事者にとってまさに死活問題であり、豊かな漁場を復活させるには、山間部や網津川中流域で行われる農業政策や有明海に面する他市町など、様々な分野を含む関係機関と連携した対策が求められています。また、農業では従事者の高齢

化と後継者不足により、耕作放棄地は増加し農業生産額が減少しています。このため地区の活性化には、漁業・農業が共存できる生産基盤の整備が求められています。

#### ◆人口減少

網津地区は、農業・漁業の基幹産業の不振や自然災害対策などの遅れから、若年層の多くが安定した仕事や住みやすさを求めて転出し、人口減少が課題となっています。また、近年空き家も多くなり、防犯上の問題から適切な管理が求められています。このため、企業誘致による働く場や買い物する場の確保と空き家の活用による若年層の人口定住・増加策が求められています。

### まちづくりに対する住民の思い

#### ◆安心して暮らせるまちにしたい

網津地区は、少子高齢化が進んでおり、高齢者も安心して住むことができる住環境整備が望まれています。特に自然災害に対する河川・堤防などの改修を中心とした防災機能の強化や危険区域や危険箇所等の啓発による予防策の充実が望まれています。また、人のつながりを大切にして、高齢者も若者も生涯安心して暮らせる、心の安らぎのあるまちが望まれています。

#### ◆活気があり子育てしやすいまちにしたい

網津地区は、農業・漁業の不振や住環境整備の遅れなどにより、若年層が流出し地区の人口が減少しています。以前のような子どもの多い活気あるまちにするため、農業・漁業の活性化と子育てしやすい環境整備が望まれ



海の中に電柱が立ち並ぶ長部田海床路

ています。

#### ◆地域資源を活かしたまちにしたい

網津地区には、たくさんの地域資源があり、その中でも馬門石は「大王のひつぎ実験航海」で全国的に有名になったため、それらの地域資

源を活かした地区の活性化が望まれています。また、網津川上流の棚田はホテルも飛び交う風光明媚な地であり、あじさいの名所である「住吉自然公園」や天然温泉「あじさいの湯」とともに網津地区観光の拠点として、積極的に活用していくことが望まれています。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取組み (※再掲含む)
45-1 防災基盤の整備	●自然災害に強いまちを目指すため、治山治水対策に努めるとともに、防災基盤の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 網津防災センター建設事業</li> <li>■ 自然災害防止事業</li> <li>■ 臨時河川整備事業</li> <li>■ 網津川改修の要望活動</li> <li>■ 適正化事業</li> <li>■ 急傾斜地崩壊防止対策事業</li> </ul>
45-2 交通環境の整備	●安心して暮らせるまちを目指すため、交通安全対策の充実に努めるとともに、生活道路の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 交通安全対策事業</li> <li>■ 県営農道（北部3期・南部2期）整備事業</li> <li>■ 辺地道路整備事業</li> <li>■ 地方道路等整備事業</li> <li>■ 県道バイパス早期開通要望活動</li> </ul>
45-3 コミュニティの活性化	●活気があるまちを目指すため、世代間や既存住民と新規転入者等との交流などコミュニティ活動の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり基金助成金</li> <li>■ 地区公民館施設整備改修事業</li> <li>■ 自治会ハンドブック作成</li> </ul>
45-4 農業経営の確立	●恵まれた自然環境を活かした魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、後継者の育成と農産物の高付加価値化、販路拡大及び農地集積に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青年就農給付金事業</li> <li>■ 宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> <li>■ 経営体育成支援事業</li> <li>■ 生産総合事業</li> <li>■ 農地中間管理事業</li> </ul>
45-5 漁業経営の安定化	●有明海の再生による元気な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備に努めるとともに、漁業経営の安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁業後継者クラブ育成補助事業</li> <li>■ アサリ貝等資源回復実証試験事業</li> <li>■ 有明海東地区特定漁港漁場整備事業</li> </ul>
45-6 自然・文化資源を活用したまちづくりの推進	●恵まれた自然環境や馬門石などの豊富な地域資源を活かして、魅力あるまちを目指すため、地域資源の活用に努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ フットパス事業</li> <li>■ 歴史散策事業</li> <li>■ 歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> <li>■ 歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> <li>■ 公共サイン整備事業</li> <li>■ 馬門石調査活用事業</li> <li>■ 指定文化財管理事業</li> </ul>
45-7 定住移住の推進	●若年層にとって住みやすいまちを目指すため、雇用の場の確保に努めるとともに、子育てしやすい住環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人口減少地区への重点的な誘致活動</li> <li>■ 空き家バンク事業</li> <li>■ 定住移住応援事業</li> </ul>



## 46 網田地区のまちづくり

### 地区の特性

網田地区は、人口3,610人（平成26年3月31日現在）、面積21.93km<sup>2</sup>の市最西部に位置し、地区内を国道57号やJR三角線が通っており、宇土半島の高峰大岳の裾野に広がる山間部や丘陵部、平坦部、有明海海岸部で形成されています。豊富な農海産物、干潟景勝地、観光施設及び文化財等の地域資源を有しており住民の地元に対する愛着や住民間のまとまりは強い地域ですが、人口減少が顕著で、過疎化と高齢化が深刻な状況にあります。

### 現状と課題

#### ◆人口減少

網田地区は、市内7地区の中で最も人口減少の激しい地区で、昭和33年の人口約7,700人から平成25年度末現在では約3,600人までに激減しています。人口減少の要因は、地理的要因、雇用環境、住宅供給の受け皿不足、さらには人口減少から波及した地域商店の衰退など、様々な要因が複合していると考えます。また少子化による小中学校の児童生徒数も激減しており、これからの学校の在り方についても検討を要する状況にあります。総じて、いかに人口減少を食い止めるかが求められています。

#### ◆生活基盤整備の遅れ

網田地区は、主要道路の国道57号とJR三角線が並走しているため主要道路とのアクセスが悪く、特に中川橋から国道57号への接続は長年の懸案となっています。またJRを利用すれば熊本駅まで約35分という恵まれた地理的条件にもかかわらず、活かしきれていない現状から、地区住民が利用しやすいようにJR網田駅やそれに附帯する市道を整備することにより、熊本天草幹線道路の整備区間に指定されている地域高規格道路との相乗効果で、民間による住宅供給を誘導することも可能になると考えられます。このような生活基盤である基本的なインフラ整備の促進が早急に求められています。

#### ◆農業・漁業の不振

網田地区の基幹産業である農業と漁業については、高齢化や兼業化、後継者不足による構造的な弱体化が進んでいます。加えて近年、自然環境の変化に伴い安定的な収量が望めないなど第1次産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このようなことから、若者が魅力を抱く産業として育成するための経営の安定と競争力の強化を図ることが求められています。そのための方策として、民間活力を導入した当地区の優れた特産品のブランド化や商品開発、地区ならではの地域資源、観光資源を活用した農業・漁業の6次産業化を推進し、経営の安定化を図ることが求められています。

### まちづくりに対する住民の思い

#### ◆きめ細やかな教育や福祉と医療の充実したまちにしたい

網田地区は、山海の豊かな自然や里山の原風景が現存し、児童生徒を育む場に適し、学校では小中一貫教育はもとより少人数のきめ細やかな教育が行われています。また高齢者にとっても余生を楽しみながら、生涯元気で生活できる環境にあります。しかし、近年において、主要医療機関が撤退したことで医療空白地帯となりつつあるため、住民が安心して健康に暮らしていくために医療体制の充実が必要不可欠であることから、教育や福祉、医療の充実したまちづくりが望まれています。

#### ◆地域資源を活かした活気あふれるまちにしたい

網田地区は、豊かな自然に育まれた農海産物や景勝地御輿来海岸等の自然、網田焼に代表される陶芸、観光施設であるマリーナや物産館、国登録有形文化財で県内最古の木造駅舎である網田駅及び同駅を活用した網田レトロ館など豊富な地域資源を有しており、このような他地域にない特性を活かした活気あふれるまちづくりが望まれています。

#### ◆地域力を活かした心が通いあうまちにしたい

網田地区は、住民の地域に対する愛着心が強く、住民相互の交流も盛んで、まちづくり

やイベントなども自発的にできる「地域力」が現存する地域です。この「地域力」をさらに活かしたまちづくりが望まれています。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み (※再掲含む)
46-1 教育のまちの推進	●恵まれた自然環境や子育てに対する住民意識の高さを活かして、充実した教育のまちを目指すため、幼児期・学校教育の充実に努めるとともに、青少年の健全育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模特認校制度の実施</li> <li>■小中一貫教育</li> <li>■教育力向上支援事業</li> <li>■地区公民館子ども地域活動事業</li> <li>■放課後子ども教室推進事業</li> </ul>
46-2 高齢者福祉と医療の推進	●余生を楽しみながら生活できる里山の落ち着いた環境を活かして、充実した福祉と医療のまちを目指すため、高齢者福祉サービスの強化に努めるとともに、医療体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■24時間訪問看護ステーション事業</li> <li>■徘徊高齢者ネットワーク事業</li> <li>■高齢者の引きこもり防止事業</li> </ul>
46-3 定住移住の推進	●JR3駅を核とした、住んでみたい・住み続けたいまちを目指すため、快適な居住環境の確保に努めるとともに、雇用の場の確保など定住移住の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定住移住応援事業</li> <li>■空き家バンク事業</li> <li>■人口減少地区への重点的な誘致活動</li> <li>■網田駅南口整備事業</li> <li>■臨時河川整備事業</li> <li>■網田川改修の要望活動</li> <li>■農村集落整備事業</li> <li>■適正化事業</li> <li>■多面的機能支助事業</li> </ul>
46-4 公共交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自家用車を利用できない住民などの移動手段を確保し、住みやすいまちを目指すため、効率的な公共交通の導入に努めるとともに、生活道路等の整備に努めます。</li> <li>●地域高規格道路「宇土道路」の開通を視野に入れた、新しいまちを目指すため、自然と都市とが調和した土地利用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通安全対策事業</li> <li>■ミニバス運行事業</li> <li>■地方道路等整備事業</li> <li>■辺地道路整備事業</li> <li>■地域高規格道路整備に対する要望活動の実施</li> </ul>
46-5 農業経営の確立	●魅力ある農業のまちを目指すため、効率的・安定的な農業経営の確立に努めるとともに、後継者の育成と農産物の高付加価値化、販路拡大及び農地集積に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■青年就農給付金事業</li> <li>■宇土市の旬を届ける実行協議会補助事業</li> <li>■経営体育成支援事業</li> <li>■農業経営アドバイザーの活用</li> <li>■生産総合事業</li> <li>■農地中間管理事業</li> </ul>
46-6 漁業経営の確立	●元気な漁業のまちを目指すため、自然環境と共存する漁業・漁村整備に努めるとともに、漁業経営の安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■漁業後継者クラブ育成補助事業</li> <li>■アサリ貝等資源回復実証試験事業</li> <li>■有明海東地区特定漁港漁場整備事業</li> </ul>
46-7 コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民力を活かしたまちを目指すため、コミュニティ活動の促進に努めます。</li> <li>●環境力を活かしたまちを目指すため、恵まれた自然環境だけではなく、住民個々が地域とのつながりを大事にする風土づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちづくり基金助成金</li> <li>■自治会ハンドブック作成</li> </ul>
46-8 地域資源を活用したまちづくり	●地域資源力を活かしたまちを目指すため、地域資源の活用に努めるとともに、観光案内・PRの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歴史文化・観光資源の整備と誘客の強化事業</li> <li>■歴史文化・地域資源の整備と活用事業</li> <li>■フットパス事業</li> <li>■歴史散策事業</li> <li>■マリーナ振興事業</li> <li>■公共サイン整備事業</li> <li>■網田焼の里資料館運営事業</li> <li>■指定文化財管理事業</li> <li>■市内重要遺跡保存活用事業</li> </ul>



第7章

みんなで実現するまちづくり

協働・行財政運営

47 地域コミュニティの再生

施策の方針

地域住民同士の協力による支え合いのまちづくりを促進するため、市民の多様なニーズに対応したコミュニティの形成と活動の拠点となるコミュニティ施設の整備に取り組むなど、地域コミュニティの再生に努めます。

現状と課題

市民ニーズの多様化、少子高齢化の進行は、本市においても地域内の連帯感や相互扶助といったコミュニティ機能の低下を招いています。とりわけ、中山間地の過疎地域では、人口の減少や後継者の不足、農地や山林の荒廃、伝統行事や地域行事の衰退など集落機能の維持が難しくなることが予想されます。こうした地域社会の連帯感の形成に変化が生じてい

る中で、新しい時代に対応した、より強い連帯感を持った地域社会の創造が求められています。

このような中、走瀧地区では、約60年ぶりに夏まつりを復活させ、各地区においても体育祭や行政区主催のイベントの開催など地域住民自らが地域コミュニティの維持・形成に取り組んでいます。

これからの地域づくりは、行政主導ではなく、地域住民が主体的に参加し、積極的に役割を担う地域住民主導の地域づくりが必要です。伝統文化の継承や住環境の整備、福祉の充実、教育・スポーツなど住民の自主的な活動を通して住民一人ひとりが地域に対して愛着と関心を深め、地域の諸問題の解決に向けて力を合わせるコミュニティづくりを促進する必要があります。



地域住民によるまちづくり活動（栗崎の天神樟）

47-1 まちづくり基金活動助成金の件数の推移

単位：件

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
まちづくり基金活動助成金(ソフト事業)件数	14	6	13

(市まちづくり推進課:各年度3月31日現在)

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
47-1 まちづくり支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民との協働によるまちづくりを促進するため、地域や市民団体が行うまちづくり活動などに対する支援に取り組めます。</li> <li>●まちづくり団体を育成するための相談体制の充実に図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちづくり基金助成金（地域活性化につながる取り組み）</li> <li>■NPO法人設立支援</li> </ul>
47-2 自治活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民同士の協力による支え合いのまちづくりを促進するため、地域の自治活動の活性化に努めます。</li> <li>●自治会（行政区）運営が円滑に進むためのハンドブックを作成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自治会ハンドブックの作成</li> </ul>
47-3 コミュニティ施設環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティとして利用しやすい環境づくりを推進するため、コミュニティ活動の場や地域住民の交流の場として利用されている公民館や集会施設などの環境整備に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちづくり基金助成金（行政区の備品整備の取り組み、自治公民館等の施設整備の取り組み）</li> <li>■地区公民館施設整備改修事業</li> </ul>

施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.83 まちづくり基金助成金(ソフト事業)件数	平成25年度 13件	30%増加 ↑	17件





## 48 市民参画の推進

### 重点施策

#### 施策の方針

市民・地域主体のまちづくりを目指し、広報・広聴の充実や積極的な情報公開の推進に取り組むなど、市民参画を推進します。

#### 現状と課題

地方分権の進展により、自治体の自己決定、自己責任が問われる一方、市民ニーズはますます多様化しており、その状況に的確に対応するため政策の形成過程などへの市民参画の拡充が求められています。

また、市民参画による協働のまちづくりを推進するためには、行政に関する情報の積極的な提供や、市民参画型のまちづくりへの関心を高めることが必要です。

本市では、「広報うと」や「市ホームページ」などの媒体を利用するとともに、情報公開制度などを活用し、市民への市政情報を提供しています。また、各種審議会等の委員の市民公募制や「市民ふれあい座談会」、「市長と気軽にランチトーク」、「パブリックコメント」制度、「市長への直行便」など、本市が目指す「みんなでつくる元気な宇土市！」の実現に向け、市民の声を市政に反映させること

に努めています。さらに、政治へ参加する第一歩である、各種選挙の際には投票に対する呼びかけや啓発を実施しています。

しかし、各種審議会等の委員については平成22年度に公募を実施し一定の公募数を確保しましたが、その後公募数は伸び悩んでおり、また、「パブリックコメント制度」への応募は少なく、選挙においても有権者の関心は低く投票率の低迷が続いているのが現状です。

市民と行政が良好なパートナーとしてまちづくりを進めるためには、市政に関する行政の説明責任を果たすとともに、必要な情報を共有することが重要です。情報を市民へ提供するだけでなく、理解してもらい、まちづくりに関する市民参画の意識をいかに高めるかが課題です。



市長と気軽にランチトーク

#### 48-1 行政と市民との対話集会等の推移

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催件数 (回)	市民ふれあい座談会	9	11	14
	市長と気軽にランチトーク	7	5	5
	合計	16	16	19
参加者数 (人)	市民ふれあい座談会	208	279	289
	市長と気軽にランチトーク	42	42	32
	合計	250	321	321

(市総務課, まちづくり推進課: 各年度3月31日現在)

1 パブリックコメント: 市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に生かしていく仕組みのこと。

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
48-1 広報・広聴の充実 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より多くの市民が市政を理解できる実効性の高い広報を実現するため、広報うとやホームページを充実します。</li> <li>●積極的に市民の声を把握し、情報のやり取りができる仕組みづくりを推進するため、行政と市民との対話集会などを開催します。</li> <li>●市政運営に係る各種計画策定にあたり、市民の声を積極的に反映させるため、パブリックコメント制度を活用します。</li> <li>●市民の意見を市政に反映させるため、ホームページを利用したアンケートシステム（eモニター制度<sup>1)</sup>）を活用します。</li> <li>●市の行政情報を届けるとともにより利便性の高い情報源として生活便利ブックを活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報うとの発行</li> <li>■ホームページの掲載情報の充実</li> <li>■市民ふれあい座談会の実施</li> <li>■市長と気軽にランチトークの実施</li> <li>■パブリックコメントの実施</li> <li>■eモニターの活用</li> <li>■生活便利ブックの発行</li> </ul>
48-2 情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、市政への参加を促すため、行財政情報などの市民への公表及び提供に引き続き取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行財政情報の積極的提供</li> <li>■文書管理事業</li> <li>■陳情・要望の内容公表</li> </ul>
48-3 市民参画による事業実施 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の予算を組まずに、市民ボランティアや企業等の協力、アイデアを生かし事業を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ゼロ予算事業の実施</li> </ul>
48-4 市民に開かれた審議会・委員会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の政策に多様な主体の声を反映するため、各種審議会や委員会においては、市民代表委員の固定化の解消、重複任用の制限などに引き続き努めます。</li> <li>●市政に多様な市民の声を反映させるため、公募委員の積極的な登用に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■審議会・委員会の公募制を推進</li> </ul>
48-5 公正公明選挙の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●選挙が公明かつ適正に行われるよう、積極的な啓発活動に取り組むとともに、政治意識の向上と宇土市の明るい選挙の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■選挙啓発事業</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.84 行政と市民との対話集会等の開催件数	平成25年度 19回	5%増加 ↑	20回以上

1 eモニター制度: 市の施策や事業、課題などについて、インターネットによるアンケートで意見、提案等を集め、市政に反映していくモニター制度。



## 49 男女共同参画の推進

### 施策の方針

男女が自分らしさを発揮し、ともに参画し支えあう地域社会の実現を目指して、男女共同参画を推進します。

### 現状と課題

本市では、少子高齢化、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に的確に対応するため、「第2次推進計画」を策定し、更なる男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

市男女共同参画に関する市民意識調査結果（平成21年実施）の社会全体における男女の地位の平等感では、「男性の方が優遇されている」が67.2%と依然として「男性優遇感」

が強く表れています。

今後も男女が対等な立場で参画することができる社会を目指して、引き続き男女平等意識の浸透や、女性の積極的な社会参画及び男性の家庭や地域への参画を促進する必要があります。

また、本市における政策・方針決定過程への女性の参画は未だ充分とは言えず、その拡大が今後の課題となっています。男女それぞれの意見が対等に社会に反映し、個人の能力発揮に繋げる意味でも、当該施策の推進が重要となります。

今後も、これらの課題を「推進計画」の重点目標として掲げ、男女がお互いの人権を尊重しながら、参画し支えあうことができるような地域社会の実現を目指し、様々な施策の充実に努める必要があります。



男女共同参画啓発講座

### 49-1 市の審議会等委員に占める女性の割合

単位：%

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
女性委員の割合	22.6	29.0	30.8	32.6	29.6

(市まちづくり推進課：各年度3月31日現在)

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
49-1 男女平等意識が浸透した社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意識改革のための広報・啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■講演会・講座の実施</li> <li>■ハートフルフェスタの開催</li> <li>■広報紙・HPによる啓発</li> <li>■男女共同参画情報誌の発行</li> </ul>
49-2 あらゆる暴力を根絶し、男女の人権が尊重される社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性・子どもに対するあらゆる暴力の根絶に努めます。</li> <li>●セクシュアル・ハラスメントなどの防止・根絶に努めます。</li> <li>●メディアにおける人権への配慮に努めます。</li> <li>●生涯を通じた男女の健康支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報紙等による啓発活動</li> <li>■相談体制の充実</li> </ul>
49-3 あらゆる分野へ男女が対等に参画できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。</li> <li>●働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。</li> <li>●農林水産業・商工業などの自営業に従事する男女の参画を促進します。</li> <li>●地域・社会活動への男女の参画を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種審議会、委員会等への女性の登用促進</li> <li>■男女の均等な機会と待遇の確保</li> <li>■女性参画意識啓発の講演会開催</li> </ul>
49-4 男女がともに仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。</li> <li>●男性の家庭・地域への参画を支援します。</li> <li>●多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■育児・介護休業制度の周知と取得促進</li> <li>■男性のための料理、子育てなど実践講座並びに家族介護教室の開催</li> <li>■多様な保育の実施</li> </ul>
49-5 家庭で、地域で、男女がともに支えあい、健康で安心して暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭・地域での男女共同参画を推進します。</li> <li>●様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。</li> <li>●高齢期の生きがいくつくりと生活の支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域や家庭における男女共同参画意識の浸透</li> <li>■ひとり親家庭への家事や保育サービスの提供</li> <li>■高齢男女の社会参画の推進</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.85 市の審議会等委員に占める女性の割合	平成25年3月31日 29.6%	10.4%増加 ▲	40%



50 効果的・効率的な行政運営の推進

重点施策

施策の方針

最小の経費で最大の効果の実現を図るため、市の業務全般にわたる改革の推進と分権型社会にふさわしい行政システムを確立するなど、効果的・効率的な行政運営を推進します。

現状と課題

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、各自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しており、住民サービスの向上を図るため、あるいは市民に主体的に行政や地域づくりに関わっていただくために、何よりも市民に最も近い地方自治体が担う役割がさらに高まっています。

国・地方ともに極めて厳しい財政状況のもと、効果的・効率的な行政運営が求められることから、今後も様々な事務・権限の移譲が

進むことが予想され、また平成27年10月から始まるマイナンバー制度<sup>1</sup>をはじめとする新たな政策課題への適正な対応も求められています。

このような中、本市では、職員の意識改革と効率的で質の高いサービスを目指して、平成23年度に「宇土市第7次行財政改革大綱」を策定し、効果的・効率的な行政運営に取り組んできました。これからも、複雑多様化する市民ニーズに対応していくため、新しい視点に立って不断の行政改革に取り組み、分権型社会にふさわしい行政システムを構築することが求められています。



市民の声を市政に事業リフォーム

50-1 指定管理施設の状況

	施設名	条 例	指定管理導入日
1	宇土市健康福祉館(あじさいの湯)	宇土市健康福祉館条例	平成18年 4月 1日
2	宇土市養護老人ホーム芝光苑	宇土市老人ホーム設置条例	//
3	宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑	宇土市老人ホーム設置条例	//
4	宇土市老人福祉センター	宇土市老人福祉センター条例	//
5	宇土市西部老人福祉センター	宇土市老人福祉センター条例	//
6	宇土市網津公民館網引分館	宇土市公民館条例	//
7	宇土マリーナ	宇土マリーナ条例	//
8	宇土マリーナ物産館	宇土マリーナ物産館の設置及び管理に関する条例	平成18年 4月18日
9	宇土市民会館	宇土市民会館条例	平成20年 4月 1日
10	宇土市運動公園	宇土市都市公園条例	//
11	宇土市民体育館	宇土市民体育館条例	//
12	宇土市武道館	宇土市武道館条例	//
13	宇土市スポーツセンター	宇土市スポーツセンター条例	//
14	宇土市長浜福祉館	宇土市長浜福祉館条例	平成21年 7月 1日
15	網田レトロ館	網田レトロ館条例	平成25年 4月 1日

(市企画課：平成27年3月31日現在)

1 マイナンバー制度：複数の機関に存在する個人の同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。国民一人ひとりに割り当てる固有の識別番号によって、社会保障や納税を管理できるようにする制度。

施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
50-1 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効果的・効率的で質の高い行政サービスの向上を図るため、「宇土市行財政改革大綱」の推進に取り組めます。</li> <li>●公共サービス提供手法の拡大を図るため、PFI手法<sup>1</sup>や指定管理者制度<sup>2</sup>などの活用による公共分野への民間参入を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第8次宇土市行財政改革大綱の策定・推進</li> </ul>
50-2 行政システムの改革 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務の合理化と能率の増進を積極的に推進するためこれまでの慣例に捉われることなく庁内の事業・業務を改善します。</li> <li>●国・県からの事務・権限移譲や新たな市民ニーズへの対応、政策目的に応じた柔軟な組織運営を図るため、市長部局だけでなく行政委員会など総合的な組織機構や事務分掌の見直しに取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業リフォームなどの実施</li> <li>■実施計画の策定</li> <li>■職員提案制度の実施</li> <li>■組織機構の見直し</li> <li>■事務分掌の見直し</li> </ul>
50-3 マイナンバー制度への適正な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係各課で連携し、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるように取り組めます。</li> <li>●様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力を削減し、複数の業務の間で連携を図り、作業の重複などの業務を改善します。</li> <li>●所得や他の行政サービスの受給状況を把握し、公平・公正な負担・給付などに取り組めます。</li> <li>●添付書類の削減など行政手続を簡素化し、市民の負担を軽減できるよう取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定個人情報保護評価</li> <li>■住民への周知啓発</li> <li>■関係システムの構築</li> <li>■個人番号カード<sup>3</sup>の普及</li> <li>■事務の効率化</li> </ul>

施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.86 指定管理者・PFI導入件数	平成27年3月31日 15件	増加 ▲	16件以上
指標No.87 個人番号カードの普及枚数	平成27年3月31日 0枚	増加 ▲	25,000枚

1 PFI手法：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。  
2 指定管理者制度：地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。  
3 個人番号カード：国民一人ひとりに固有の番号を割り振るマイナンバー制度において、本人確認などに使用される識別カード。個人番号のほか、氏名・住所・生年月日・写真などが記載・表示される。



## 51 財政健全化の推進

### 重点施策

#### 施策の方針

将来にわたって持続可能な行財政経営を実現するとともに、道路や河岸などの社会基盤の整備や多様化する市民ニーズに的確に応えるため、財政健全化を推進します。

#### 現状と課題

国が進める税財政構造の改革により、地方の財政環境は大きく変化し、厳しさを増しています。加えて長引く景気低迷により、必要とする財源の確保に苦慮している状況にあります。

そのため、歳入の最も根幹をなす市税の徴収体制の強化を行なうとともに、使用料・手数料や分担金・負担金などの「その他の自主財源」も受益と負担のバランスを考えた適正な水準を設定し、財源を確保する必要があります。

また、歳出では、扶助費や公債費などの義務的経費をはじめ、今後、公共施設の維持管

理経費や特別会計などへの繰出金が増加することも予測されるため、行財政改革大綱のもとで、更なる歳出の抑制と財源の重点的配分を行っていく必要があります。

将来にわたり、安定的な財政運営を堅持するとともに、今後求められる地方公会計の整備や公共施設等総合管理計画の策定を進め、市民との協働・連携による行財政経営を進めていかなければなりません。



昭和40年に建設した市庁舎

#### 51-1 経常収支比率の推移

単位：%

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
宇土市	90.7	89.2	89.1	90.6	89.1
類似団体平均	90.9	86.8	89.0	89.6	88.7
熊本県14市平均	92.4	87.5	89.8	90.5	90.6

(市財政課：各年度3月31日現在)

#### 51-2 ふるさと宇土応援寄附金の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
寄附件数(件)	14	22	16	21	65
寄附金額(円)	913,000	1,304,000	1,145,000	1,191,000	2,174,000

(市財政課：各年度3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
51-1 自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主財源の充実確保のため、市民の納税意識の向上や徴収体制の強化・充実に取り組み、地元産業振興の支援や課税客体的確な補足等により、税収の拡大を図ります。</li> <li>●公平な負担を求めため、受益者負担の原則から使用料・手数料、負担金・分担金の適正化に取り組みます。</li> <li>●宇土市を応援したいという方の思いを寄附金という形で受け取り、寄附者の意向に沿ったまちづくりに活用するふるさと応援寄附金の積極的なPRを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■口座振替の推進</li> <li>■収納率向上特別対策事業</li> <li>■家屋全棟調査実施事業</li> <li>■使用料等「その他の自主財源」の定期的な見直し指導の実施</li> <li>■ふるさと応援寄附金事業</li> </ul>
51-2 財源の重点的配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源の「選択と集中」を実現するため、行政評価と予算配分との連動を行うなど、事業の緊急度、重要度の検討を十分に行い、効率的な事業選択と財源の重点配分を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務事業評価の実施</li> <li>■実施計画の策定</li> </ul>
51-3 健全な財政運営 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公債費の平準化を推進するため、中期的な財政計画のもと、計画的に事業を推進します。</li> <li>●市債発行高（臨時財政対策債や地域総合整備資金貸付事業債等を除く通常分）は、原則として当該年度の公債元金の範囲内とし、市債残高の減少に努めます。</li> <li>●市の財政を健全化するため、特別会計が市の財政を圧迫することがないように、経営健全化計画のもと収支両面にわたる抜本的見直しに取り組みます。</li> <li>●適正な行政コストの把握、資産管理を行い、財政の効率化に努めます。</li> <li>●長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■予算執行における職員研修の実施</li> <li>■市債発行額の抑制</li> <li>■統一的な基準による地方公会計の整備</li> <li>■公共施設等総合管理計画の策定</li> <li>■新庁舎建設の検討</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.88 経常収支比率	平成25年度 89.1%	現状維持 →	89%以下
指標No.89 実質公債費比率	平成25年度 12.3%	現状維持 →	12.0%以下
指標No.90 市税(現年分)の収納率	平成25年度 98.8%	現状維持 →	98.0%以上



## 52 職員の育成と組織づくり

### 重点施策

#### 施策の方針

今後の地方創生の基盤となる地方分権の進展に伴う事務・権限の増加に対応するため、市民のニーズを自ら感じることができる職員の育成と、その実現に向けて効率的に機能する組織づくりに努めます。

#### 現状と課題

分権型社会への動きが本格化し、国や県から本市への権限の移譲が進み、本市が担う事務・権限は、種類・量ともに増加しています。このように、地方自治体を取り巻く環境が大

きく変化する中、本市の行政活動は、一層の効率性と有効性の向上が求められています。

これまでも計画的な定員管理による職員数削減や職員の能力開発を行ってきましたが、複雑化・多様化する行政課題に対応して、市民の様々なニーズに即応できる能力の習得と組織体制の整備は不可欠です。

今後も、組織全体をレベルアップさせるため、さらに職員研修を充実させ職員個々の能力向上を図るとともに、人事考課制度を柱とした取り組みを継続して実施します。また、職員の能力が最大限に発揮され、行政サービスの向上が図られるよう、継続的な組織の見直しにも取り組む必要があります。



新規採用職員による寸劇

#### 52-1 宇土市職員数の推移

単位：人

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第4次定員適正化事業計画における目標職員数	269	267	264	261
実職員数	269	265	262	258

(市総務課：各年度4月1日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
52-1 職員の育成 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●時代に合った行政サービスを提供するため、新たな研修科目を設定するなど、職員研修の充実を図ります。</li> <li>●きめ細かな行政サービスを提供するため、地域活動に対する職員の意識高揚を図り、地域に根差した職員を育成します。</li> <li>●職員個々の能力向上を図るため、人材育成を目的とした人事考課制度の効果的な運用を図るとともに、その充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職員一般研修事業</li> <li>■職員特別研修事業</li> <li>■人事考課制度の効果的な運用</li> <li>■政策法務等専門研修の実施</li> </ul>
52-2 能率的な組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民ニーズに直ちに対応するため、組織体制を見直します。</li> <li>●民間の意識とノウハウを取り入れるため、民間企業への職員派遣、人事交流に取り組みます。併せてその効果を派遣職員以外に波及させる方法も継続検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間企業との交流による行政営業マンの育成</li> <li>■定員適正化計画の推進</li> <li>■住民目線での組織再編の実施</li> </ul>

### 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No.91 実職員数	平成26年4月1日 258人	現状維持 →	258人



## 53 行政サービスの向上

### 施策の方針

高度化・多様化する市民ニーズに対応し、市民の利便性や市民の満足度の向上を図るため、市民生活に密着した、迅速で質が高くわかりやすい行政サービスを提供します。

### 現状と課題

近年、市民のライフスタイルの多様化に伴い、更に質の高い行政サービスが求められています。特に市民生活に密着した市役所の窓口サービスは、市役所の顔であり、市民が直接利用する頻度も高いため、重要な部門です。

市役所でもこれまで、市民の利便性を考慮して可能な限り1階フロアで手続きができるように努めてきました。また、「どこの部署に相談して良いかわからない」等といった問

い合わせに対応するフロアマナーの配置や市民活動団体の相談窓口のまちづくり推進課を設置しました。

以前に比べれば各種手続き・相談における利便性は向上しましたが、内容によっては、別棟や別フロアへの移動が必要なため、「担当部署の場所がわかりにくい」、「手続きの方法がわからない」などの部署配置および業務処理に関する意見や、「市役所が開いている時間内には手続きに行けない」など開庁時間に関する意見もあります。

現在の窓口手続き等は複雑化しているため、市民に対して、正確で迅速な説明責任を果たす能力、接遇能力の向上も今後さらに職員に求められるものの、マイナンバー法<sup>1</sup>の施行に伴い、行政手続きの簡素化が図られることが予想されるため、更なる行政サービスの向上につなげる必要があります。



市民の利便性を考慮して 市役所1階フロア

<sup>1</sup> マイナンバー法：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年（2013）成立）」の通称。国民一人ひとりに固有の番号（マイナンバー）を割り振り、社会保障や納税に関する個人情報を管理するマイナンバー制度について定めた法律。年金や納税など異なる分野の個人情報を照合できるようにし、行政の効率化や公正な給付と負担を実現し、手続きの簡素化による国民の負担軽減を図ることなどが目的

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
53-1 市民窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の利便性向上を第一に考え、マイナンバーを活用した事務の簡素化や迅速化、効率化のため、各種の制約を考慮しながら市民窓口サービス体制を見直します。</li> <li>●市民のライフスタイルや生活サイクルの多様化などに対応した市民窓口サービスの向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市役所窓口ワンストップサービスの導入</li> <li>■証明書発行窓口の時間延長の実施</li> </ul>
53-2 他の行政機関等との連携による市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民サービスの向上を目指して、民間事業者及び他の行政機関等と連携します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■郵便局等との連携による市民サービスの向上</li> </ul>
53-3 職員の窓口サービス能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民と職員の信頼関係を構築し、市民の立場に立ったサービスを提供するため、職員の意識改革に取り組みます。特に、職員の接遇能力や説明能力、専門知識力の涵養、個人情報保護意識の養成を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■サービス向上研修への派遣及び庁内研修の充実</li> </ul>
53-4 市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>●増大する行政需要などに対応し、市民サービスの更なる向上を目指した庁舎の機能について検討を行います。</li> <li>●市民ニーズに即した行政サービスを実施するため、市民アンケートなどにより市民ニーズを把握し、その結果をフィードバックすることによりサービス向上策立案に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民アンケートの実施</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No92 サービス向上研修の受講者数(累積)	平成26年度 83名	80%増加 ↑	150名



## 54 積極的な広報PR

### 施策の方針

本市の知名度を高めるため、市の魅力を効果的に発信していくとともに、自治体間競争に対応した戦略的な広報に取り組むなど、積極的な広報PRに努めます。

### 現状と課題

近年、ゆるキャラの人気の全国的に高まるなか「うとん行長しゃん」が「ゆるキャラグランプリ」で、県内では3年連続1位(ご当地部門)となり、企業のコマーシャルに出演するなど知名度向上の一翼を担っています。また、来訪者へのおもてなしとして観光ボランティアガイド「うと歴史観光案内人の会」が誕生し、宇土の魅力を発信する取り組みも始まりました。さらにホームページなどを利用したPR活動は年々拡張していますが、本市の知名度はまだ不十分です。

今後は、普及率の高いスマートフォン等の

モバイル端末ユーザの利便性を向上させ、フェイスブックや動画などを効果的に活用し、より数多くの人々に本市の豊かな自然やロマンあふれる歴史や文化などさまざまな魅力を定期的に発信していく必要があります。



宇土市のげんき隊長「うとん行長しゃん」

### 54-1 ホームページアクセス数の推移

単位：件

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
アクセス数	237,761	354,968	449,445	614,898	758,055

(市まちづくり推進課：各年度3月31日現在)



うと歴史観光案内人の会

## 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
54-1 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の魅力を定期的に発信するため、リニューアルしたホームページの活用はもとより、スマートフォン等のモバイル端末を利用した効果的・積極的な情報発信に取り組みます。</li> <li>●市のイメージやブランド力を高めるため、数多くある自治体の中から「選ばれるまち」を意識した双方向性の魅力発信に取り組みます。</li> <li>●マスコミ等を活用した効果的な情報発信に取り組みます。</li> <li>●市のマスコットキャラクター「うとん行長しゃん」を活用し、市のPRに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報紙の電子化</li> <li>■ SNS<sup>1</sup>の拡充</li> <li>■ ウェブアクセシビリティ<sup>2</sup>の維持向上</li> <li>■ シティセールス<sup>3</sup>の拡充</li> <li>■ 報道機関への情報提供</li> <li>■ ゆるキャラPR事業</li> <li>■ 生活便利ブックの更新</li> </ul>
54-2 広報体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市政情報や市内イベント情報をいち早く発信するため、職員研修を実施し、SNSに対応できる人材を育成します。</li> <li>●総合的な市のPR活動の充実を実現するため、市の観光や文化などの様々な魅力を戦略的に発信します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SNS研修の実施</li> <li>■ フェイスブック投稿の権限拡大</li> <li>■ 観光ボランティアガイドの育成</li> </ul>

## 施策の指標

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度(2018年度)
指標No.93 市ホームページへのアクセス件数	平成25年度 758,055件	15%増加 ↑	871,764件
指標No.94 ホームページ操作方法等職員研修回数	平成25年度 1回	100%増加 ↑	2回

1 SNS [Social Networking Service]：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。  
 2 ウェブアクセシビリティ：障がいの有無や年齢などの条件に関係なく誰もが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。  
 3 シティセールス：都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりすること。



## 55 広域・産学官連携の推進

### 施策の方針

市民生活の多様化・広域化に対応した行政サービスを効率的に提供するため、地域や関係団体との連携に取り組み、それぞれの地域・関係団体が持つ特色ある資源や魅力を共有し、人や地域が多様な交流・活動を展開できるよう、連携を推進します。

### 現状と課題

市民の日常生活圏の広がりや市民ニーズの多様化・高度化、情報通信網の急速な発展により、自治体単位では完結できない行政課題が増大しています。このような社会の変化に対応するため、近隣の市町村がそれぞれの地域特性を活かして行政サービスの充実や機能分担を図る広域的な連携がこれまで以上に重要視されています。

本市は現在、「宇城広域連合」などの構成団体として広域連携を推進しています。これからも効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、広域的に対応することが望ましい取り組みについて検討する必要があります。

宇城広域連合は、構成市町にお

ける消防衛生や清掃、火葬、介護保険及び障害支援区分の認定審査業務などを行っています。平成25年度で熊本市（旧富合町・城南町）が脱退したことで、構成市町（宇土市、宇城市及び美里町）での体制維持が課題となっており、これからの広域連合体制について構成市町と連携を図り、研究・協議を重ねる必要があります。

また、本市は、熊本都市圏協議会、九州中央地域連携推進協議会、県南・宇城・天草地域活性化協議会への加盟や九州財務局、崇城大学との連携協定を締結していることから、双方のネットワークと資源を有効に活用し、地域経済の活性化及び市民生活の向上に取り組む必要があります。



九州財務局と包括連携協定（平成26年4月21日）

### 55-1 広域行政で取り組んでいる事務事業の一覧

団体名	構成市町村(宇土市以外)	事務事業
宇城広域連合	宇城市・美里町	消防衛生、清掃、火葬、介護保険及び障害支援区分の認定審査業務 など
熊本県市町村総合事務連合	八代市ほか68団体	市町村職員の退職手当、消防補償、市町村自治会館の設置・管理・運営、市町村非常勤職員の公務災害補償 など
熊本県後期高齢者医療広域連合	熊本県内全市町村	被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業 など

(市企画課・総務課)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
55-1 自治体・関係団体との連携による地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市を取り巻く地域課題の解決や自治体間に共通する地域ビジョンの実現を検討するため、さらなる広域連携に取り組みます。</li> <li>●近隣市町相互の特徴を活かした地域資源と人との交流を促進するため、近隣市町との連携・協調により、イベントなど広域振興事業を取り組みます。</li> <li>●地域経済の活性化や市民の生活向上等を図るため、関係団体との連携事業に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■熊本都市圏協議会、九州中央地域連携推進協議会、県南・宇城・天草地域活性化協議会事業</li> <li>■九州財務局、崇城大学との連携協定事業</li> <li>■連携中枢都市事業</li> </ul>
55-2 広域連合との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的な地域づくりを推進するため、広域連合の財政コスト圧縮による体制維持について、構成市町と研究・協議・連携を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域連合事業</li> </ul>



宇城広域連合 消防本部





## 56 定住・移住促進対策の充実

### 重点施策

#### 施策の方針

定住及び移住を促進し人口の維持増大を図るため、基本構想に掲げる全ての分野で様々な定住・移住施策を充実させるとともに、だれもが「宇土市に住みたい、住み続けたい」と思える元気と魅力あふれるまちづくりを目指し、定住・移住促進対策の充実に努めます。

#### 現状と課題

本市の活力を維持・向上させるためには、地域の活性化や時代のリードを担う多様な人材で構成される人口の維持・増大が必要です。特に、将来の本市の担い手の中心となる若者の定住と、若者の発想や意見、能力を積極的に地域づくりに活かしていくことが重要です。そのためには、若者に魅力ある雇用の場づくりや都市機能づくりなどを行い、若者の市内定住を促進するとともに、様々な分野で若者がその能力を発揮できる機会の創出が必要です。また、若い世代のニーズに対応した、働きながら子どもを生み育てることのできる

育児環境の整備や住環境整備、都市機能整備などが求められています。

国が東京都民1,200人を対象に地方移住について聞いた調査の結果によると4割が移住を「予定している」または「検討したい」と回答しており、今後も地方への移住ニーズは高くなっていくと予想されます。このように地方への移住を希望している人も多いことから、地域おこし協力隊制度を活用するなどUターンを促し、移住人口増加を目指す必要があります。

また、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。地方創生は、地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが求められており、宇土市の人口動向を分析し、将来展望を示す「人口ビジョン」と地域の特性をいかした宇土市版「総合戦略」の策定及び施策の実行が必要になっています。

#### 56-1 新築住宅戸数の推移

単位：棟

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新築家屋の建築棟数	110	99	108	121	98	130

#### 56-2 社会動態（転入・転出）の推移

(市税務課：各年1月1日現在)

単位：人

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
転入	1,402	1,358	1,405	1,253	1,355	1,524
転出	1,560	1,361	1,347	1,398	1,475	1,437
増減	-158	-3	58	-145	-120	87

#### 56-3 自然動態（出生・死亡）の推移

(DATAで見る宇土市2014：各年度3月31日現在)

単位：人

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生	298	356	357	313	299	315
死亡	348	355	391	402	388	385
増減	-50	1	-34	-89	-89	-70

(DATAで見る宇土市2014：各年度3月31日現在)

### 施策の展開

個別施策	個別施策の概要	主な取り組み
56-1 定住・移住促進 対策の推進 <b>重点施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「宇土市に住みたい、住み続けたい」と思えるまちを目指し、定住に係る基礎調査の実施や、移住促進策の検討を行います。</li> <li>●定住・移住の促進を図るため、定住応援事業を充実し積極的にPRを行い、宇土市に関心を持ってもらえるよう啓発に努めます。</li> <li>●定住・移住促進の受け皿となる住宅確保のため、空き家の調査・活用に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定住移住応援事業の実施(詳細は128～130ページ)</li> <li>■地域おこし協力隊の活用</li> <li>■空き家バンク事業</li> <li>■婚活支援事業</li> </ul>
56-2 まち・ひと・しごと 地方創生の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する市民の基本認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向の策定に取り組みます。</li> <li>●宇土市版「人口ビジョン」で示した人口の現状と将来の姿を踏まえ、関係各課で連携して地方創生に繋げる施策の策定・実現に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宇土市版「人口ビジョン」の策定</li> <li>■宇土市版「総合戦略」の策定・推進</li> </ul>

### 施策の展開

指標名	現状値	増減	目標値 平成30年度 (2018年度)
指標No95 人口の推移(住民基本台帳人口)	平成26年3月31日 37,967人	8%増加 ↑	41,000人



## 定住移住応援事業

(平成27年度の取り組み)

### 交通アクセス

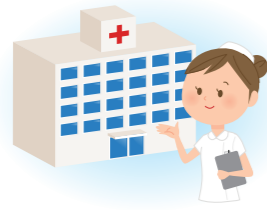
主要幹線道路として、国道3号、57号、501号が通っています。宇土市中心部から熊本市中心部までは車で約20分、松橋インターチェンジまでは約10分の距離です。

公共交通は、JR鹿児島本線及びJR三角線が走っており6つのJR駅があります。JR宇土駅から熊本駅までは約15分、博多駅までは約60分、新大阪駅までは約3時間30分での移動が可能です。

また、主要幹線道路には路線バスも多く、国道57号には快速バスも走っているため、地域間の移動がとても便利です。

### 医療機関

市内には20の病院・医院と13の歯科医院があります。また、近隣には済生会熊本病院やにしくまもと病院などの医療機関もあり、近隣自治体を含めた医療機関は充実しています。



### 教育・スポーツ環境

宇土市は、小中一貫や中高一貫教育を行う市立、県立の学校があります。また、市立の小中学校全てにエレベーターを完備し、教育振興基本計画のもとに、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティー・スクール」を全小学校で実施するなど、特色ある教育を行っています。さらに、市民体育館に全国初の大空間に設置された省エネ空調システム「エコウィン」を導入し、低料金で快適にスポーツが楽しめる、世界から注目されています。

### 商業施設

市街地及び周辺には、本町商店街をはじめ、ショッピングセンターやホームセンターなど数多くの商業施設が立地しており日常生活に必要な品はほとんどそろっています。民間の住みよさランキングでも宇土市の利便度が高く評価されています。



### 定住・住まい

新築住宅に対する固定資産税の減免制度	税務課	平成31年1月1日までに新築された住宅に対して、現行の固定資産税3年間（認定長期優良住宅は5年間）2分の1の減額制度に加え、一定の要件に該当する新築住宅に対し、さらに残りの2分の1を減免します。 新築住宅3年間（認定長期優良住宅は5年間）固定資産税0円（床面積120平方メートルまで）
移住者支援事業（空き家バンク）	まちづくり推進課	市外からの移住希望者ニーズに応えるため利用可能な空き家の有効活用を図ります。
住宅地開発推進計画	都市整備課	市街地及び近隣において、住宅開発の候補地を選定し、実現化に向けた課題の整理を行い、住宅地開発の推進を図ります。
住宅リフォーム助成金	商工観光課	住宅リフォーム工事を市内の施工業者で実施した経費に対して、その費用の一部を市内の登録店舗で利用できる商品券で補助します。
浄化槽設置事業補助金	環境交通課	住宅（小規模店舗付き住宅を含む）に浄化槽を設置する方に対し、家の広さや設備による人槽算定により、補助金を交付します。 また、汲み取り槽や単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合は、転換分の費用を上乗せ補助します。
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環境交通課	住宅に太陽光発電システムを設置する方に対して、一定の要件を満たす場合に補助金として商品券を支給します。
住宅用太陽熱温水器設置費補助金	環境交通課	住宅に太陽熱温水器を設置する方に、補助金として商品券を支給します。
雨水浸透ます設置補助金	環境交通課	住宅（小規模店舗付き住宅を含む）に雨水浸透ますを設置する方に対して、補助金を交付します。
雨水タンク設置補助金	環境交通課	住宅に雨水タンクを設置する場合に、タンクの容量に応じ、補助金を交付します。

### 暮らし

緊急通報システム	高齢者支援課	一人暮らしの高齢者等を対象に緊急通報システムを貸出し、自宅での体調不良等の緊急時に、システム端末の「緊急ボタン」を押すことで、委託業者につながり地域の協力員や消防署から速やかな救援が受けられます。
電動アシスト自転車購入費助成金	高齢者支援課	65歳以上の方が電動アシスト自転車を購入する際の購入費を助成をします。宇土市の販売店で購入し、購入した年度内に市が行う電動アシスト自転車講習会を受講することが条件です。購入費の1/3助成、上限20,000円。非課税世帯の場合は、上限30,000円。
市民農園無料体験	農林水産課	市には市民農園が2か所あります。市へ転入されて5年以内の方は、市民農園の無料体験ができます。つつじヶ丘野菜公園（橋原町801-1他）、いきいきふれあい農園（三拾町392-1他）
コミュニティバスミニバス	企画課	市中心部の住宅街から公共施設や商業施設などを結び、コミュニティバス「行長しゃん号」と、郊外部の公共交通空白地を解消し高齢者などの移動手段を確保するため、ミニバス「のんなっせ」を運行しています。
生涯学習講座成人講座子ども地域活動	生涯学習課中央公民館	市民が主体的に取り組む学習活動のきっかけとするため、市民のニーズにあった生涯学習の機会と情報を提供します。さらに各地区公民館においては、地区住民自ら運営する自主活動の支援や、さまざまなテーマの成人講座の企画、地区の支援者と共に地区の行事や伝承遊び等を体験する子ども地域活動を実施します。
まちづくり基金助成金	まちづくり推進課	地域や市民団体が行うまちづくり活動や、地域住民の交流の場として利用される公民館や集会所の環境整備などまちづくりに対する助成金を支給します。
生活便利ブック	まちづくり推進課	ライフサイクルに合わせた行政サービスや、観光や文化、施設や行事、市避難所マップなどの危機管理情報、コミュニティバスなどの生活交通情報など、市のありとあらゆる情報がこの1冊にまとめられています。宇土市に転入する方へは、転入手続きの際に「転入セット」の一部として市民課で配布しています。

### 子育て

保育事業	子育て支援課	子育て家庭の多様なニーズに対応するため、様々な保育事業を行っています。延長保育、休日保育、一時預かり保育、夜間保育、障がい児保育
放課後児童クラブ（学童クラブ）	子育て支援課	放課後に保護者が仕事等で家庭にいない小学1年生から6年生を対象に、保育園などで児童をお預かりし、健全な育成を行います。（開設日：月曜～土曜、春・夏・冬休み） 【利用料金】月額6,000円
乳幼児医療費助成子ども医療費助成	子育て支援課	乳幼児及び児童に要した保険適用分の医療費を助成します。 【乳幼児（0歳～就学前まで）】全額助成 【子ども（小学校1～6年生）】通院：医療機関につき月1,000円を控除した額、入院：医療機関につき月2,000円を控除した額
ファミリーサポートセンター	子育て支援課	子ども預かりや保育施設への送迎など援助を受けたい人の依頼に応じて、援助を行いたい協力会員を紹介し相互援助を行います。（事務室：児童センター2階事務室）（事前登録及び事前打合せが必要）
病児・病後児保育	子育て支援課	保護者の就労などでやむを得ず自宅での保育が困難な病気の児童を対象に、看護師・保育士が一時的にお預かり保育します。（事前登録が必要） 【利用料金】児童1人につき1日2,000円。1日の利用時間が5時間を超えない場合は1,000円
産後ママサポート	子育て支援課	出産後の体調不良や多胎児出産により、家事や育児が大きな負担となっている家庭へ、産後支援ヘルパーを派遣し、家事や育児などの援助を行います。（事前登録必要）
地域子育て支援拠点施設「子育て支援センター」【つどいの広場】	子育て支援課	子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換の出来る場所です。（市内4箇所）
子ども向けサークル活動イベント	児童センター	幼児や児童を対象に、年齢や身体的発達に応じた各種サークル活動（音楽や体操、英語など）や季節の行事、伝承あそびなどのイベントを低料金で開催します。（サークル活動は会員制）
幼稚園一時預かり保育	学校教育課	市立幼稚園児保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間後や夏休みなどの長期休業期間中に、幼稚園内で預かり保育を行います。
青少年健全育成	学校教育課	学校だけでは対応が困難な児童・生徒の問題行動について、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーが、児童・生徒や保護者と相談しながら指導を行い、行政・福祉関係施設など外部機関と連携して、子どもを取り巻く環境を調整し改善を図ります。
ブックスタート	図書館	保健センターで行う生後3か月健診で、2冊の赤ちゃん絵本をプレゼントし、家庭で絵本とおもて愛情あふれる時間をもつことを応援するブックスタートを行います。



## 教 育

小規模特認校制度	学校教育課	「小中一貫教育」で1小学校1中学校の良さをいかし、少人数学習を実施して高い評価を得ている網田小・中学校を小規模特認校と指定し、大規模校（宇土小・花園小・鶴城中）からの児童・生徒を受け入れます。
多子世帯への給食費助成金	学校教育課	小中学校に通う子どもが3人以上いる保護者のうち、3人目以降の子どもが市内小中学校に通う方を対象に、3人目以降の給食費を無料にします。
副教材費購入助成金	学校教育課	小中学校に入学する新1年生を対象に、副教材費の購入経費の一部を学校が負担します。
大学・専門学校等入学準備金	学校教育課	向学心に富んだ人材育成を目的に、入学準備金を支給します（入学年に1回のみ）。ただし、学業成績や世帯収入などでいくつかの条件があります。 高等学校・高等専門学校・専修学校：50,000円 短大・専修学校（専門課程）・大学：100,000円

## 保 健

不妊治療費助成金	健康づくり課	赤ちゃんを望む夫婦のいずれかが本市に住所を有し、熊本県特定不妊治療費助成の決定を受けた方を対象に、不妊治療費を上乗せして助成します。ただし、市税を完納（現年度及び過年度）していることが条件です。1年度あたり上限80,000円（通年5年間が限度）
妊婦健康診査	健康づくり課	妊婦健診14回分の公費負担（無料）を行います。母子健康手帳と一緒に「妊婦健康診査受診票」を交付します。
乳児全戸訪問事業	健康づくり課	生後1～4か月の乳児が居る家庭すべてを保健師が訪問し、相談にのります。
乳幼児健康診査	健康づくり課	3か月児、6か月児、1歳6か月児、3歳児に集団健診を行います。
乳幼児歯科健診	健康づくり課	1歳3か月児対象の「幼児歯科教室」と「2歳児歯科健診」を開催し、むし歯予防につながる情報を提供しています。
若年者特定健診	健康づくり課	子育て世代である35歳を対象に、生活習慣病の早期発見と早期治療につなげるため、30代の国民健康保険被保険者と35歳の節目年齢の方に特定健診を無料で実施します。
がん検診推進	健康づくり課	該当年齢の方を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診の無料検診を行い、早期発見と早期治療につなげます。
特定健診 特定保健指導	健康づくり課	40～74歳で本市の国民健康保険被保険者を対象に、無料で特定健診を行います。また他のがん検診とも同時に実施しているため、1度に受診ができて便利です。
予防接種助成金	健康づくり課	定期予防接種に加え、中学生までのインフルエンザ、成人の風しん予防接種費用など任意予防接種費用の一部を助成します。



# 第3部 附属資料



第5次宇土市総合計画後期基本計画策定の経緯	132
宇土市総合計画策定に関する規定	134

## 第5次宇土市総合計画 「後期基本計画」策定の経緯

### 5月29日 後期基本計画策定方針決定

後期基本計画の策定にあたり、元松市長に策定に対する思いを聞き、前期基本計画の進捗状況について検証を行い、まちづくり座談会での市民ニーズや社会情勢の変化並びに第2期市長マニフェストなどを踏まえた市民にとって分かりやすい効果的で実行性のある計画づくりを行う方針を決定しました。

### 7月1日 第1回策定委員会

### 8月19日 第1回準備委員会

### 8月26日～9月11日（内7日間） 7地区まちづくり座談会開催

市内7地区の公民館で、「まちづくり座談会」を開催しました。まちづくり座談会は、後期基本計画の「7地区のまちづくり」を策定するにあたり、地区の現状と課題や市民の思いを取り入れるために開催したものです。

市からは、市長や副市長、教育長、市職員に加えH26年4月に包括連携協定を結んだ九州財務局の職員など約15名が参加し、住民は、地区ごとに23～57人、全体で298人が参加されました。

座談会では、各地区ともその地区の特産品や名所遺跡、自然環境など活かして「魅力ある元気なまちにしたい」といった意見が出され、また人口減少と少子高齢化が進む西部地区では、インフラ整備や雇用の確保、農漁業後継者の育成などにより若者を呼び戻したいなどの意見が出されました。

座談会テーマ	自分の住んでいる地区をどういうまちにしたいか？
市出席者	市長、副市長、教育長、九州財務局職員、企画部長、準備委員、企画課職員
対象者	宇土市民
開催周知方法	1.広報うと8月号掲載 2.ホームページ掲載 3.案内文配布 宇土市議会議員、各地区囁託員158名、市内74団体
参加者数	289人（参加者アンケート回収数235枚）

### 9月15日～10月15日 市民のハガキ実施

宇土市が今後「住みたい」「住み続けたい」まちになるためには、何をどうすべきか、返信ハガキを使い、市民の皆様から『意見』や『提案』を募集しました。

対象者	宇土市民
募集方法	広報うと9月号全世帯チラシ折り込み
意見件数	15件

### 9月16～18日

### 産業経済団体まちづくり座談会を開催

市役所で、市内の商工業・農業・漁業各分野の後継者団体を対象に「まちづくり座談会」を開催しました。市からは、市長や副市長、教育長、市職員など約10名が参加し、後継者団体からは、商工業分野12人、農業分野5人、漁業分野22人、全体で39人が参加されました。

座談会では、後期基本計画で市が取り組むべき施策について意見を求め、商工業分野の参加者からは、空き店舗の利活用について、また農業・漁業分野の参加者からは、経営の安定化や後継者の育成、また特産品の高付加価値化と販路拡大など求める意見が出されました。

座談会テーマ	豊かで活気あふれるまちづくり（産業・経済振興）に必要なこと	
市出席者	市長、副市長、教育長、経済部長、企画部長、商工観光課職員、農林水産課職員、企画課職員	
対象者	商工業	宇土市商工会青年部
	農業	宇土市認定農業者協議会、宇土市農業後継者協議会
	漁業	住吉漁協後継者クラブ、網田漁協後継者クラブ、網田漁協戸口後継者クラブ
参加者数	39人（参加者アンケート回収数32枚）	

### 9月18日～10月3日

### 小学6年生・中学3年生アンケート調査実施

後期基本計画に、子どもたちの声を取り入れるため、市内の小学6年生・中学3年生全員を対象にアンケートを実施しました。

調査対象者数	小学6年生364人 中学3年生373人 計737人
回収結果	有効回収数702票、回収率95.3%

### 11月6日～12月1日

### 後期基本計画（素案）庁内作成依頼

前期基本計画施策検証シートにより、進捗状況を検証し、まちづくり座談会意見などの市民ニーズや第2期市長マニフェストを踏まえた、後期基本計画（素案）の作成を依頼しました。

### 12月2～26日

### 後期基本計画（素案）の取りまとめ（確認・調整）

### 1月5～20日

### 後期基本計画（素案）に係るパブリックコメント実施

後期基本計画（素案）について、広く市民の皆様のご意見・ご提案を反映させるため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

◆意見件数：0件

### 1月15日 第2回準備委員会

### 2月3日 第2回策定委員会

### 3月6日 後期基本計画策定



平成22年5月20日

訓令第4号

宇土市総合計画策定に関する規程(昭和57年訓令第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、宇土市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政の総合的な開発計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市発展のための将来の目標及び目標達成のための基本的施策の方針で、市のビジョンをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を具体化するためのおおむね5年の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関し作成するおおむね3年の計画をいう。

(委員会等)

第3条 総合計画に関する事務を担当させるため、次の委員会を置く。

- (1) 総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)
- (2) 総合計画準備委員会(以下「準備委員会」という。)
- 2 策定委員会及び準備委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 準備委員会の長は、委員の互選による。
- 4 準備委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 策定委員会及び準備委員会は、必要に応じてそれぞれの長が委員会を招集する。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもつて充て、副委員長は総務企画部長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の職務)

第5条 策定委員会は、基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の計画案を総合的に審査、及び調整する。

(準備委員会の職務)

第6条 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 基本構想等に含まれるべき施策や事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 基本構想等に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) その他基本構想等の策定に関する必要な事項

(資料の要求)

第7条 策定委員会及び準備委員会は、職務の遂行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

(市民意見の反映等)

第8条 総合計画の策定にあたっては、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。

- 2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。

(総合計画の策定)

第9条 基本構想は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で審査し調整のうえ、宇土市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

- 2 基本計画は、準備委員会が作成した計画原案を策定委員会で調整し、市長が決定する。
- 3 実施計画は、基本計画に従い、各部の事業計画を基本に総務企画部長が調整して計画案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

(庶務)

第10条 総合計画の策定に関する庶務は、総務企画部企画課において処理する。

附 則

この訓令は、平成22年5月20日から施行する。